

日医総研ワーキングペーパー

2011 年

医師会病院の公的医療機関への位置づけに関する研究

～島根県益田市民を対象としたアンケート調査による

益田市医師会病院の公的医療機関への位置づけに関する検証～

No. 249

2011 年 12 月

日本医師会総合政策研究機構

2011 年

医師会病院の公的医療機関への位置づけに関する研究

日医総研 畑仲卓司 水谷 渉 佐藤和孝

キーワード

- ◆公的医療機関
- ◆医師会病院
- ◆市民アンケート調査
- ◆財政的支援
- ◆人的支援

ポイント

- ◆本研究は、医師会病院の機能・役割等を、既存の赤十字病院等公的医療機関と比較する等評価するとともに、島根県益田市において、市民からみた「益田市医師会病院」の評価・位置づけを「市民アンケート調査」によって明らかにする等して、医師会病院を「公的医療機関」として医療法上位置づけることを目的とした。
- ◆この研究は、下記のような（１）～（５）の方法により行った。
（１）益田市における医師会病院と益田赤十字病院における行政からの補助金等に関する実態の把握、（２）公的医療機関の成り立ちからその担う機能等を整理分析し医師会病院と比較・検討、（３）益田市民を対象とした医師会病院の公的医療機関としての評価に関する市民アンケート調査の実施、（４）益田市行政の協力による市民アンケート調査の実施、（５）日本医師会・島根県医師会・益田市医師会共同で市民アンケート調査を実施。

＜この研究により、下記のようなことが明らかになった。＞

- ◆（１）益田市医師会病院を取り巻く課題
平成 19 年度から平成 21 年度の 3 年間の、島根県からの医師会病院への交付金・補助金は 6,961.6 万円で、赤十字病院は 9,331.9 万円と 2,370.3 万円の差があり、また益田市からの交付金・補助金では、医師会病院の 8,973.1 万円に対し、赤十字病院は 25,999.9 万円と 1 億 7 千万円の差があった。
- ◆（２）益田市民を対象としたアンケート調査結果
 - ① 益田市民は、制定後約 60 年経過した「公的医療機関」への「重点的な財政的及び人的支援の仕組み」を否定し、その指定対象は見直されるべきとの意見が大勢。
- ◆② 県知事等が地域に貢献している医療機関を「公的医療機関」として国

に指定してもらい、「医師会病院」は「公的医療機関」と同様に支援されるべきとの意見が市民の大勢。

◆③「医師会病院」を「公的医療機関」に指定し、産婦人科医師を確保できる環境を整えるべきとの意見が市民の大勢。

◆（３）今後の課題

今後の課題として、１）「医師会病院」を「公的医療機関」に指定してもらうことを要望している、他郡市医師会でも同様の「アンケート調査」を広く実施し、多くの国民が「医師会病院」を「公的医療機関」として認める意向であることを明らかにし、これを政策的エビデンスとして活用することが課題。

◆今一つの課題としては、２）「医師会病院」を「公的医療機関」に指定してもらうに際し、これまで未検討の下記のような部分を明らかにしていくことが課題。

○公的医療機関の法的位置づけの方法とそれに伴って生じる課題の検討

○法的位置づけへの道筋の検討

○税制との関係の検討

○公益法人改革や社会福祉法人等への対応との比較検討

○併せて対応すべき方策の検討

目 次

第1編 本編

第1章 研究の背景・目的と方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1-1

- 1 研究の背景・目的
- 2 研究の方法

第2章 益田市にみる医師会病院を取り巻く課題・・・・・・・・・・・・ 2-1

- 1 益田市の中核病院の現状と諸問題
- 2 医師会病院と公的医療機関について

第3章 益田市民を対象としたアンケート調査結果・・・・・・・・・・・・ 3-1

- 1 アンケート調査の目的
- 2 アンケート調査の方法
- 3 アンケート調査の発送・回収状況
- 4 調査対象の概要
- 5 医師会病院等に関する市民の認知度と評価について
 - (1) 益田市民として必要な医療提供の分野と
医師会病院の医療提供の分野について
 - (2) 診療所を中心とする医療機関と医師会病院が連携して取り組む
医療提供体制の評価について
- 6 医師会病院への公的医療機関の指定と支援のあり方について
 - (1) 公的医療機関の指定と支援に関する評価とあり方について
 - (2) 国・県等の行政による医師会病院等の
中核病院に対する支援の必要性について
 - (3) 医師会病院を公的医療機関に指定することについて

第4章 まとめと今後の課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-1

- 1 「益田市民アンケート調査」のまとめ
- 2 今後の課題

第2編 参考資料編

第3編 益田市民を対象としたアンケート調査票編

第 1 編

本編

第1章 研究の背景・目的と方法

1. 研究の背景・目的

「平成 21 年度地域医療を担う医師会病院等の運営課題把握のための研究」において、医師会病院を取り巻く様々な運営課題が抽出され、医師会病院を取り巻く経営課題の深刻さが浮き彫りになった。

特に、地方における医療崩壊は既に始まっており、今後は国や地方公共団体よりの公的運営補助や施設整備補助等の財政支援が必要とされているとともに、島根県では大学医局や自治体病院、更には地方の行政が医師確保対策として養成する奨学生や地域枠推薦による養成医師派遣の人材支援を、公立病院及び公的病院を優先するとの方針を表明しており、今後医師会病院は、公的医療機関の位置づけがなければ病院事業そのものの存続すら危うい状況に陥ることが予想される。

このため、医師会病院が地域社会に貢献し続けるためには、早急に「公的医療機関」としての位置づけが必要であると、多くの医師会及び医師会病院より要望されている。

このような背景から「平成 21 年度全国医師会共同利用施設臨時総会」において、医師会病院を日本赤十字社や社会福祉法人恩賜財団済生会等の病院と同様、医療法第 31 条の「公的医療機関」として位置づけ、これらと同様に行政より各種補助等の支援を受けることにより、医師会病院を地域社会に貢献し続けることが出来る医療機関にすべきとの考え方が、提案された。

そこで、現在医師会病院が担っている地域医療支援病院等の機能や医療サービス内容、及び過疎地域等へき地での役割を整理し、これら機能・役割等を既存の公的医療機関と比較する等評価するとともに、上記課題に大きく直面している島根県益田市において、市民からみた益田地域医療センター医師会病院（以後、「益田市医師会病院」又は「医師会病院」ともいう）の評価・位置づけをアンケート調査によって明らかにする等して、医師会病院を「公的医療機関」として医療法上の位置づけることについての研究を行う。

研究成果については、共同利用施設検討委員会に報告するとともに、平成 23 年度に開催した「全国医師会共同利用施設総会」（山形県）においても公表し、医師会病院を「公的医療機関」に位置づけることに資することを目的とする。

表 1-1-1. 「公的医療機関」としての位置づけを求めている医師会・医師会病院の要望事項

都道府県	医師会名	項目	内容
茨城県	1 A 医師会	要望事項	公的医療機関への位置づけは絶対に必要です。
		内容理由等	A 医師会病院は設立 25 年になります。設立当時の行政との話し合いにも、一切の補助金も無く、現在も医師不足・看護師不足に人件費は 60%を越え、毎年、赤字に苦しんでおり、債務保証の問題もあり、医師会理事にも苦勞しています。なんとか、老健経営により成り立っています。
鳥取県	2 B 医師会	要望事項	医師会立病院が医師会の事業として公益性ある事業である事を認める事。
		内容理由等	医師会立病院が事業として公益性のある事業であるかどうかは公益社団法人の認定を受ける上で重要である。 医師会病院は医師会又医師会員の利益追求のためでなく、地域の医療、福祉に公的な立場から貢献していると考えます。
島根県	3 C 医師会	要望事項	「医師会立病院が医療法 31 条の公的医療機関に位置づけられること」についての署名活動の提案。
		内容理由等	益田市医師会様のご努力には敬意をもって、拝聴させて頂いております。 提案とまではいかないですが、この事への賛同をいただける医師会の協力を得、署名活動をおこなって、更なる申し出を中央へ提出しては如何なものでしょうか。
岡山県	4 D 医師会	要望事項	D 医師会は医師会立病院が医療法 31 条の公的医療機関に位置づけられることを国に強く要望いたします。
		内容理由等	D 医師会の区域内の人口は約 6 万人です。公益法人である D 医師会(会員数 67 名・医療機関 57 機関)が運営する D 医師会病院は、へき地医療拠点病院、二次救急病院、地域医療支援病院の指定を受け、地域の医療を支える中核病院として積極的に地域社会に貢献しているところではありますが、長年にわたる診療報酬の抑制や医局からの派遣医師の引き上げにより、職員の懸命な努力により何とか基幹病院としての機能を維持している現状であります。同区域には市立病院がありますが、公的医療機関としての機能は全て医師会病院が担っていると言っても過言ではありません。にもかかわらず、開設以来市町村の財政的支援は一切受けていません。医師会立病院はあくまで民間病院としての位置づけでしかないのです。 このまま医療崩壊が進むと、地域支える基幹病院としての機能や体制を維持することが困難になります。当医師会は全国の医師会立病院が、公的医療機関として位置づけられ、国や地方自治体の財政支援や、地方自治体の派遣医師や、地域枠又は奨学金制度を利用して養成する医師の公的医療機関への優先配置などの財政的および人的援助を受けることができるように切にお願いするところでもあります。

都道府県	医師会名	項目	内容
広島県	5 E 医師会	要望事項	公的病院との助成金額格差是正、縮小。
		内容理由等	<p>当医師会病院は中山間に位置し、かかりつけ医の先生方の支援(特殊検査、入院加療;急性期)と急性期加療の終了した患者さまの基幹病院から受け入れ(療養、回復期リハ)を積極的に行なっている。人口 6 万人の地域ではあるが、当センターの役割を担う病院は他に無く、この地域における存在意義は高いと思われる。</p> <p>また、基幹病院と連携した夜間救急センターを併設・運営する事で、高齢化率が 30%を越したこの地域での住民の安心・安全の生活を守るべく医療に当たっている。さらに、健診センターを併設する事で、地域住民の一次予防・二次予防に貢献している。</p> <p>以上、当センターが公的視点・立場に立った医療を住民の方々へ提供している現状を鑑みれば、公的病院との助成金額格差是正、縮小の方向に進むべきと考える。</p> <p>さらに、それぞれの医師会立病院は、立地性や住民人口、人口構成比など、その置かれた立場によって、その運営状況に違いがあるものの、目指す医療は同じものと考えられる。よって、医師会立病院を医療法 31 条における②の厚生労働大臣が定める者の開設する病院に位置づけて頂きたい。</p>
愛媛県	6 F 医師会	要望事項	医師会病院を医療法 31 条の公的医療機関に位置づけられるよう運動を続けていただきたい。
		内容理由等	<p>共同利用施設としての医師会病院の利用によって、この地域の医療レベルが保たれていることもあり、是非公的医療機関位置づけていただきたい。</p> <p>当地では、公的医療機関として、180 床の市立病院があるが循環器専門医が不在であり、冠動脈造影装置のある当医師会病院はなくてはならないものです。</p> <p>地域医療支援センター(平成 22 年 8 月 22 日付朝日新聞報道)の国の構想で医師の派遣は公的医療機関優先となることは必至であり、医師会病院の医師不足が、更に進んでいくおそれがあります。</p>
福岡県	7 G 医師会	要望事項	益田医師会の要望に賛同し、医療法 31 条の公的医療機関への医師会立病院の位置付けを実施することを切に要望します。
		内容理由等	<p>G 医師会病院も市立病院の設置が無い地域で 20 年以上に渡り準公的病院としての役割を担っているのが現実ではあるが、昨今の医療環境の悪化に伴い、派遣元医局からの後任の補充は全く見込みがなく、当月も常勤医が開業のため 1 名離職があった。東京をはじめとする大都会の魅力は名もない地方にはないため、当然研修医の確保もおぼつかない状況です。市町村が公立病院の赤字に苦しんでいる時代でもあり、ここは国による地域医療支援病院へのまず財政的支援を強くお願いしたい。</p> <p>新臨床研修制度を否定するものではありませんが今のままでは負の部分(特にへき地をはじめ地方の病院の惨状)を国が黙っているのは納得がいきません。</p>

都道府県	医師会名	項目	内容
熊本県	8 H 医師会	要望事項	医師会立病院の公的医療機関への位置づけを要望致します。
		内容理由等	H 医師会は会員数 174 名で、熊本県の東北部を医療圏としております。私どもの H 医師会立病院の所在地は熊本県内で唯一の公的医療機関が存在しない市であります。当病院は救急指定病院であり県委託の感染症病床(4床)を有し、公的医療機関と同等の役割を担っておりますが、その位置づけがないために、自治体の財政支援が受けられず、更に医師不足にも悩まされております。公的医療機関の位置づけがなければ存続が危うい状況にあります。医師会立病院が医療法 31 条の公的医療機関に位置づけられることが実現することを強く要望致します。
大分県	9 I 医師会	要望事項	1.医師会立病院を医療法 31 条の公的医療機関に 1 日も早く位置づけして頂きたい。 2.医師会立病院に公的病院として運営補助金の助成をお願いしたい。 3.国立大学からの医師派遣を優先的に受けられるよう法整備をお願いしたい。
		内容理由等	1.I 医師会立病院は、休日・夜間救急当番病院として平日の輪番制に参加し、毎日午前 0 時より翌朝 8 時までの救急外来及び土・日・祭日の救急外来を受持っているが夜間救急当番手当はほぼ無いに等しい。 2.県内に大学医学部があるが標榜する科の医師が揃わない為に脳障害、呼吸器疾患の急患は市外の医療機関に救急搬送している状況であり、何とか応急処置だけでも出来る体制をつくる為に医師の派遣をお願いしたい。
鹿児島県	10 J 医師会	要望事項	益田市医師会の「医師会立病院が医療法 31 条の公的医療機関に位置づける」という要望に強く賛同いたします。
		内容理由等	平成 21 年 12 月 20 日の日本医師会共同利用施設臨時総会で「限定根保証」について発表した折、島根県益田市医師会のご提案をお聞きし感銘を受けました。 当医師会では 2 つの医師会立病院をもち、民間医療機関が嫌がる夜間の診療や収益性の悪い医療を行っており、真の意味で地域医療を支え、そして公益性を担っています。ただ公的医療機関でないため、行政からの援助は乏しく困窮を極め、また自治医大生も派遣されていません。現状のままだと、地域医療を守っている医師達は疲弊し、ついには地域医療を放棄せざるを得ない状況に陥ります。 是非、医師会立病院を公的医療機関に位置づけていただきたい。

都道府県	医師会名	項目	内容
鹿児島県	11 K 医師会	要望事項	<p>①医師会立病院を公的医療機関として位置づける。 ②郡部での地域医療を担う医師会病院に診療報酬上での特典を。 ③医師の複数個所勤務を認可。(公立病院勤務医の地域内非常勤体制)</p>
		内容理由等	<p>地域医療存続のために医師会立病院中でも郡部医師会立病院を存続させよう。</p> <p>本地域でも医師の引き上げが始まり、中核病院である医師会立病院では、この 5 年で、整形外科、眼科、循環器科、呼吸器科は非常勤医による外来診療のみ、外科も常勤医 1 名で手術など不備な状態となり、これまで実績を誇ってきた救急医療はいまや地域の付託に応えられない状態、常勤医もわずか 8 名となった。</p> <p>そもそもこの病院は 30 年前に地域医療崩壊を予測した医師会がその対策にと設置したもので、常勤医、設備ともに十分に整備された重装備型の医師会立病院である。時期を一にした医療費抑制施策、辺地ゆえに避けられない医療スタッフ確保難、多額の借入金など、運営、経営に於いては苦節の 30 年であったが、専門診療、2 次救急、ドック、健診、無医地区診療所医師派遣など多岐の機能を持ち、経営もよく、地域の住民、行政、医師会会員にとって今や無くてはならない存在である。しかし、新たに常勤医を確保できない場合、勤務医の立ち去りを招き、運営不能に陥る可能性もある。その時当地域は基幹病院と約 200 床のベッドを失うことになり、地域医療は崩壊する。そればかりか、高齢過疎化に拍車がかかり、地域自体も崩壊しうる。</p> <p>この医師会病院に 24 年間勤務した経験から地域医療はかかりつけ医と、専門病院あるいは中核病院が機能分担と連携を行うことで維持でき、中核病院の存在は必要不可欠であると考えている。が、しかし公設同様の貢献をしている医師会立病院をはじめとする民間の基幹病院には、公設に比べ、何らの行政的サポートがない。県医療行政が担当する医師確保対策でも、まずは公立病院からで、医師会立病院は後回しにされ、公設民営であれば地方交付税などから供出される運営補助金もない。国、県、そして市町村は、医師会病院が果たしている地域医療への貢献とその重要性を認識し、その存続を保証するために、以下の事を実行すべきであろう。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 自治医科大卒医師の就任先に医師会病院を組み込む ② 医師会病院にも公設同様の運営資金や改築資金を提供する ③ 特に辺地にあるが故に経営上の不利である医師会病院には診療報酬上での特典を付け、医療従事者の待遇を向上させる ④ 医師の複数個所勤務(公立の中核病院に勤務する専門医師が地域内医療機関に非常勤勤務する)を体制化する <p>これらのうち、①及び②は医師会病院が公立病院と同じ位置付けになれば、おのずと叶う事である。是非に実現させたい。</p> <p>しかし更に③、④をも実現しないと辺地の医師会病院は救えず、真の地域医療存続にはならない。</p>

2. 研究の方法

(1) 益田市における医師会病院と益田赤十字病院における

行政からの補助金等に関する実態の把握

益田市における、益田市医師会病院と公的医療機関である益田赤十字病院を取り上げ、各々における病院機能等を整理するとともに、これらへの過去3年間の行政からの補助金等、財政的支援措置について比較検討を行う。

(2) 文献により公的医療機関の成り立ちからその担う機能等を整理分析し

医師会病院との比較・検討

医療法における、医師会病院や公的医療機関が担う機能面での検討や、過疎地域等へき地での立地地域指定状況等を検討し、医師会病院が公的医療機関と同様な役割を果たしていること等を総合的に評価する。

(3) 益田市民を対象とした医師会病院の公的医療機関としての評価に関する

市民アンケート調査の実施

益田市に居住の20歳から80歳までの男女3,000名を、益田市の協力により無作為に抽出し、この方々を調査対象として、益田市医師会病院を中心に、その地域での評価や公的医療機関としての位置づけに関する意向についてのアンケート調査を行うことによって、地域住民からみた医師会病院の公的医療機関としての評価を明らかにする。

(4) 補助金等に関する検討や益田市対象の市民アンケート調査の実施に際して

益田市行政による協力

益田市市民アンケート調査の実施に際し、市民の中から調査対象を抽出することは、市民のプライバシーに強く関わることから、その抽出については益田市に協力してもらい行う。

また、このアンケート調査は益田市の医療行政にも深く関係することから、益田市長(福原慎太郎氏)名によるアンケート調査への協力の依頼文を同封する。

これにより、本アンケート調査への市民の理解が深まるとともに、これが回収率の向上に大きく寄与するものとする。

また、前記行政から医療機関への補助金等に関する実態の把握に際しては、益田市等行政の協力が不可欠であることから、これらの協力により検討を行う。

(5) 益田市市民アンケート調査は日本医師会・島根県医師会・益田市医師会共同で実施

今回行う医師会病院と公的医療機関に関する市民アンケート調査は、益田市医師会だけの問題に止まらず、島根県医師会或いは日本医師会に関わる問題であるとともに今後の展開を考え、日本医師会・島根県医師会・益田市医師会共同で行うこととした。

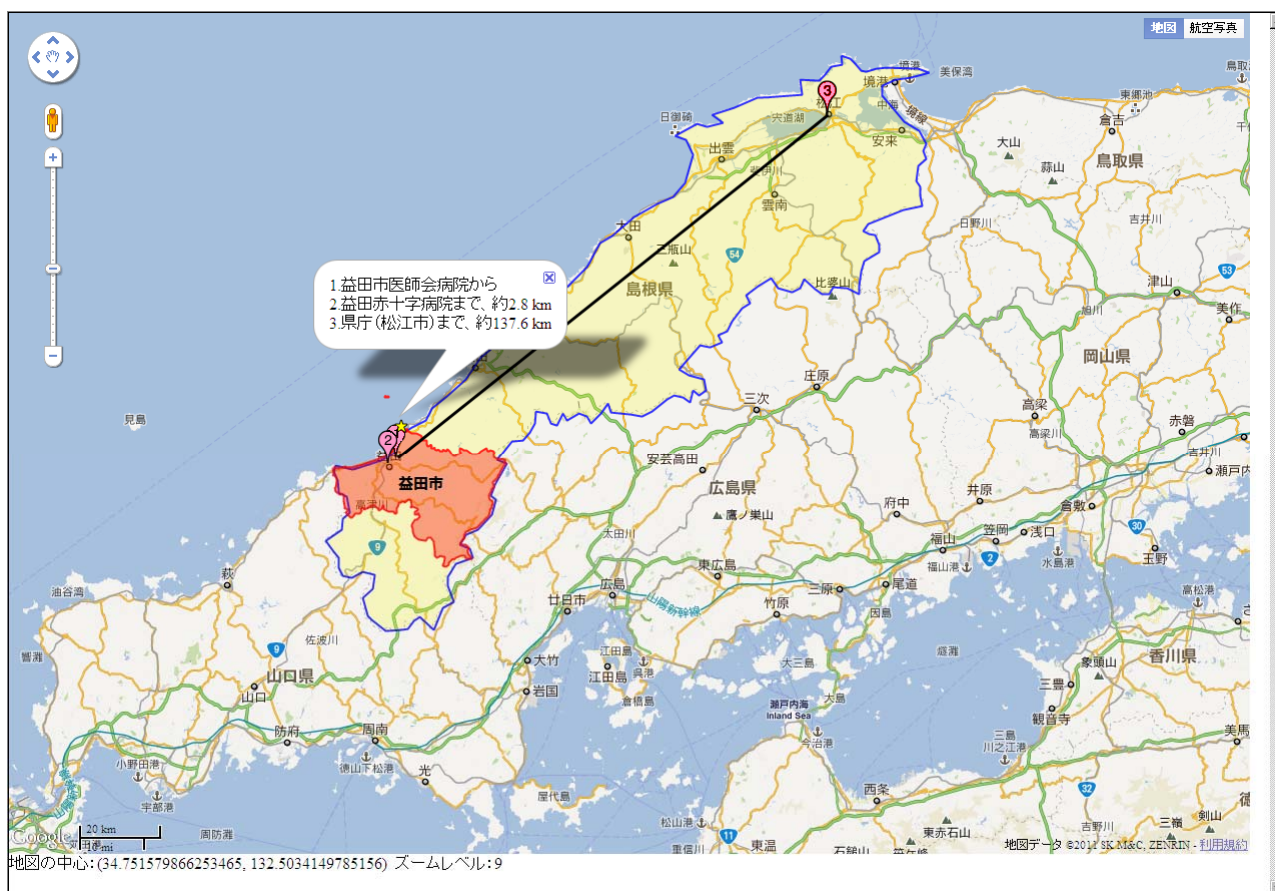
第2章 医師会病院を取り巻く課題

1. 益田市の中核病院の現状と諸問題

(1) 益田市の中核病院について

益田市は、島根県の県庁所在地である松江市から約 137.6 km 離れた最西端に位置する、人口約5万人の市である。面積は、島根県の約1割を占め、その大半は林野である(図2-1-1)。

図 2-1-1. 益田市の概況



益田市には、益田市医師会立益田地域医療センター医師会病院、益田赤十字病院、松ヶ丘病院の3つの病院がある。ただし、松ヶ丘病院は、精神科病院であるため、一般病床を持っていない。このため、益田市で中核病院となるのは、医師会病院と赤十字病院である。この2つの病院は、直線距離にして約 2.8km しか離れておらず、病院の規模もほぼ変わらない。この2病院の概要を表 2-1-1、表 2-1-2、表 2-1-3 に示す。

許可病床数は、医師会病院が 343 床、赤十字病院が 327 床とほぼ変わらないが、赤十字病院は一般病床数が 315 床という急性期病院であるのに対し、医師会病院は一般病床数が 163 床であり、輪番体制で救急医療を行っている。残りの病床は療養病床で、慢性期にも対応している病院である。

診療科については、医師会病院が 9 診療科、赤十字病院が 14 診療科であり、医師会病院には、産婦人科と小児科がない。

しかし、医師会病院は、地域の高齢化に対応して、介護老人保健施設、訪問看護ステーション、在宅介護支援センター及び保健予防センター、益田地域産業保健センターといった附属施設や併設施設があり、高齢者のための地域医療を中心に広く支えている。

また、どちらの病院も、平成 21 年度 DPC 対象病院となっており、看護配置基準が医師会病院は 10 対 1、赤十字病院は 7 対 1 となっている。

次に、表 2-1-4 は、島根県の保健医療計画から作成した表である。これをみると、どちらの病院も、重要な医療の役割を担っていることがわかる。また、「小児救急を含む小児医療」、「周産期医療」、「感染症保健・医療対策」について、今後、医師会病院も対応できるようになれば、地域住民にとって理想的な医療体制となる。

医師数の推移をみると、医師会病院は、14 人程度を保有しているが、常に不足状態である。一方、赤十字病院は、平成 14 年に 50 人いた医師が、8 年後には 37 人に減少しており、益田地域の医師不足は深刻な問題となっている。

医師会病院は、平成 10 年に地域医療支援病院となって以降、平成 19 年に赤十字病院が地域医療支援病院になるまでの約 10 年間、高齢化の進む益田圏域の地域医療を支えてきた。地域医療支援病院業務報告書（平成 20 年 4 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日）の比較表をみると、紹介率が赤十字病院は 79%であるのに対し、医師会病院は 97.6%と高く、逆紹介率も 92.2%と赤十字病院の 45.7%に比べて倍以上に高い。共同利用病床数についても医師会病院は高く、診療所との地域連携が病院運営の根幹となっている。また、患者相談実績を見ると、相談件数が、8,875 件と赤十字病院 1,644 件の 4 倍以上であった（表 2-1-5）。

表 2-1-1. 医師会病院と赤十字病院の概要 1

施設名称		益田市医師会立 益田地域医療センター医師会病院	益田赤十字病院
設立主体		益田市医師会	日本赤十字社
管理者氏名		狩野 稔久	河野 龍之助
開設年月日		1986年5月1日	1971年3月26日
許可病床数	精神	0	0
	結核	0	8
	感染症	0	4
	療養	132 (医療44+介護44+回復期リハ44)	0
	一般	211 (一般163+特殊疾患療養病棟48)	315
	合計	343	327
診療科目	内科	○	○
	呼吸器内科		
	循環器内科	○	○
	消化器内科		
	腎臓内科		
	神経内科		○
	(代謝内科)糖尿病内科		
	血液内科		
	皮膚科		○
	アレルギー科		
	リウマチ科	○	
	感染症内科		
	小児科		○
	精神科		
	神経科		
	心療内科		
	漢方内科		
	外科	○	○
	呼吸器外科	○	
	(心臓血管)循環器外科		
	乳腺外科		
	気管食道外科		
	消化器外科		
	泌尿器科		○
	肛門科		
	脳神経外科		
	整形外科	○	○
	形成外科		
	美容外科		
	眼科		○
	耳鼻咽喉科		○
	小児外科		
	産婦人科		○
	産科		
	婦人科		
	リハビリ科	○	
	放射線科	○	○
	麻酔科	○	○
	ペインクリニック内科		
	歯科		
	矯正歯科		
	小児歯科		
歯科口腔外科		○	
合計	9	14	

<参考資料>

島根県ホームページ内病院一覧(平成23年4月1日現在)

(<http://www.pref.shimane.lg.jp/life/kenko/iryo/byouin-shinryosho/>)

表 2-1-2. 医師会病院と赤十字病院の概要 2

施設名称	益田市医師会立 益田地域医療センター医師会病院	益田赤十字病院
付属施設	保健予防センター 益田地域産業保健センター 医師会臨床検査センター 益田圏域地域リハ支援センター	
併設施設	益田市立介護老人保健施設くにさき苑 益田市医師会訪問看護ステーション 益田市医師会ホームヘルプ事業所 益田市医師会居宅介護支援事業所 益田市立在宅介護支援センターくにさき苑 益田市医師会さくらんぼ保育所	
関連施設	島根県立石見高等看護学院 益田市国民健康保険診療施設美都診療所	
職員数	病院337名(医師会全体402名)	439人(平成21年2月1日現在)
関連大学	島根大学、自治医科大学、鳥取大学 山口大学、鹿児島大学	
敷地	31,155.74㎡	17,238.38㎡
建物	医師会病院 7,574㎡ (鉄骨コンクリート造4F建て)	本館23,462.05㎡(鉄骨鉄筋コンクリート造・ 地下1階・地上8階塔屋付建)
	ふたば棟(療養型) 2813.304㎡ (鉄筋コンクリート造3F建)	エネルギー棟765.27㎡(鉄筋コンクリート造・ 地下1階・地上2階建)
	リハビリテーションセンター4620.14㎡ (鉄骨造5F建)	附属建物176.68㎡ (鉄骨造・平屋建)
	(公設民営)介護老人保健施設3668.58㎡ (鉄筋コンクリート造3F建)	医師住宅501.12㎡ (鉄筋コンクリート造・地上2階建)
		北事務棟395.79㎡(鉄筋コンクリート造・平屋建)
特殊施設	—	NICU(後方病床含む):11床 人工透析:30台(H21.2月1日)
主な指定等	平成21年度DPC対象病院	平成21年度DPC対象病院
	救急告示病院	救急告示病院
	労災指定病院	エイズ拠点病院
		災害拠点病院
		第二種感染症医療機関
		地域周産期母子医療センター
	地域医療拠点病院	地域医療拠点病院
		臨床研修指定病院
	地域医療支援病院	
主な施設規準	入院基本料10対1	入院基本料7対1(H19.3)
	入院時食事療養(I)	入院時食事療養(I)
	栄養管理実施加算	栄養管理実施加算(H18.4.1)
	診療録管理体制加算	診療録管理体制加算(H14.5.1)
	回復期リハI	療養環境加算(H14.11.1)
	休日体制加算	重症者等療養環境特別加算(H14.11.1)
	亜急性期入院医療管理料1	亜急性期入院医療管理料(H17.1.1)
	褥瘡患者管理加算	褥瘡患者管理加算(H16.4.1)
	特殊疾患病棟1	ハイリスク分娩管理加算(H18.4.1)
療養病棟入院料2	小児入院医療管理料3(H21.4.1)	

<参考資料>

益田市医師会立益田地域医療センター医師会病院ホームページ(<http://www.pool.co.jp/isikai/byouin.htm>)益田赤十字病院ホームページ(<http://www.masuda.jrc.or.jp/index.html>)

表 2-1-3. 医師会病院と赤十字病院の概要 3

施設名称	益田市医師会立 益田地域医療センター医師会病院	益田赤十字病院
各種法律等に基づく医療制度指定病院・承認病院		
健康保険指定病院	○	○
国民健康保険指定病院	○	○
労災保険法指定病院	○	○
結核予防法指定病院	○	○
生活保護法指定病院	○	○
戦傷病者特別援護法指定病院		○
身体障害者福祉法指定病院		○
児童福祉法指定病院		○
原子爆弾被爆者医療指定病院	○	○
精神衛生法指定病院		○
地域医療支援病院	○	○
母子保健法指定病院	○	○
母体保護法指定病院		○
老人保健法指定病院	○	○
臨床研修指定病院		○
救急告示病院	○	○
エイズ拠点病院		○
災害拠点病院		○
第2種感染症医療機関		○
地域がん診療連携推進病院		○
地域周産期母子医療センター		○
地域医療拠点病院	○	○
学会指定研修施設		
教育関連病院	A	○
認定教育施設	B	○
専門医制度修練施設	C	○
専門医修練施設	D	○
日本乳癌学会関連施設	E	○
認定研修施設	F	○
施設認定	G	○
研修施設	H	○
日本脳卒中学会研修教育病院	I	○
専門医制度教育関連施設	J	○
循環器専門医研修施設	K	○
麻酔指導病院	L	○
麻酔科認定病院	L	○
専門医制度卒後研修指導施設	M	○
周産期新生児専門医暫定研修施設	N	○
周産期母体・胎児専門医暫定研修施設	N	○
泌尿器科専門医教育施設	O	○
放射線科専門医修練協力機関	P	○
放射線診断学部門、核医学診断部門	P	○
マンモグラフィ検診施設(A)	Q	○
実地修練認定教育施設	R	○
NST稼動施設	R	○

A.日本内科学会、B.日本糖尿病学会、C.日本外科学会、D.日本消化器外科学会、E.日本乳癌学会、
 F.日本がん治療認定医機構、G.日本臨床細胞学会、H.日本整形外科学会、I.日本脳卒中学会、J.日本神経学会、
 K.日本循環器学会、L.日本麻酔科学会、M.日本産婦人科学会、N.日本周産期・新生児医学会、O.日本泌尿器科学会
 P.日本医学放射線学会、Q.マンモグラフィ検診精度管理中央委員会、R.日本静脈経腸栄養学会

<参考資料>

益田市医師会立益田地域医療センター医師会病院ホームページ(<http://www.pool.co.jp/isikai/byouin.htm>)

益田赤十字病院ホームページ(<http://www.masuda.jrc.or.jp/index.html>)

表 2-1-4. 島根県保健医療計画（益田圏域）より抜粋

施設名称	益田市医師会立 益田地域医療センター医師会病院	益田赤十字病院
がん治療	早期発見・早期診断及び胃がん、大腸がんなど国内に多いがんの治療を担う	専門的ながん診療を担う
胃がん	手術療法と薬物療法が可能	手術療法と薬物療法が可能
肺がん	—	—
大腸がん	手術療法と薬物療法が可能	手術療法と薬物療法が可能
子宮がん	手術療法と薬物療法が可能	手術療法と薬物療法が可能
乳がん	手術療法と薬物療法が可能	手術療法と薬物療法が可能
がん対策	遠隔画像病理診断	非常勤病理医、院内がん登録
	緩和ケアを担う	緩和ケアを担う
脳卒中対策	主として身体機能を回復させるリハ(回復期リハ)を行う	主として救急医療(急性期医療)を担う
急性心筋梗塞対策	主として救急医療(2次救急)を担う	主として救急医療(急性期医療)を担う
糖尿病対策	糖尿病患者の治療や合併症の治療 バイキング教室による栄養指導や患者会による糖尿病教室の開催	血糖コントロールが難しい患者に対する治療及び急性合併症治療、糖尿病の合併症治療(腎症、神経障害)を担う
小児救急を含む小児医療	—	入院を要する小児救急に医療を提供するとともに小児専門医療を担う
周産期医療	—	周産期における比較的高度な医療行為を行うことができる
救急医療	入院を必要とする救急患者に医療を提供する	入院を必要とする救急患者に医療を提供する
災害医療 医療連携体制の現状	救護班を編成し、救護活動を行う 県の防災訓練に参加 DMAT申請中	災害時に救護所・避難所等に出向き、診療活動を行う 災害拠点病院
在宅医療	在宅療養を行っている人の症状が悪化した場合等に対応する医療機関	在宅療養を行っている人の症状が悪化した場合等に対応する医療機関
難病対策	特殊外来として膠原病外来実施 特殊疾患療養病棟において入院治療を担う	難病医療協力病院
感染症保健・医療対策	—	2類感染症患者の入院を担当する第二種感染症医療機関 エイズ拠点病院

医師の年齢構成(H18.12月末)		
20代	1	3
30代	9	21
40代	4	13
50代	2	8
60～64	0	0
65～69	0	2
70～74	1	0
75～	0	0

※医師数推移		
H14	15	50
H15	11	47
H16	13	45
H17	13	45
H18	14	44
H19	14	40
H20	14	36
H21	14	40
H22.4	14	37

<参考資料>

島根県ホームページ内保健医療計画(益田圏域)をもとに作成。

(http://www.pref.shimane.lg.jp/life/kenko/iryu/shimaneno_iryu/hokenniryoukeikaku/hokenniryoukeikaku.data/masudakeniki.pdf)

※益田市ホームページ内(<http://www.city.masuda.lg.jp/soshiki/174/detail-928.html>)

表 2-1-5. 地域医療支援病院業務報告書（平成20年4月1日～平成21年3月31日）の比較

施設名称	医師会病院	益田赤十字病院
1 紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績		
紹介率・・・(A+B)÷C	97.6%	79%
逆紹介率・・・D÷C	92.2%	45.7%
紹介患者数(A)	3,731人	5,530人
救急患者数(B)	738人	1,703人
初診患者数(C)	4,578人	9,158人
逆紹介患者数(D)	4,220人	4,182人
2 共同利用の実績		
共同利用機関延べ数	1,672機関	1,055機関
(うち開設者と直接関係がない医療機関延べ数)	1,647機関	1,055機関
共同利用病床数	163床	5床
共同利用病床延べ病床数(A)	114,684床	1825床
共同利用延べ入院患者数(B)	62,474人	595人
共同利用病床利用率(B÷A)	54.5%	32.6%
共同利用の範囲	病院施設設備、機械器具の全部(MRI、CT、血管造影X線、乳房撮影装置、エコー、脳波、第1会議室、第2会議室、小会議室、図書室、保健予防センター、情報管理室、地域医療連携室、研究室、手術室、各病棟スタッフステーション、病室、カンファレンス室、病理解剖室、患者搬送用自動車)	MRI、CT、RI、ABR、エコー、脳波、第1会議室、第2会議室、小会議室、講義室、図書室、保健指導室、家庭看護指導室、地域医療支援室、研究室、手術室、各病棟スタッフステーション、病室、カンファレンス室、分娩室、病理解剖室、患者搬送用自動車
3 救急医療の提供の実績		
救急搬送による救急患者数	799人	1,519人
(うち、入院患者数)	582人	916人
救急搬送以外による救急患者数	1,598人	7,039人
(うち、入院患者数)	238人	1,158人
救急用又は患者搬送用自動車	2台	1台
4 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修の実績		
研修の内容	学術講演会、症例検討会	「HIV感染症の診療体制と診断のポイント」等32回
研修参加者数	226人	2078人
研修体制		
研修プログラムの有無	有 無	有
研修委員会設置の有無	(医師会学術担当理事及び医師会病院学術担当医師で決定)	有
研修指導者数	7人	5人
5 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の体系的な管理方法		
管理責任者	院長	院長
管理担当者	事務長	事務部長
診療に関する諸記録	中央病歴管理室、事務室	各部署各外来等
病院管理及び運営に関する諸記	事務室	総務課、医療社会事業部、医事課
6 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧方法及び閲覧の実績		
閲覧責任者	院長	院長
閲覧担当者	事務長	地域医療係長
閲覧の求めに応じる場所	病診連携推進室、病棟ナースステーション	
前年度の閲覧総件数	942件	18件
7 委員会の開催の実績		
委員会の開催回数	4回	4回
8 患者相談の実績		
相談を行う場所	相談室	相談室
主として患者相談を行った者	医療ソーシャルワーカー	医療ソーシャルワーカー
相談件数	8,875件	1,644件
相談の概要	退院援助に関するもの4326件、疾病・障害に関するもの2282件、福祉施設入所に関するもの1472件等	制度活用に関する問題425件、介護・療養生活上の問題410件、医療の確保に関する問題360件等

<参考資料>

島根県ホームページ内地域医療支援病院業務報告

(http://www.pref.shimane.lg.jp/life/kenko/iryu/shimaneno_iryu/chiikishien/chiikishien.html)

(2) 行政からの交付金・補助金に関わる問題

平成19年度から平成21年度の3年間の国からの益田市医師会病院への交付金・補助金は、5,663.8万円、赤十字病院は、5,506.5万円とほぼ同額であった。一方、島根県からの医師会病院への交付金・補助金は、6,961.6万円で、赤十字病院は9,331.9万円と医師会病院と2,370.3万円の差があった(表2-2-1)。

表2-2-1. 平成19~21年度の3年間における国、県からの交付金・補助金

		国		県	
		医師会 病院	赤十字 病院	医師会 病院	赤十字 病院
平成 21 年度	医療提供体制推進事業費補助金【設備】				
	がん診療施設	10,185	10,500		
	医療提供体制推進事業費				
	救急勤務医支援事業	2,000			
	産科医等確保支援事業		718		
	島根県地域医療機能確保設備整備費補助金【設備】				
	地域医療機能確保設備整備費補助金【県単補助】				10,185
医療施設運営費等補助金					
へき地保健医療対策費	11,182		11,183		
平成 20 年度	医療的提供体制推進事業費補助金【設備】				
	医師派遣病院診療体制強化	10,500		10,500	
	共同利用施設(地域医療支援病院)		37,285		37,285
	島根県地域医療機能確保設備整備費補助金【設備】				
	地域医療機能確保設備整備費補助金【県単補助】			8,622	6,499
医療施設運営費等補助金					
へき地保健医療対策費	11,136		11,136		
平成 19 年度	医療施設等設備整備費補助金【設備】				
	へき地巡回診療車	680		681	
	医療施策推進交付金【設備】				
	診療施設運営費等補助金【県単補助】			16,539	32,788
	医療施設運営費等補助金				
へき地保健医療対策費	10,955		10,955		
医療提供体制推進事業費補助金【設備】					
周産期医療施設		6,562		6,562	
合計		56,638	55,065	69,616	93,319

益田市からの交付金・補助金を比較すると、医師会病院は8,973.1万円に対し、赤十字病院は25,999.9万円と1億7千万円ほどの差があり、行政からの支援体制について格差が生じている（表2-2-2）。

その中でも、国より交付された公的病院支援金は9千万円以上の差があり、公的医療機関と医師会病院のようにこれに指定されない病院との間に、大きな差が生じる交付金制度そのものが問題となっている。

表2-2-2. 平成19～21年度の3年間における益田市からの交付金・補助金の格差

単位：円

年度	名 称	医師会病院	赤十字病院	備 考
21	公的病院支援金	3,394,000	94,129,290	医師会病院：単独 赤十字病院：交付金（国）
21	定住自立圏交付金	65,300,000	106,800,000	申請額（補助率：2割）
21	周産期医療維持・継続事業		3,180,000	益田圏域補助
21	産科医等確保支援事業		1,253,000	国1/3・市1/3
21	第2次救急	4,631,978	7,949,249	患者実績
20	（輪番制補助金）	4,528,855	8,207,710	
19	同上	4,376,136	8,479,934	
20	施設・整備支援金		30,000,000	MRI設置（医師会についてはH16～19事業）
19	同上	7,500,000		
合計		89,730,969	259,999,183	差額：170,268,214 円

参考までに、厚生労働省における平成22年度の補助金・交付金についての資料から、「公的医療機関」が交付金事業の実施要綱または交付要綱に含まれる項目を抜粋したものを表2-2-3に示す。同時に、公立、民間、厚生労働大臣が指定、都道府県知事が指定も表に示した。これをみるとそれぞれ細かな条件は異なるが、71項目が公的医療機関の事業に当てはまっていた。加えて、公立医療機関については、総務省からも別枠で交付金が割り当てられている。

表2-2-3. 厚生労働省における公的医療機関に関する国庫補助等の制度

※全国医政関係主管課長会議資料(平成22年2月26日)「実施要綱及び交付要綱(案)」より
事業の実施主体が、事業実施要綱ないし交付要綱において、「日本赤十字社」などが明記して列挙されているものを抜粋し

以下の条件で○とした(「除く」とあるものは×)。

公的医療機関:公的団体(日本赤十字社、済生会、農協など(うち済生会のみ除くなどは△))

公立医療機関:都道府県、市町村、地方公共団体など(地方独立行政法人は除く)

民間医療機関:医療法人、学校法人、社会福祉法人、医療生協など(健保組合などは△)

厚生労働大臣:厚生労働大臣が認める者

事業名	公的 医療 機関	公立 医療 機関	民間 医療 機関	厚生 労働 大臣	都道 府県 知事
医師派遣等推進事業	○	○	—	○	—
女性医師等就労支援事業	○	○	○	○	—
産科医等育成・確保支援事業	○	○	○	○	—
産科医療機関確保事業等	○	○	○	○	—
へき地診療所運営事業	○	○	○	○	—
へき地診療所設備整備事業	○	○	○	○	—
へき地診療所施設整備事業	○	○	○	○	—
へき地診療所等医師支援事業	○	○	○	○	—
へき地巡回診療車(船)	○	○	—	—	○
離島巡回診療ヘリ	○	○	○	○	—
へき地・離島診療支援システム設備整備事業	○	○	—	○	—
離島等患者宿泊施設・設備整備事業	○	○	○	○	—
医療施設近代化施設整備事業	○	×	△	○	—
小児初期救急センター事業	○	○	—	○	○
共同利用型病院運営事業	○	○	—	○	○
小児救急医療支援事業	○	○	—	○	○
小児救急医療拠点病院運営事業	○	○	—	○	○
管制塔機能を担う救急医療機関等運営事業	○	○	—	○	○
ヘリコプター等添乗医師等確保事業	○	○	—	○	○
受入困難事案患者受入医療機関支援事業	○	○	—	○	○
診療協力支援事業	○	○	—	○	○
小児救命救急センター運営事業	○	○	—	○	○
ドクターヘリ導入促進事業	○	○	—	○	○
救急救命士病院実習受入促進事業	○	○	—	○	○
小児集中治療室医療従事者研修事業	○	○	—	○	○
救急勤務医支援事業	○	○	—	○	○
救急患者退院コーディネーター事業(救急医療対策事業)	○	○	—	○	○
救命救急センター運営事業(救急医療対策事業)	○	○	—	○	○
休日夜間急患センター設備整備事業	○	○	—	○	○
小児初期救急センター設備整備事業	○	○	—	○	○

事業名	公的 医療 機関	公立 医療 機関	民間 医療 機関	厚生 労働 大臣	都道 府県 知事
病院群輪番制病院及び共同利用型病院設備整備事業	○	○	—	○	○
救命救急センター設備整備事業	○	○	—	○	○
高度救命救急センター設備整備事業	○	○	—	○	○
小児救急医療拠点病院設備整備事業	○	○	—	○	○
小児集中治療室設備整備事業	○	○	—	○	○
地域医療の充実のための遠隔医療補助事業	○	○	—	○	—
不足病床地区病院施設整備事業	○	—	—	—	—
特定地域病院施設整備事業	○	—	—	—	—
周産期母子医療センター運営事業	○	○	—	○	—
小児医療施設整備事業	○	×	—	○	○
周産期医療施設整備事業	○	×	—	○	○
地域療育支援施設	○	○	—	○	—
新生児医療担当医確保支援事業	○	○	—	○	—
日中一時支援事業	○	○	—	○	—
助産師養成所開校促進事業	○	—	○	○	—
看護師等養成所初年度設備整備事業	○	—	○	○	—
看護師等養成所教育環境改善設備整備事業	○	—	○	○	—
看護師養成所修業年限延長促進事業	○	○	○	○	—
新人看護職員研修事業	○	○	—	○	—
看護職員専門分野研修	○	○	—	○	—
看護教員養成講習会事業	○	○	—	○	—
外国人看護師候補者就労支援対策事業	○	○	—	○	—
院内助産所・助産師外来施設・設備整備事業	○	×	—	○	—
短時間正規雇用等看護職員の多様な勤務形態導入支援事業 (就業環境改善支援事業)	○	○	—	○	—
病院内保育所運営事業のうちの施設整備事業	○	—	○	—	—
公的病院等特殊診療部門運営事業	○	—	—	○	—
小児科・産科連携病院等支援事業	○	×	—	○	—
在宅医療推進支援センター事業	○	○	—	○	—
在宅医療推進連絡協議会	○	○	—	○	—
在宅医療従事者研修	○	○	—	○	—
NBC災害・テロ対策設備整備事業	○	○	—	○	○
医学的リハビリテーション施設設備整備事業	○	—	—	—	—
医学的リハビリテーション施設設備整備事業	○	—	—	—	—
共同利用施設整備事業	○	×	—	○	—
基幹災害医療センター	○	×	—	○	○
地域災害医療センター	○	×	—	○	○
がん診療施設設備整備事業	○	—	—	○	—
人工腎臓装置不足地域設備整備事業	○	○	—	○	—
HLA検査センター設備整備事業	○	○	—	○	—
院内感染対策設備整備事業	○	×	—	○	—
内視鏡訓練施設設備整備事業	○	×	—	○	—
対象制度の合計数	71	51	14	65	28
対象制度の対公的医療機関比率	100.0%	71.8%	19.7%	91.5%	39.4%

逆に、「民間医療機関」を対象にした交付金事業の実施要綱または交付要綱に含まれる項目を抜粋したものを表 2-2-4 に示す。これをみると、20 項目が民間医療機関の事業に当てはまっており、公的医療機関または公立医療機関が除かれている事業となっていた。

表 2-2-4. 厚生労働省における民間医療機関に関する国庫補助等の制度

事業名	公的 医療 機関	公立 医療 機関	民間 医療 機関	厚生 労働 大臣	都道 府県 知事
院内感染対策施設整備事業	×	×	○	—	—
共同利用施設整備事業 第1 公的医療機関等による共同利用施設のうちの施設	×	×	○	○	—
研修医のための研修施設整備事業	×	×	○	—	—
臨床研修病院施設整備事業	×	×	○	—	—
臨床研修病院支援システム設備整備事業	—	×	○	○	—
医師臨床研修病院研修医環境整備事業	×	×	○	—	—
治験施設施設整備事業	×	—	○	—	—
医療施設耐震整備事業	×	×	○	—	—
医療施設耐震化促進事業	×	×	○	○	—
へき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業	△	—	○	○	—
看護教員養成講習会参加促進事業	△	—	○	○	—
新任教員研修事業	△	—	○	○	—
助産師学生実践能力向上事業	△	—	○	○	—
看護師養成所2年課程(通信制)導入促進事業	△	—	○	○	—
看護教員養成講習会施設整備事業	△	—	○	○	—
看護師養成所修業年限延長施設整備事業	△	—	○	○	—
看護師勤務環境改善施設整備事業	×	—	○	○	—
看護師宿舎施設整備事業	×	—	○	○	—
医療機器管理室施設整備事業	×	×	○	○	—
内視鏡訓練施設施設整備事業	×	×	○	○	—
対象制度の合計数	0	0	20	14	0
対象制度の対民間医療機関比率	0.0%	0.0%	100.0%	70.0%	0.0%

2. 医師会病院と公的医療機関について

(1) 公的医療機関の位置づけの変遷

公的医療機関とは、都道府県、市町村、その他、厚生大臣の定める者の開設する病院又は診療所をいう（医療法31条）。戦後の医療法において、公的医療機関がどのように位置づけられてきたか、その変遷を紹介する。

(2) 医療機関の設置の「積極的促進」から「適正配置」へ

1) 戦後の医療普及策としての公的医療機関

昭和23年（1948年）7月30日に公布された「医療法」の構成（章立て）は、現行の医療法とは異なり、つぎの通りシンプルであった。

医療法（昭和23年7月30日法律第205号）

第1章 総則

第2章 病院、診療所及び助産所

第3章 公的医療機関

（第3章以下省略）

昭和23年7月30日公布の医療法では、公的医療機関には独立の章が設けられていた。医療制度調査会の答申において、「公的医療機関を速に整備すること」が項目のひとつとして掲げられ、「特に戦災による医療機関の損耗の甚だしい地域については、一定規模の総合病院を、無医地域については診療所を公共団体をして早急に建設せしめるよう助成すること。」とされていた（日本医師会雑誌第22巻第3号157頁）。

これを受けて、同法34条は厚生大臣は公的医療機関の設置主体に対し、「設置を命ずることができる」とし、また、同33条は設置費用についての国庫負担を定めるなどしており、公的医療機関の整備・普及に関する積極性を表していた。従来の国民医療法にはなかった新制度であり、新制度の肝であったと考えられる。

他方で、公的医療機関に関連し、①医療機関の整備に関する重要事項を調査審議させるために医療機関整備審議会（同32条）、②公的医療機関の運営に関する重要事項を調査させるために公的医療機関運営審議会（36条）、③公的医療機関の開設者が請求することのできる診療の報酬に関して審議させるために診療報酬審議会（38条）、がそれぞれ設置されていた。

つまり、終戦直後の公的医療機関の役割は、戦災からの復興を目的とし、国・地方公共団体の助成のもとで、その整備・普及が急務とされていた。

2) 昭和60年(1985年)第1次医療法改正

昭和60年に公布された第1次医療法改正では、「医療計画」の制度が導入されるとともに、前記①の医療機関整備審議会が廃止された。厚生省健康政策局総務課編集の「医療法・医師法(歯科医師法)解」第15版40頁参照)によれば、「わが国の医療供給体制は、戦後着実に整備がはかられてきた結果、病院病床数、医師数等、欧米諸国と比較して遜色ないところまで到達」し、「トータルとしては、量的に相当の水準に達しているものの、地域的な偏在がきわめて大きいこと、医療施設相互の機能分担及び連携の問題をはじめとする医療供給体制のシステム化がはかられておらず、全体として非効率な面があることが指摘されて」いるため、「無秩序な病院病床の増加のコントロールによる医療資源の地域的偏在の是正と、医療関係施設間の機能連携の確保を図る」ことが、医療計画の導入の経緯として説明されている。

医療法(昭和60年第1次医療法改正)

第1章 総則

第2章 病院、診療所及び助産所

第2章の2 医療計画

第3章 公的医療機関

(第3章以下省略)

つまり、この時点においては、戦災復興を目指した公的医療機関もほぼ目的を遂げ、医療体制の無秩序な拡大よりも、効率的・計画的な配置が求められるようになり、公的医療機関も制度としての転換点を迎えたといえよう。

3) 平成18年(2006年)第5次医療法改正

平成18年の第5次医療法改正において、公的医療機関は、「第5章 医療提供体制の確保」の章の一部として位置づけられ、従来設けられていた公的医療機関運営審議会は廃止された。

また、公的医療機関に対する国庫補助を定めた医療法33条(「国庫は医療の普及をはかるため、特に必要があると認めるときは、都道府県、市町村その他厚生大臣の定める者に対し、その開設する公的医療機関について、予算の定める範囲内においてその設置に要する費用の一部を補助することができる。」)も削除された。

医療法（平成18年第5次医療法改正）

第1章 総則

第2章 医療に関する選択の支援

第3章 医療の安全の確保

第4章 病院、診療所及び助産所

第5章 医療提供体制の確保

第1節 基本方針（30条の3）

第2節 医療計画（30条の4～30条の11）

第3節 医療従事者の確保等に関する施策等（30条の12～30条の13）

第4節 公的医療機関（31条～38条）

（第5章以下省略）

4) 小括

このように、戦後まもなくは、戦災復興を目的とし、国民にあまねく医療を普及させるため、公的医療機関の役割が重要視されていたが、現行の医療法においては、一応その目的が達成され、医療機関の創設自体よりも、医療計画に基づく適正配置や機能連携が重要視されている。

(3) 「公的医療機関」の開設者とされている者について

1) 医療法制定時に想定されていた公的医療機関の主体

昭和23年5月8日の医療制度審議会の総会において成案とされた医療法案についての答申によれば、公的医療機関の設置主体はつぎの要件を備えている者とされていた。

- ① 普遍的かつ平等に利用させ得る経営主体であること
- ② 常に適正な医療の実行が期待されうること
- ③ 医療費負担の軽減が期待されうること
- ④ その経営が経済的変動によって左右されないような財政的起訴を有し、かつ今後必要に応じ公的医療機関を整備しうる能力（特に財政的能力）を有すること
- ⑤ 社会保険制度と緊密に連携協力しうること
- ⑥ 医療と保健予防との一体的運営によって経営上の矛盾を来さないこと
- ⑦ ある程度広汎な人事並びに業務上の相互連携交流が可能なこと
- ⑧ 地方実情と遊離しないこと

2) 現行制度における「公的医療機関」の設置主体

現行制度において、公的医療機関の設置主体とされている者はつぎの通りである。

- ア 医療法31条によるもの 都道府県、市町村
- イ 昭和28年の「医療法第31条の規定による公的医療機関を定める告示（厚生省告示167号）」によるもの
- 1号 地方公共団体の組合
 - 2号 国民健康保険団体連合会、及び普通国民健康保険組合
 - 3号 日本赤十字社
 - 4号 社会福祉法人恩賜財団済生会
 - 5号 厚生（医療）農業協同組合連合会
- ウ 昭和31年の「医療法第31条の規定による公的医療機関を定める告示」によるもの
- 6号 社会福祉法人北海道社会事業協会

3) 現在の公的医療機関の設置主体についての沿革と詳細

ア 日本赤十字社について

日本における赤十字社は、1877年の西南戦争の際に、彼我の傷病兵士の区別なく治療看護することを目的に設立された博愛社が起源である。1887年（明治20年）に日本赤十字社と改称した。日本赤十字社は、設立当初から、①皇族を総裁とすること、②社長・副社長は勅許を得る必要があること、③宮内・陸・海三省の監督を受けること、とされていたため、皇室と軍部と強いつながりを有していた。医療法が制定される昭和28年までに全国各地に89の赤十字病院が設立されていた。宮内庁から毎年多額の財政援助を受けていた。

現在は、日本赤十字社法に基づく特別な法人であり、美智子皇后を名誉総裁としている。

イ 社会福祉法人恩賜財団済生会について

1911年、明治天皇から「施薬救療の大詔」にもとづいて、150万円が下賜されその設立資金にあてられた。前年の大逆事件による社会主義運動の高まりを抑え社会不安を緩和するために、桂太郎内閣がとった政策のひとつであった。

昭和11年までに病院15箇所、及び診療所61箇所が設置された。大正3年には済生会の事務は、行政庁に委嘱され、各県の知事とその支部長を兼ねることになった。

現在は、社会福祉法人とされ、寛仁親王殿下を総裁としている。

ウ 厚生（医療）農業協同組合連合会

明治33年（1900年）に成立した産業組合法にもとづいて、大正期以降、島根、岡山、長野などで医療利用組合が設立され、昭和7年産業組合法の改正以降は、医療利用組合は急速な拡充・発展を遂げた。

これらの医療利用組合は、戦後、農業協同組合法のもとで、厚生農業協同組合に改編され、農業地域の医療提供に貢献している。現在、厚生農業協同組合は全国に39組織あり、計117の病院と64の診療所を開設している。厚生農業協同組合が存在しない地域もあるが、おおむね各都道府県単位にひとつの厚生農業協同組合が存在する。ただし、栃木県内には3つの厚生農業組合が存在する。

なお、平成20年12月、島根県の石西厚生連が約8億円の負債を抱え、松江地方裁判所に自己破産申請をしている。

エ 社会福祉法人北海道社会事業協会

大正3年に設立された北海道慈善協会を改組し、北海道社会事業協会として発足し、

その事務局は北海道庁社会課内におかれた。大正11年、昭和天皇の北海道御幸のおり、社会福祉振興のため5000円が下賜された。現在は社会福祉法人として、北海道内で7つの病院を運営している。

オ 小括

このように現在の公的医療機関の設置者は、昭和31年に社会福祉法人北海道社会事業協会が指定されたのを最後に、55年間にわたり、あらたに指定されたものはない。この間、これらの公的医療機関の設置者は、「公的医療機関」として、国や地方公共団体から多額の補助金の交付を受けている。

(参考文献 菅谷章「日本医療制度史」(昭和51年))

第3章 益田市民を対象としたアンケート調査結果

1. アンケート調査の目的

このたび、益田市医師会から、益田地域医療センター医師会病院(以下、「医師会病院」ともいう)の地域での評価や位置付けを調査するため、市民の皆様にアンケートを実施したいとの申し出があった。

この背景には、益田市医師会が運営している益田地域医療センター医師会病院をはじめ、全国の医師会病院においては、継続的かつ安定的に医療サービスを提供するため、医師会病院を医療法第31条の「公的医療機関」に指定することが求められていることがある。

そこで、益田市のご協力のもと、日本医師会・島根県医師会・益田市医師会の三医師会共同で、益田市民の皆様を対象に本アンケートを実施し、住民の皆様からみた医師会病院の地域での評価や位置付けを調査させて頂いた。

2. アンケート調査の方法

(1) 調査対象

益田市にお住まいの20歳から80歳までの男女3,000名を、益田市の協力により無作為に抽出し、この方々を対象として、益田市医師会事務局が郵送による調査票の発送・回収(発送作業の一部は益田市に協力してもらった)を行った。

その結果1,712名からの回答があり、全体の回収率は57.1%であった。

(2) 調査内容

① 回答者のフェースシート

- 1) 2011年6月1日時点における、回答者自身や回答者の世帯について (F1, 2)
- 2) 回答者の益田市医師会病院の運営に関する認知度について (F3)
- 3) 回答者の益田市医師会病院等の受診歴・利用経歴について (F4)

② 益田市の中核病院・医療連携に関する質問

- 1) 必要な医療提供分野と医師会病院の医療提供分野や医療連携について (Q1)
- 2) 益田市医師会・医師会病院の認知度と医療連携に関する評価について (Q3)

③ 公的医療機関の指定と支援のあり方に関する質問

- 1) 公的医療機関の指定に関する評価とあり方について (Q2)
- 2) 医師会病院等への公的医療機関並みの支援の必要性について (Q4, 5)

(3) 調査期間

- 1) 調査票発送(協力依頼) :2011年5月30日
- 2) 当初の調査票回収締め切り :2011年6月27日

(4) 調査対象の抽出方法と発送に際しての益田市の協力について

益田市民の中から、調査対象を抽出することは、市民のプライバシーに強く関わることから、その抽出は益田市に協力を求め、益田市において行ってもらった。

また、本アンケート調査は益田市の医療行政にも深く関係することから、アンケート調査票と併せ、益田市長(福原慎太郎氏)名によるアンケート調査への協力の依頼文を同封した。

これにより、本アンケート調査への市民の理解が深まるとともに、これが回収率の向上に大きく寄与したと考えている。

3. アンケート調査の発送・回収状況

本アンケートの対象者は、益田市の総人口 50,685 人から、年齢が 20 歳から 80 歳までの男女 36,586 人を選定し、その中から 3,000 人（抽出率 8.2%）を無作為に抽出し、益田市よりアンケート票を発送した（表 3-3-1）。

アンケート対象者の抽出は、益田市が担当し、2011 年 5 月 23 日現在の住民基本台帳情報を用いて発送した。

アンケートの回収数は 1,712 件で、回収率は 57.1%であった。また、1,712 件という回収数は、20 歳から 80 歳までの人口比率を見ると 4.7%であった（表 3-3-2）。

(1) アンケートの発送先の抽出

表 3-3-1. 益田市民の人口とアンケート対象者の抽出割合

益田市総人口	20歳～80歳人口	抽出数	抽出率
50,685	36,586	3,000	(8.2%)

注：人口は、益田市がアンケート対象者を無作為抽出した平成23年5月23日時点。

(2) アンケートの回収状況

表 3-3-2. アンケート回収状況

発送数	回収数	回収率
3,000	1,712	(57.1%)

20歳～80歳人口	回収数	比率
36,586	1,712	(4.7%)

注：平成23年6月27日到着まで。

4. 調査対象の概要

アンケート調査で回収された1,712件の概要は以下の通りである。

本集計に際しては、設問に対する無回答を除き、有効回答であったもののみを集計した。このため、質問ごとに回答数が異なる数値となっている。

はじめに、回答者を年齢別にみると、60歳代が27.7%と最も高く、次いで70歳代が21.8%、50歳代が20.0%と、50歳以上で全体の7割近くを占める結果となった（図3-4-1）。

男女別にみると、男性が43.9%、女性が56.1%とやや女性の比率が高かった（図3-4-2）。

就業形態をみると、商業・サービス業が25.0%と最も多く、次いで、家事専従者17.0%、就業していないが15.9%という結果であった（図3-4-3）。

後でクロス集計をするために取り上げた医療関連職種をみると、その回答者は全回答者の1割にとどまっているが、介護関係職が37.9%、医療関係職が32.8%、その他病院に関係する職種が17.7%の順に多かった（図3-4-4）。

世帯人数をみると、2人世帯が最も多く34.1%、次いで、3人世帯が22.5%、5人以上の世帯が18.5%であった（図3-4-5）。

65歳以上がいる世帯が54.5%であり、全回答数の半分以上が高齢者のいる世帯であった（図3-4-6）。また、75歳以上がいる世帯は33.6%であり、高齢者の割合が高かった（図3-4-7）。

一方、15歳以下のいる世帯は、22.1%であり、6歳以下のいる世帯は11.0%であった（図3-4-8、図3-4-9）。

益田市医師会が、医師会病院を運営していることを知っていたのは83.1%であり、大多数が認知していた（図3-4-10）。

また、70.1%がかかりつけの医師がいると回答していた（図3-4-11）。

かかりつけの医師への受診頻度は、1,712件のうち1,118件が、少なくとも1年間に一度は受診すると回答し、そのうち、月1~3回程度受診するが47.0%と最も多かった（図3-4-12）。

かかりつけの医師から、医師会病院を紹介してもらったことがあったのは26.3%、赤十字病院を紹介してもらったことがあったのは26.4%と、ほぼ変わらなかった（図3-4-13、図3-4-14）。

医師会病院の外来を受診したことがあったのは39.4%であった（図3-4-15）。また、入院したことがあったのは16.5%、世帯内の誰かが入院したことがあるのは37.0%であることから、回答者の約4割が医師会病院を、外来または入院で1度は利用した経験があった（図3-4-16、図3-4-17）。

益田市医師会は多くの高齢者に関係する付属施設やサービスを運営しており、その運営する施設の利用経験をみると、保健予防センターが64.3%、介護老人保健施設くにさき苑（入所、通所リハ、訪問リハ等のサービス利用を含む）が30.1%であった（図3-4-18）。

① フェイスシート集計結果

図 3-4-1. 年齢 (F1-1、N=1,709)

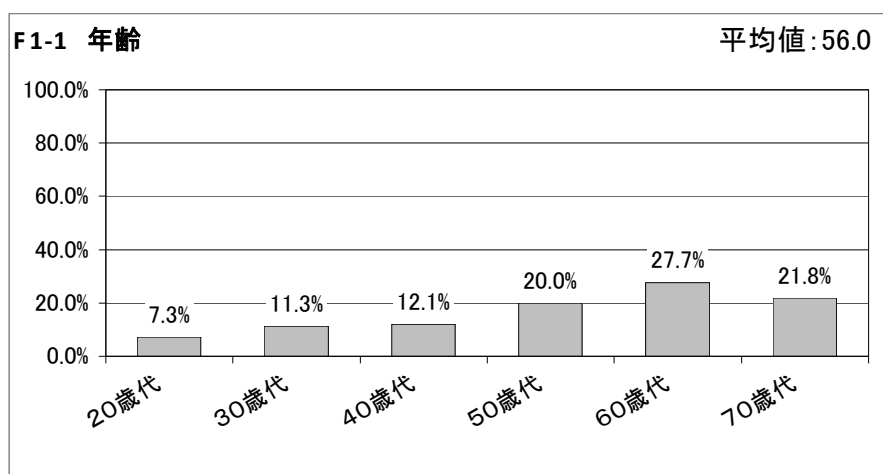


図 3-4-2. 性別 (F1-2、N=1,708)

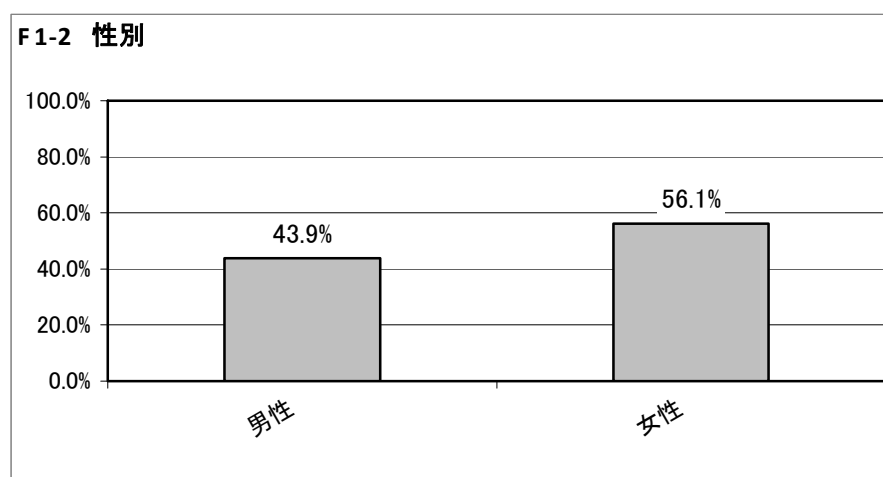


図 3-4-3. 就業形態 (F1-3、N=1,643)

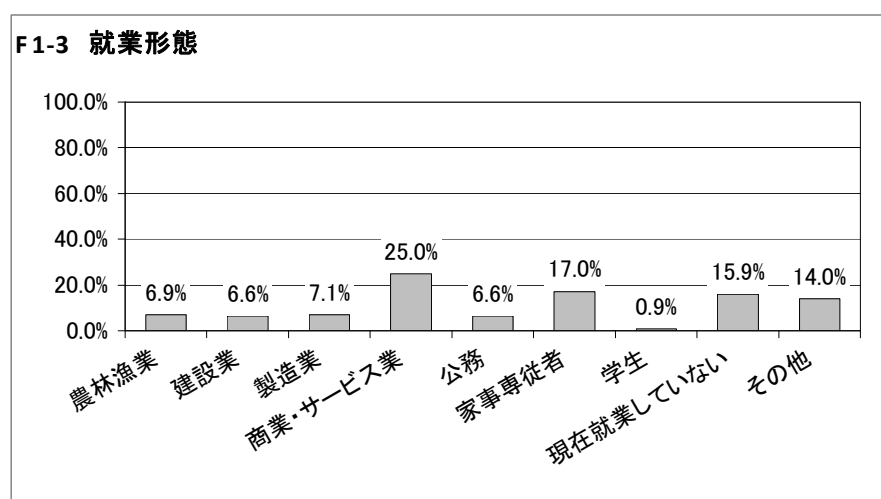


図 3-4-4. 医療関連職種 (F1-4、N=198)

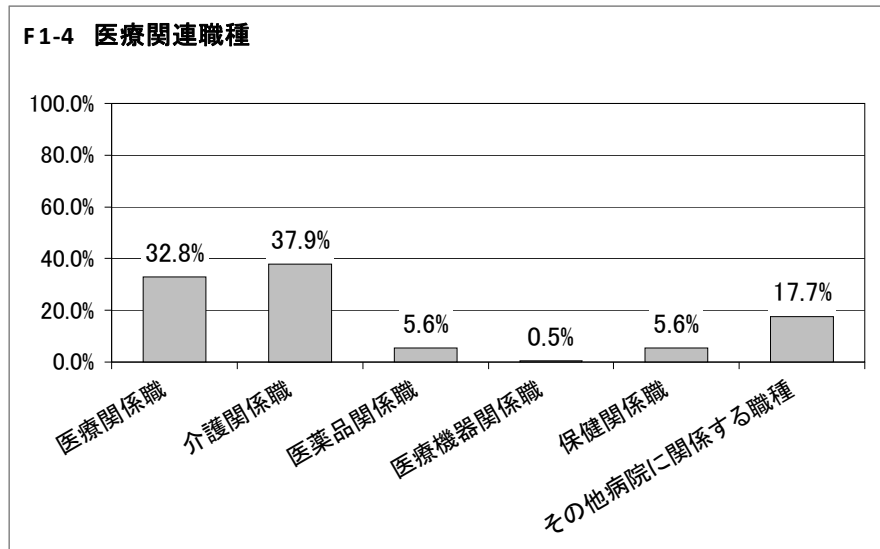


図 3-4-5. 世帯人数 (F2-1、N=1,656)

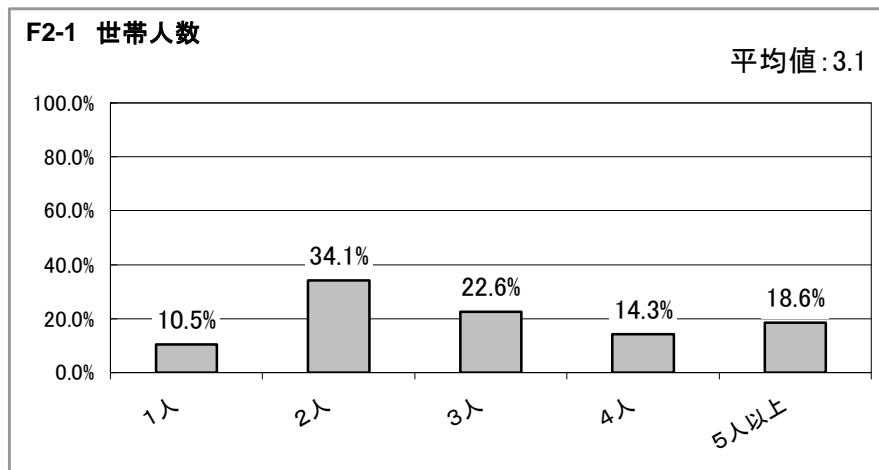


図 3-4-6. 世帯内に 65 歳以上がいるか (F2-2、N=1,647)

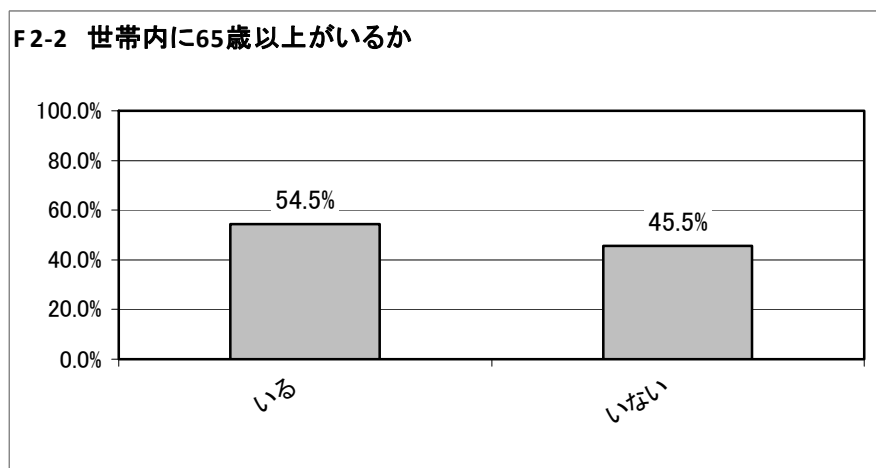


図 3-4-7. 世帯内に 75 歳以上がいるか (F2-2-1、N=1,647)

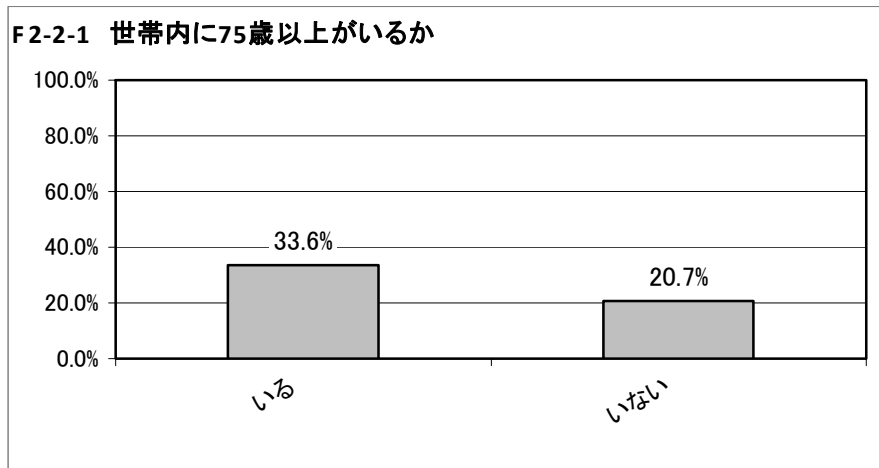


図 3-4-8. 世帯内に 15 歳以下がいるか (F2-3、N=1,624)

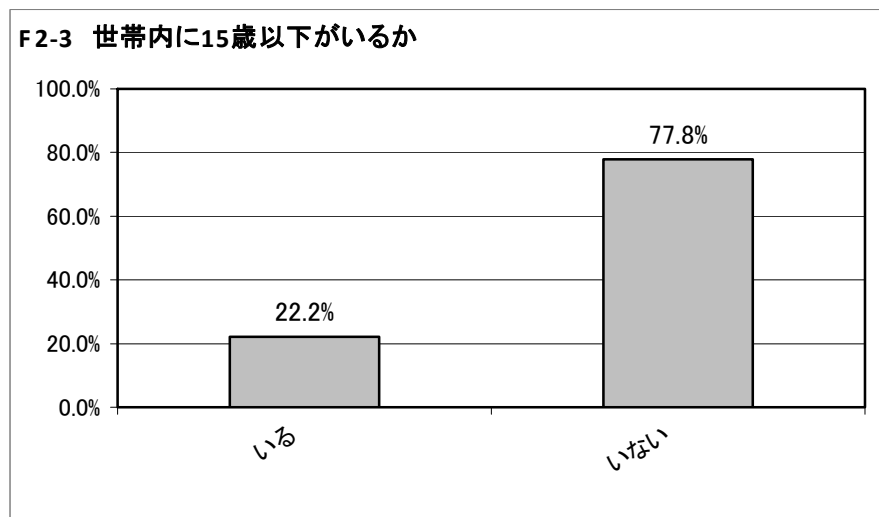


図 3-4-9. 世帯内に 6 歳以下がいるか (F2-3-1、N=1,624)

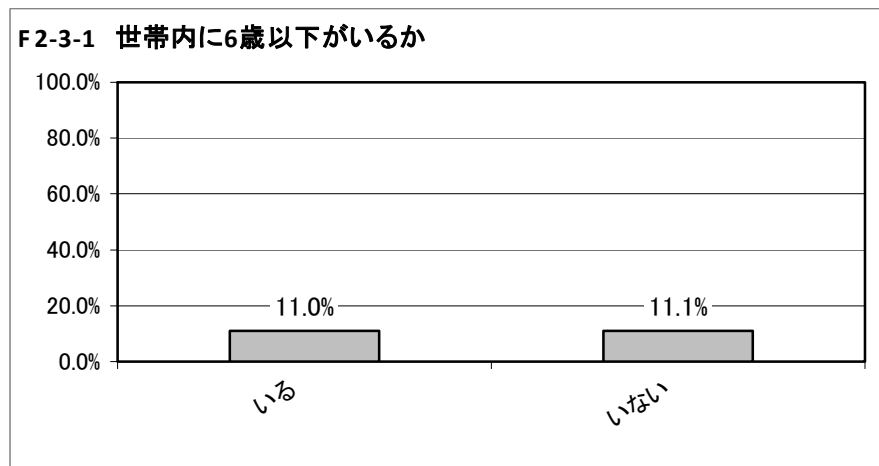


図 3-4-10. 益田市医師会の医師会病院運営認知度 (F3-1、N=1,654)

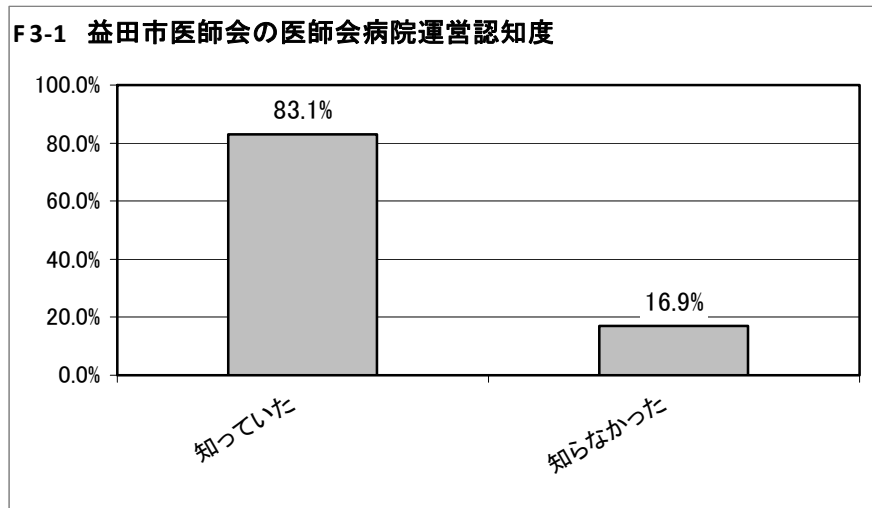


図 3-4-11. かかりつけの医師がいるか (F4-1、N=1,646)

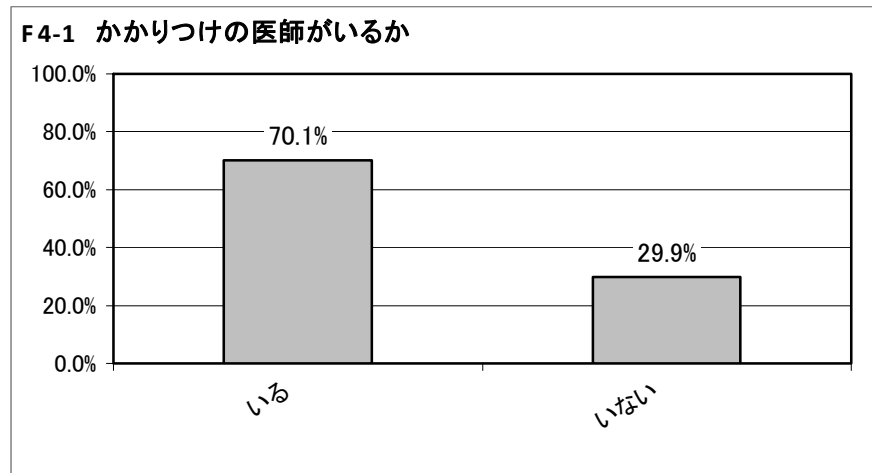


図 3-4-12. かかりつけの医師への受診頻度 (F4-1-1、N=1,118)

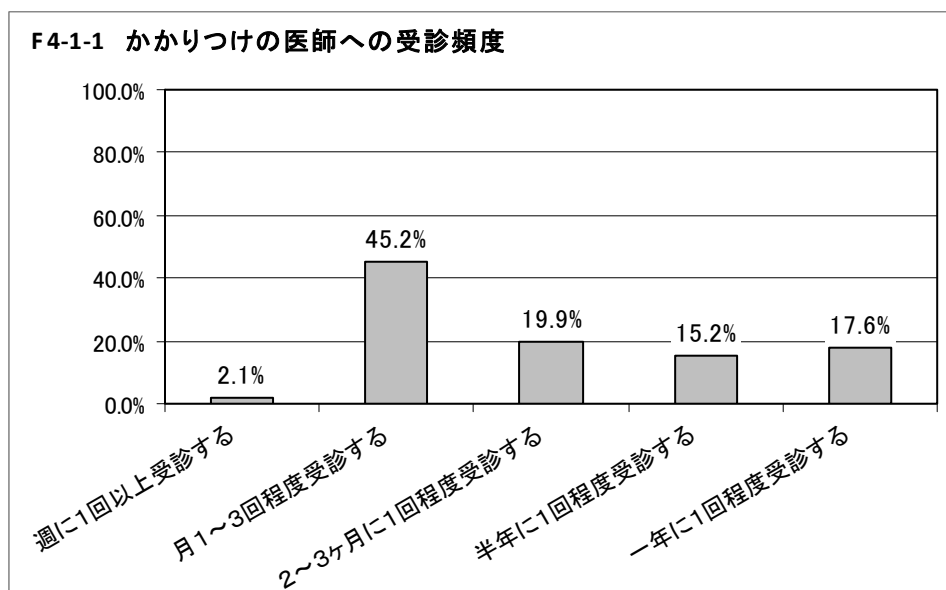


図 3-4-13. かかりつけの医師から医師会病院を紹介された経験 (F4-1-2、N=1, 145)

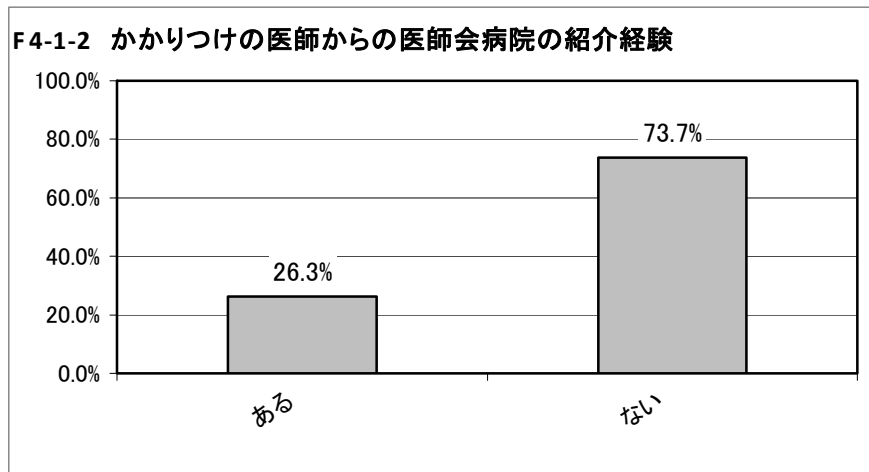


図 3-4-14. かかりつけの医師から赤十字病院を紹介された経験 (F4-1-3、N=1, 135)

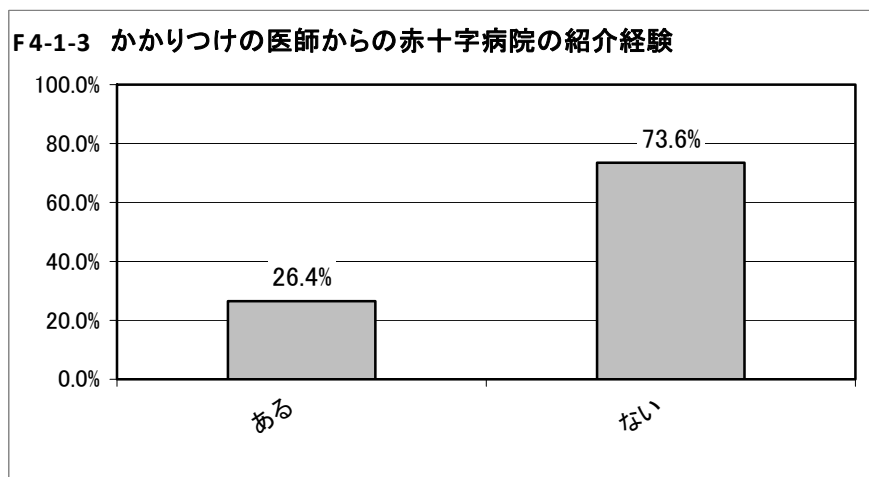


図 3-4-15. 医師会病院の外来受診経験 (F4-2、N=1, 691)

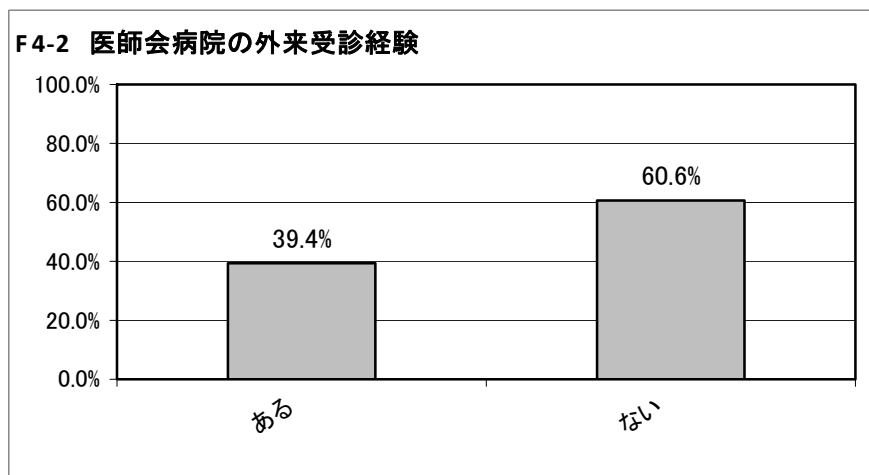


図 3-4-16. 医師会病院の入院経験 (F4-3、N=1,696)

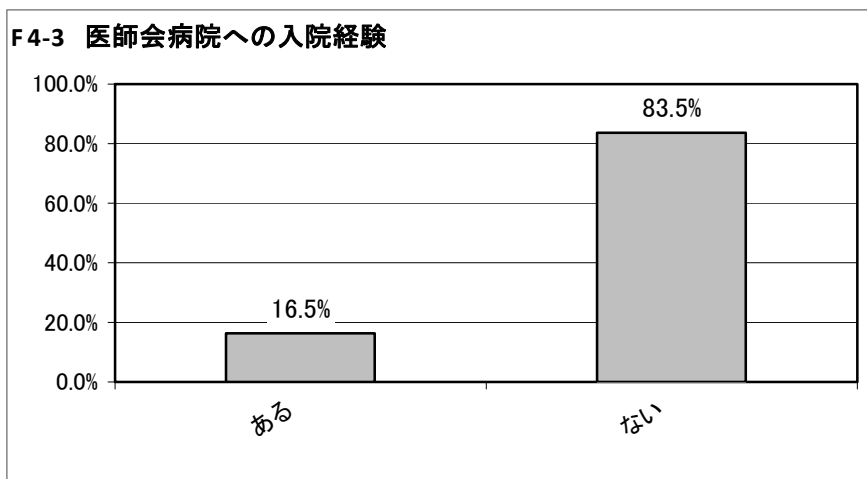


図 3-4-17. 世帯内での医師会病院の入院経験 (F4-4、N=1,685)

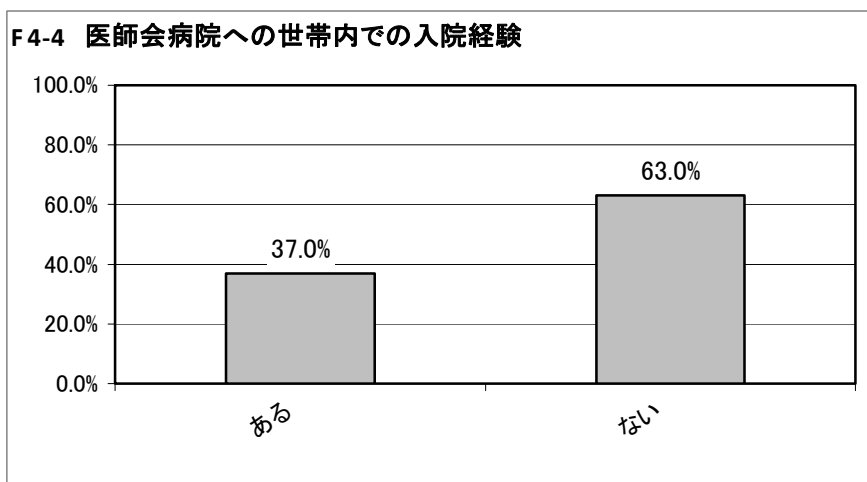
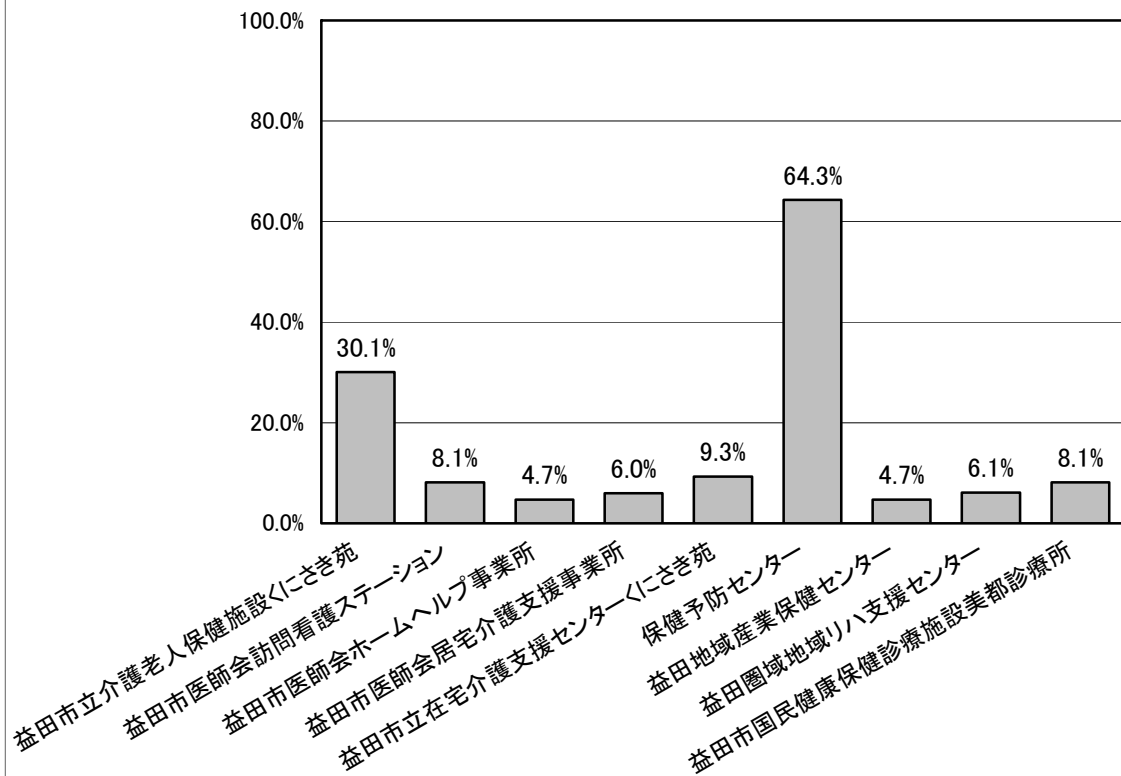


図 3-4-18. 益田市医師会が運営している施設の利用経験 (F4-5、N=602、複数回答)

F4-5 益田市医師会が運営している施設の利用経験 (複数回答)



5. 医師会病院等に関する市民の認知度と評価について

(1) 益田市民として必要な医療提供の分野と医師会病院の医療提供の分野について

(Q1)

1) 益田市民として市内の中核病院（医師会病院や益田赤十字病院）に必要な

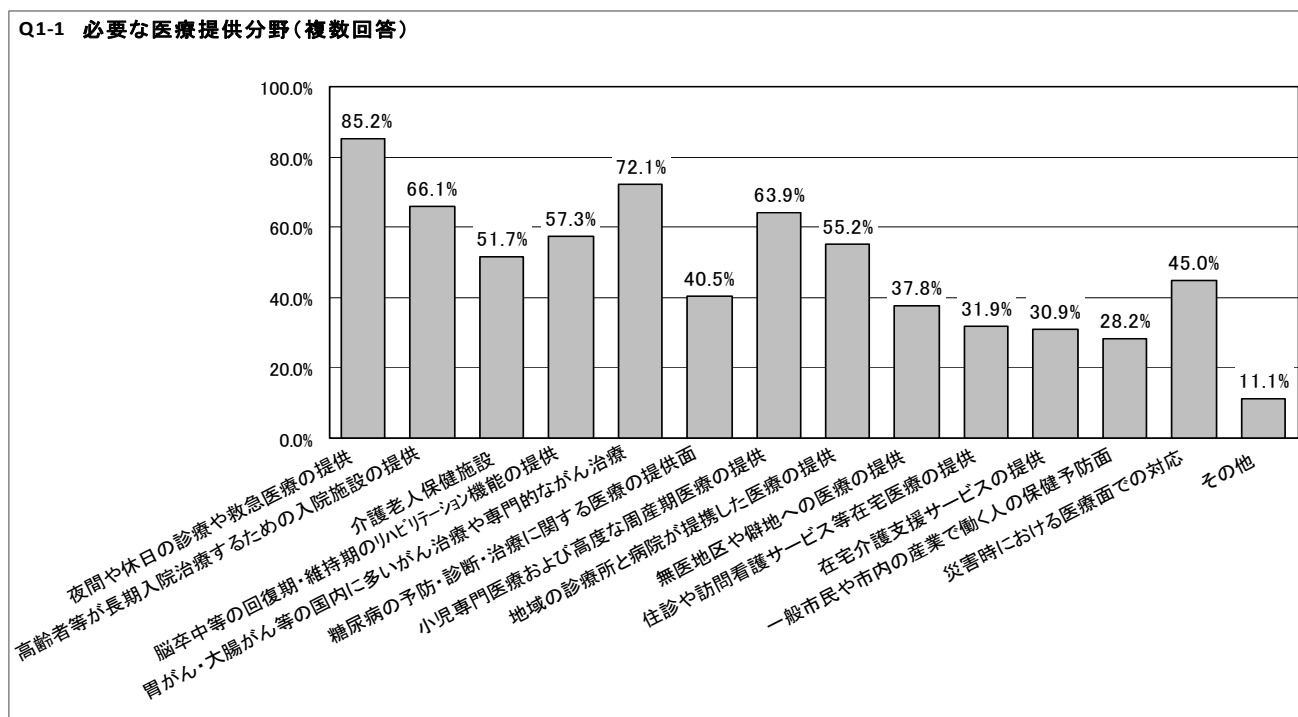
医療提供分野

「益田市民として市内の中核病院（医師会病院や益田赤十字病院）に必要な医療提供分野」について聞いたところ、60%以上の回答があった分野として、「夜間や休日の診療や救急医療の提供面」85.2%、「胃がん・大腸がん等の国内に多いがん治療や専門的ながん治療面」72.1%、「高齢者等が長期入院治療するための入院施設の提供面」66.1%、そして「小児専門医療および高度な周産期医療の提供」63.9%といったものに対するニーズが高い。

そして、こうしたものに次いで、50%以上の回答があった分野として、「脳卒中等の回復期・維持期のリハビリテーション機能の提供」57.3%、「地域の診療所と病院が提携した医療の提供」55.2%、「介護老人保健施設」51.7%といったものに対するニーズが高い。(図3-5-1)

図3-5-1. 益田市民として市内の中核病院（医師会病院や益田赤十字病院）に必要な医療提供分野

(Q1-1、N=1, 629)



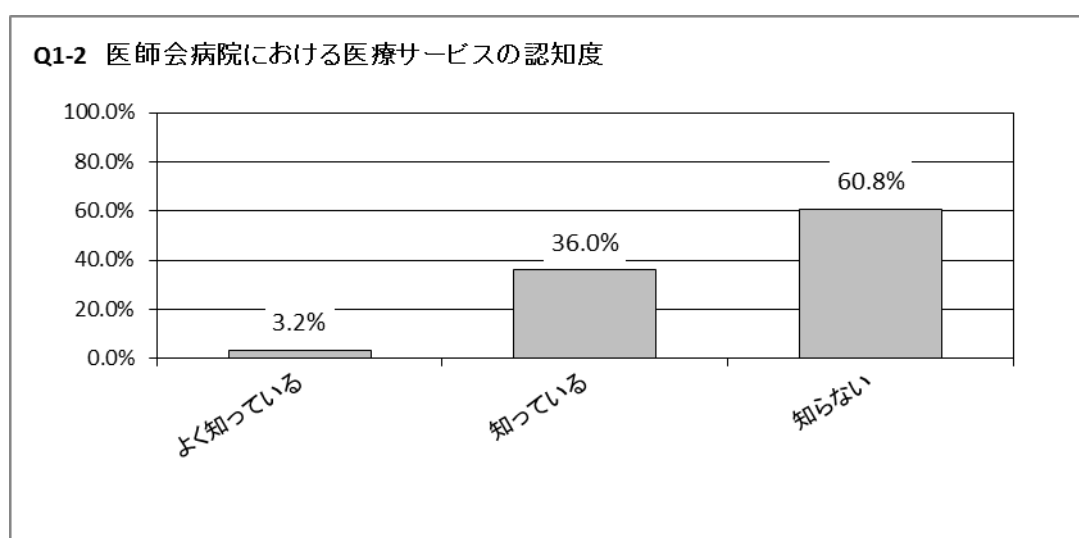
2) 医師会病院における医療活動についての認知度について

次に、「医師会病院における医療活動についての認知度について」聞いた上、「よく知っ

ている」及び「知っている」市民を対象に、「中核病院に求める医療提供の分野に対し、医師会病院が寄与している分野について」聞いた。

そこでまず、「医師会病院における医療活動についての認知度について」聞いたところ、「よく知っている」3.2%、「知っている」36.0%と、両者合わせて39.2%の市民が知っていると回答し、「知らない」と回答した市民は60.8%を占めていた。

図 3-5-2. 医師会病院における医療サービスの認知度 (Q1-2、N=1, 541)



3) 中核病院に求める医療提供の分野に対し、医師会病院が寄与している分野について
そこで、「よく知っている」及び「知っている」市民のみを対象に、「中核病院に求める医療提供の分野に対し、医師会病院が寄与している分野について」聞いた。

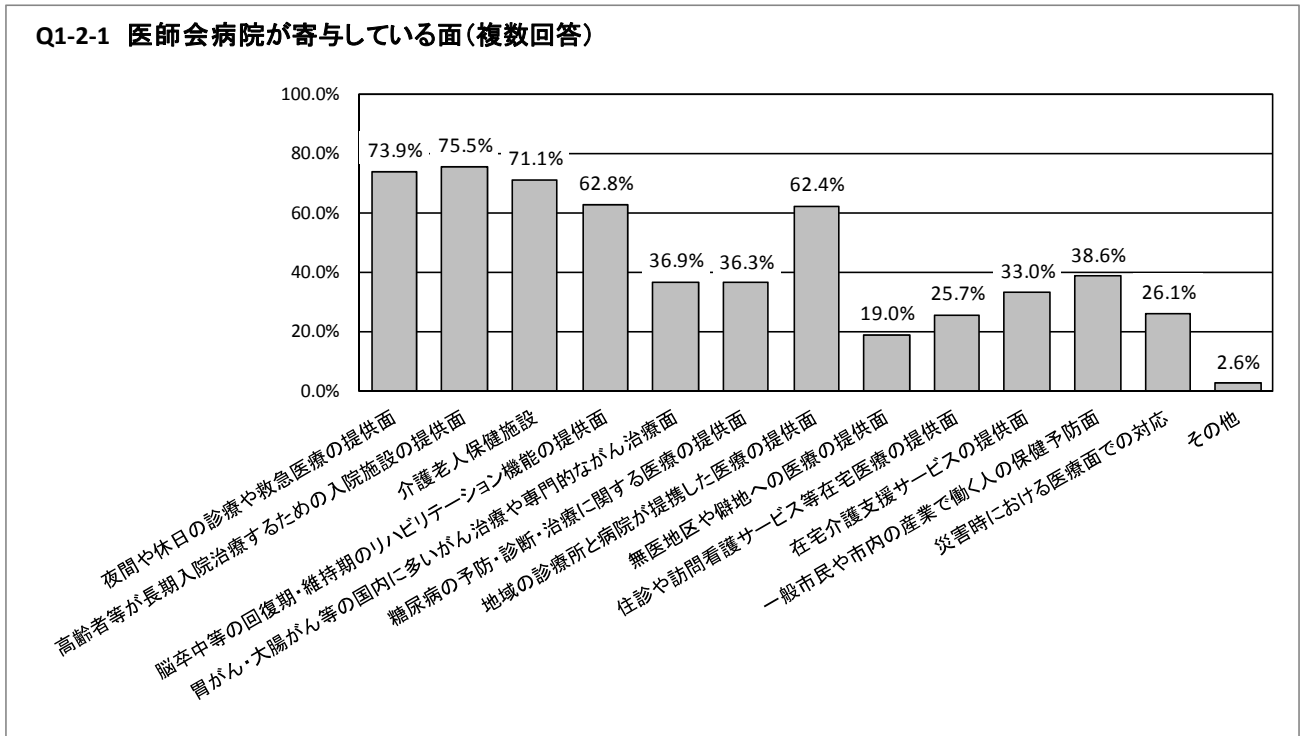
その結果、前記で市民のニーズが60%以上あった分野の内、医師会病院が寄与している医療分野としては、「高齢者等が長期入院治療するための入院施設の提供面」75.5%、「夜間や休日の診療や救急医療の提供面」73.9%、がある。また、50%以上ニーズのあった分野では、「介護老人保健施設」71.1%、「脳卒中等の回復期・維持期のリハビリテーション機能の提供」62.8%、「地域の診療所と病院が提携した医療の提供」62.4%、といった分野において、医師会病院は寄与していると高く評価されていた。

一方、市民のニーズが高かったものの、医師会病院の寄与があまり高く評価されていない分野として、「胃がん・大腸がん等の国内に多いがん治療や専門的ながん治療面」36.9%があり、また医師会病院に診療科のない「小児専門医療および高度な周産期医療の提供」といった分野もこれに含まれる状況にある。(図 3-5-3)

しかし、全体的にみれば、市民の中核病院に対するニーズの高い医療分野に、医師会病院は大きく寄与している状況にあると考えられる。

図 3-5-3. 中核病院に求める医療提供の分野に対し、医師会病院が寄与している分野について

(前問の Q1-2 で「よく知っている」「知っている」市民のみを質問の対象) (Q1-2-1、N=575)



(2) 診療所を中心とする医療機関と医師会病院が連携して取り組む

医療提供体制の評価について (Q 1 - 3)

1) 診療所を中心とする医療機関と医師会病院が連携して取り組む医療提供体制の評価

医師会病院及び医師会会員の医療提供体制の特徴として、「開業医の診療所が外来部門で、医師会病院が入院施設」を担う医療提供体制があり、これについての評価を聞いた。

その結果、「非常によい取組だと思う」35.9%、「よい取組だと思う」59.8%と、両者合わせて95.7%の市民がよい取組みと回答し、「よい取組とは思えない」と回答した市民は4.3%に止まっていた。ただし、図 3-4-13、14にあるように、かかりつけ医(開業医)からの紹介は医師会病院 26.3%、益田市赤十字病院 26.4%、医師会病院のみ紹介しているだけでなく、市内の中核病院へ満遍なく紹介する形態となっていて、市全体の医療提供体制に大きく寄与する状況にある。(図 3-5-4)

また、こうした「開業医の診療所が外来部門で、医師会病院が入院施設を担う医療提供体制」について、「医師会病院の外来受診経験あり」と「医師会病院の医療サービスを知っている(「よく知っている」と「知っている」の合計、以下同様)」の回答者を取り出して、クロス集計した回答と比較した。その結果は、これらの回答程「非常によい取組だと思う」の比率が高く、その必要性はより高いと考えられる。特に、「医師会病院の医療サービスを知っている」の市民の回答は、「非常によい取組だと思う」は45.7%にものぼり、

全体の回答 35.9%を 9.8%も上回った。(図 3-5-5)

図 3-5-4. 診療所を中心とする医療機関と医師会病院が連携して取り組む医療提供体制の評価

(Q1-3、N=1, 410)

(益田市医師会に所属する医師の診療所を中心とする医療機関と、医師会病院は医療連携に積極的に取り組む医療提供体制を、大きな特徴としています。こうしたことをどう評価しますか。(開業医の診療所が外来部門で、医師会病院が入院施設))

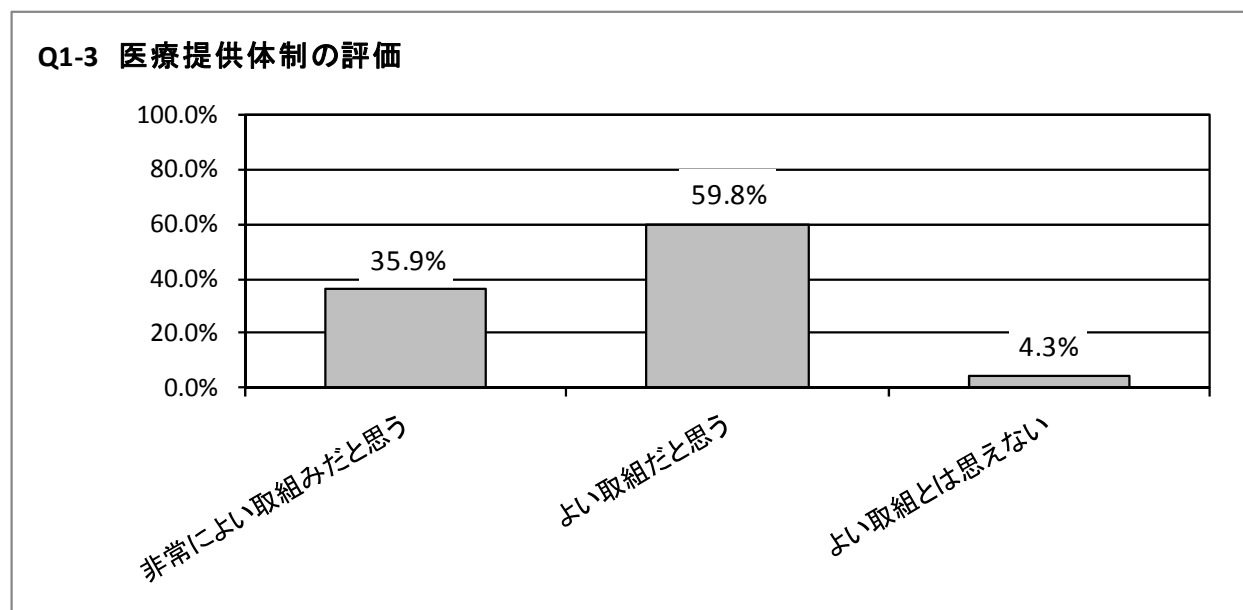
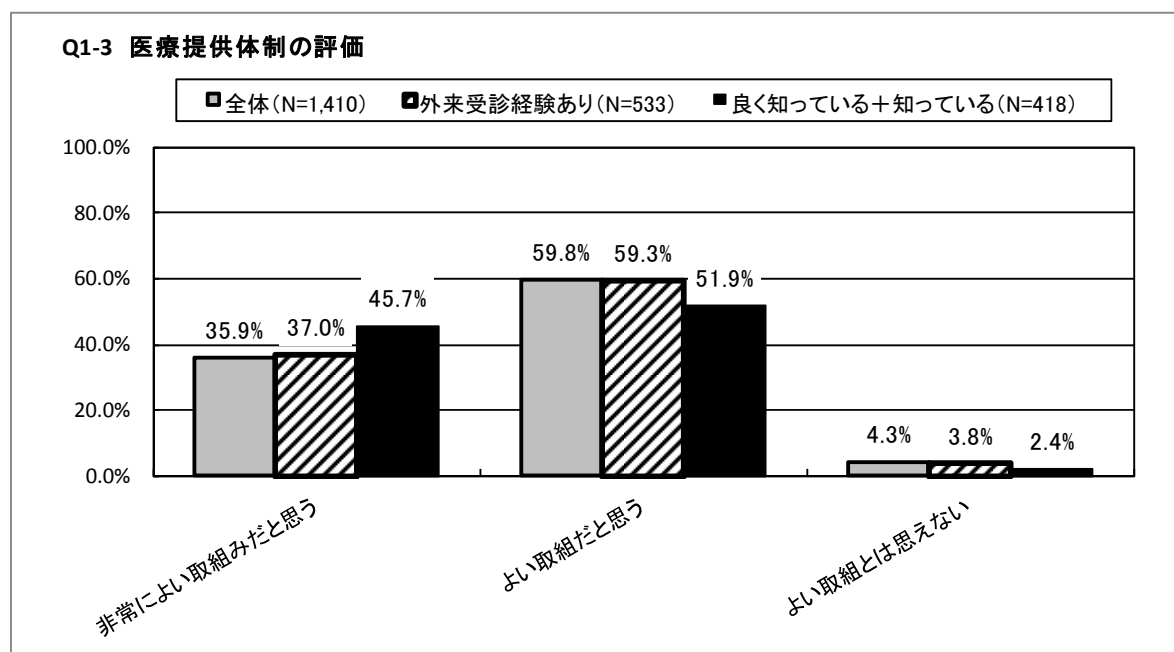


図 3-5-5. (「医師会病院の外来受診経験あり」と「医師会病院の医療サービスを知っている」市民の回答と比較)

診療所を中心とする医療機関と医師会病院が連携して取り組む医療提供体制の評価 (Q1-3、N=1, 410)



(3) 医師会病院の運営における様々な問題に関する市民の認知度について (Q4-1)

医師会病院では公的医療機関が行うべき様々な活動を実際に行っているが、医師会病院の運営に際しては様々な問題が生じている。

そこで、「医師会病院の運営に際して、生じている様々な問題についての認知度」を聞いた。

その結果、「医師の確保が困難な状況」を知っている市民は回答者の 92.5%にものぼり、また「看護師の確保が困難な状況」も 73.5%の市民が知っていた。一方、「救急医療の運営が不採算な状況」を知っている市民は回答者の 32.6%に止まり、また「診療報酬抑制により新たな施設環境整備の財源確保が困難な状況」も 22.3%に止まった。(図 3-5-6)

また、こうした「医師会病院の運営に際して、生じている様々な問題についての認知度」について、「医師会病院の外来受診経験あり」と「医師会病院の医療サービスを知っている(「よく知っている」と「知っている」の合計、以下同様)」の回答者を取り出して、クロス集計した回答と比較した。その結果、これらの回答程「知っている」比率が高く、特に、「看護師の確保が困難な状況」「救急医療の運営が不採算な状況」「診療報酬抑制により新たな施設環境整備の財源確保が困難な状況」については、「医師会病院の医療サービスを知っている」市民程、これらの問題を認知している割合が顕著に高かった。(図 3-5-7)

図 3-5-6. 医師会病院の運営における様々な問題に関する市民の認知度

(Q4-1、N=1, 416)

(医師会病院では公的医療機関が行うべき活動を実際に行っていますが、現在、医師会病院の運営に際しては、下記のような様々な問題が生じています。こうした問題について、ご存じの項目全てに○印をつけて下さい。
(複数回答))

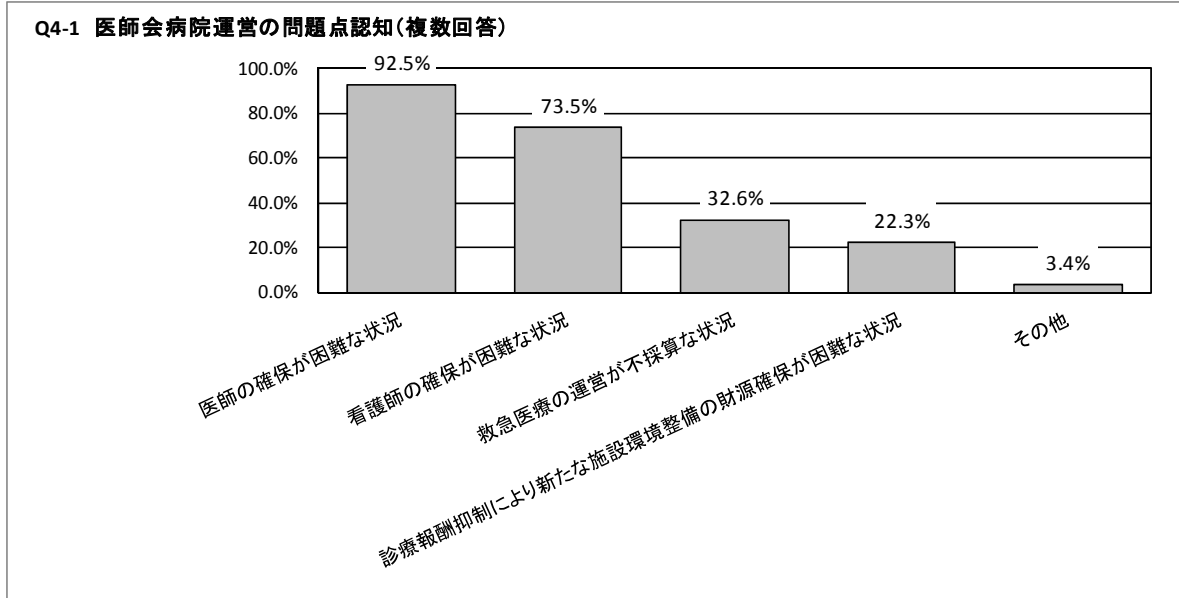
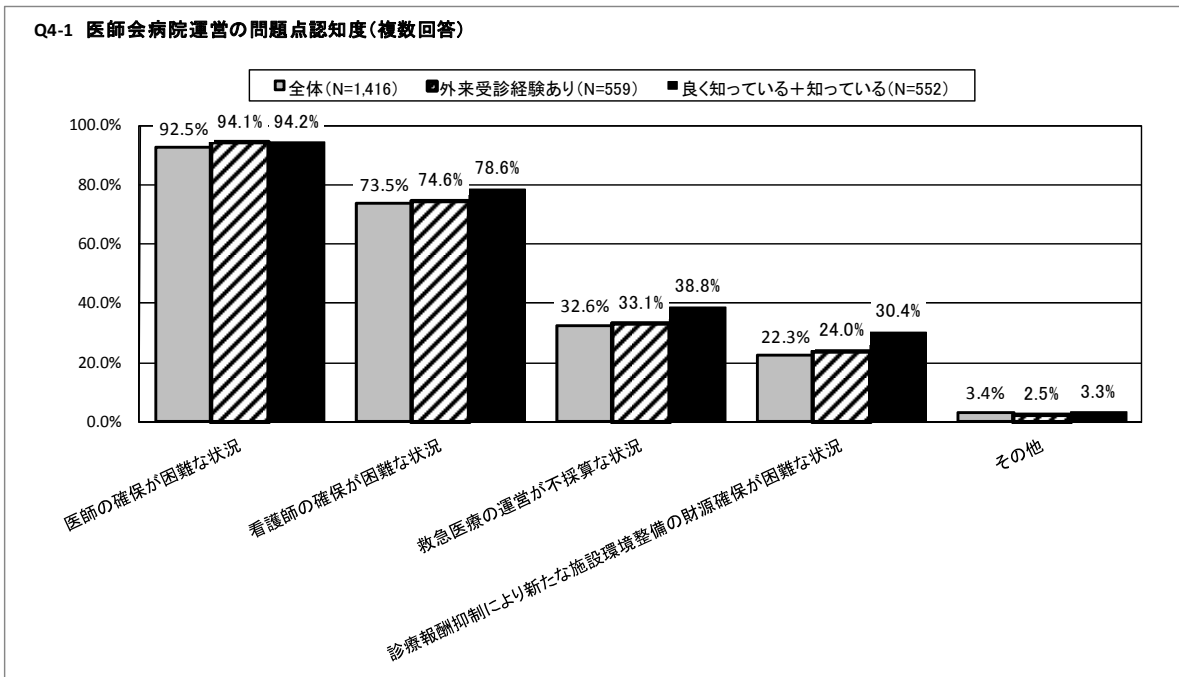


図 3-5-7. (「医師会病院の外来受診経験あり」と「医師会病院の医療サービスを知っている」市民の回答と比較)

医師会病院の運営における様々な問題に関する市民の認知度 (Q4-1、N=1, 416)



6. 医師会病院への公的医療機関の指定と支援のあり方について

(1) 公的医療機関の指定と支援に関する評価のあり方について (Q2)

現在、国や地方自治体が重点的に財政的および人的（医師の派遣）支援をしている病院としては、地方自治体が設置した公立病院とともに、戦前に設立された日本赤十字社や厚生農業協同組合連合会等「公的医療機関」が設置した病院がある。

こうした「公的医療機関」は、約60年前の終戦後間もない昭和28年に、国の告示（厚生労働大臣が定めたもの）によって指定されたまま、現在までほとんど変わっていない。

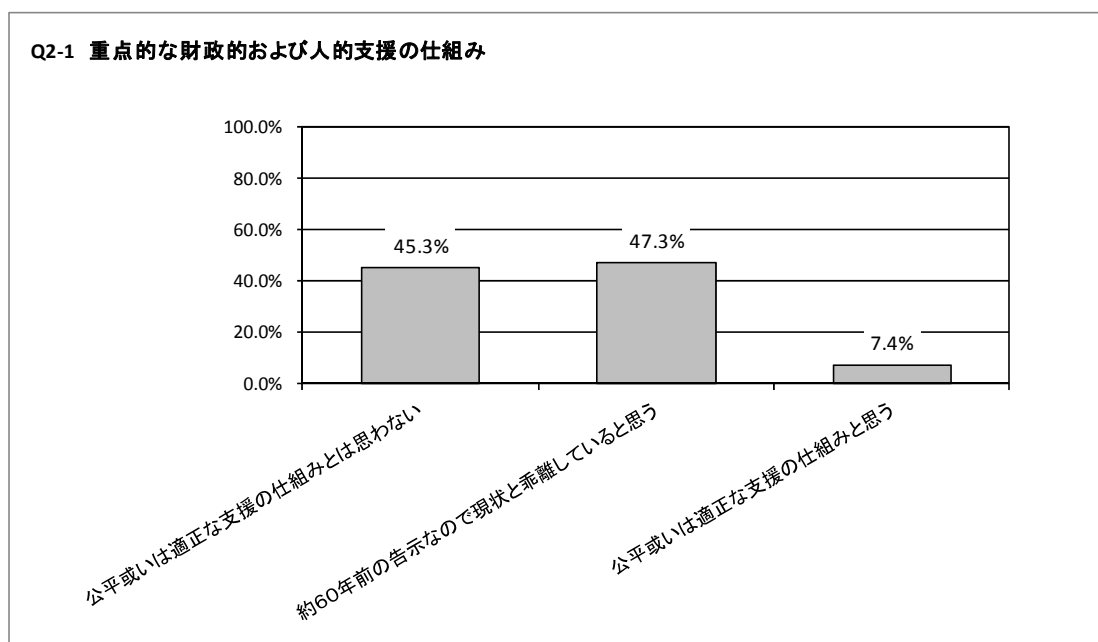
1) 現状の「公的医療機関」への「重点的な財政的及び人的（医師の派遣）支援の仕組み」に関する評価

このため、医師会病院のように、約60年前の国の告示で「公的医療機関」に指定されていないにもかかわらず、前記でみたような地域住民のニーズに対応した医療活動をしている病院は、国や地方自治体の重点的な支援を受けられない状況にある。

そこで、まずこうした現状の「公的医療機関」への「重点的な財政的および人的（医師の派遣）支援の仕組み」について聞いた。（図3-6-1）

図3-6-1. 現状の「公的医療機関」への「重点的な財政的及び人的（医師の派遣）支援の仕組み」に関する評価
(Q2-1、N=1,469)

(現在、医師会病院のように、約60年前の国の告示で「公的医療機関」に指定されていないにもかかわらず、地域住民のニーズに対応した活動をしている病院は、国や地方自治体の重点的な支援を受けられない状況にあります。こうした現状の「公的医療機関」への「重点的な財政的および人的（医師の派遣）支援の仕組み」について、最もあなたのお考えに近いものに一つ○印をつけて下さい)



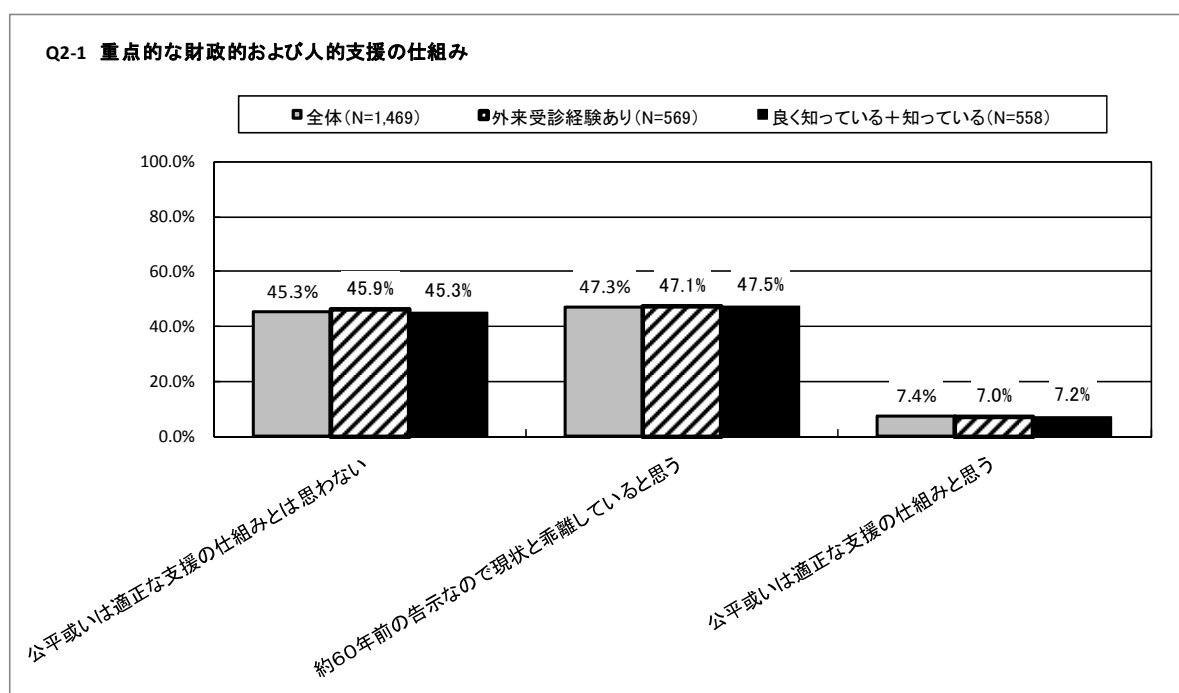
その結果、現状の公的医療機関の指定とこれへの支援の仕組みに対しては、「公平或いは適正な支援の仕組みとは思わない」が回答者の45.3%を占め、更に「約60年前の告示なので現状と乖離していると思う」も47.3%と、両者を合わせた現状の公的医療機関の指定とこれへの支援の仕組みを、適正なものではないという意見は92.6%にも達している。

そして、「公平或いは適正な支援の仕組みと思う」という意見は、全体の7.4%に止まっている。(図3-6-1)

また、こうした現状の「公的医療機関」への「重点的な財政的および人的(医師の派遣)支援の仕組み」について、「医師会病院の外来受診経験あり」と「医師会病院の医療サービスを知っている(「よく知っている」と「知っている」の合計、以下同様)」回答者を取り出して、クロス集計した回答と比較してもほとんど同じ回答状況で、この市民全体の回答結果はかなり信頼できるものと考えられる。(図3-6-2)

図3-6-2. (「医師会病院の外来受診経験あり」と「医師会病院の医療サービスを知っている」市民の回答と比較)

現状の「公的医療機関」への「重点的な財政的及び人的(医師の派遣)支援の仕組み」に関する評価
(Q2-1、N=1,469)



2) 公的医療機関の指定のあり方について

前記結果をふまえ、「公的医療機関の指定のあり方について」聞いたところ、「公的医療機関の指定の対象については見直すべきである」という意見が回答者全体の97.2%に達し、「約60年前に決められた指定の対象のままでよい」という意見はわずか2.8%に止まった。(図3-6-3)

また、こうした「公的医療機関の指定のあり方」について、「医師会病院の外来受診経

験あり」と「医師会病院の医療サービスを知っている」回答者を取り出して、クロス集計した回答と比較してもほとんど同じ回答状況で、この市民全体の回答結果はかなり信頼できるものと考えられる。(図 3-6-4)

図 3-6-3. 公的医療機関の指定のあり方について (Q2-2、N=1, 512)

(財政的および人的支援の仕組みの背景となっている、「公的医療機関の指定と支援のあり方」について、最もあなたのお考えに近いものに一つ○印をつけて下さい。)

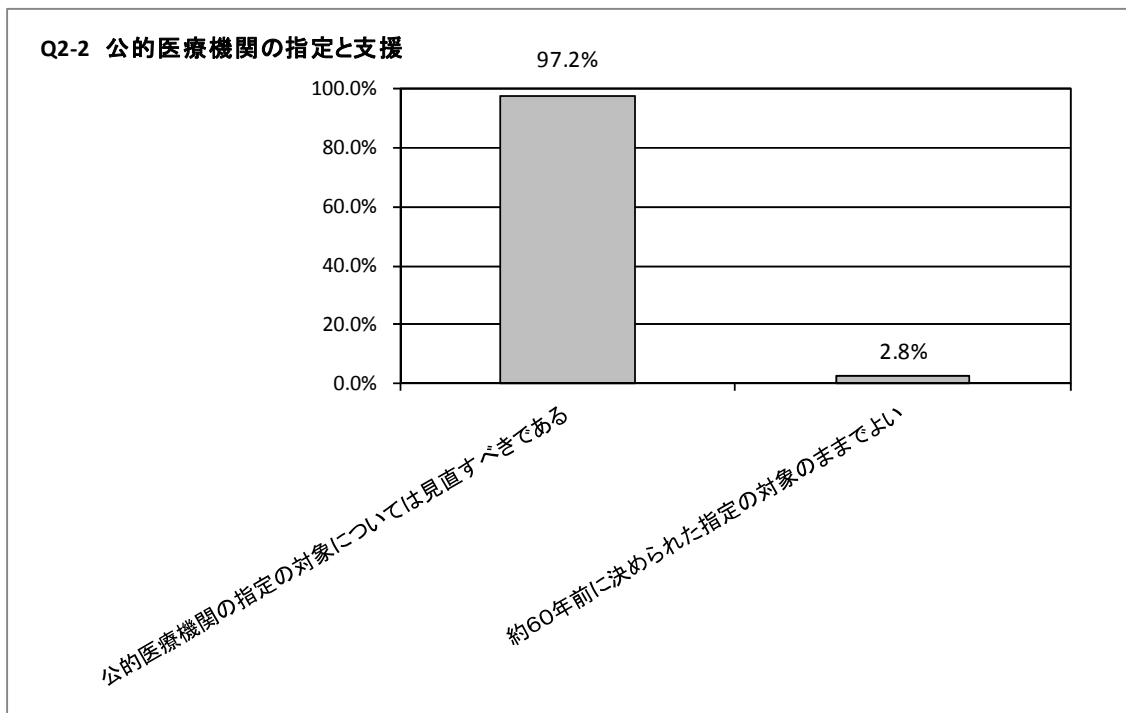
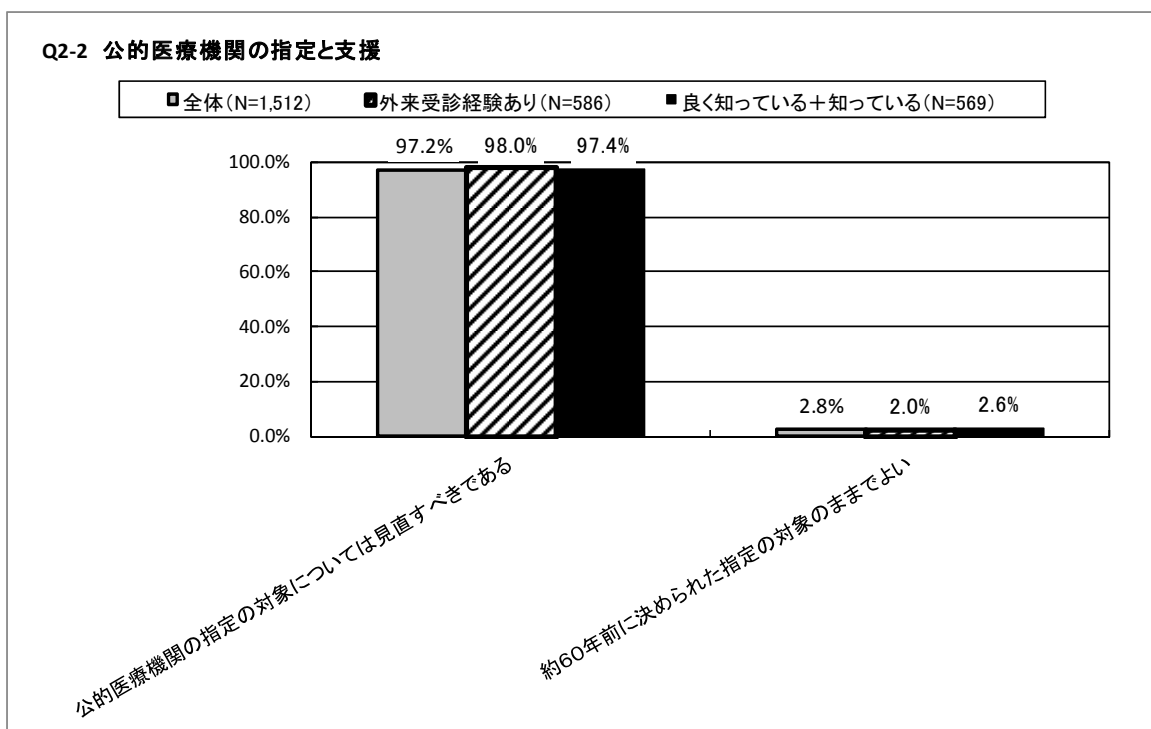


図 3-6-4. (「医師会病院の外来受診経験あり」と「医師会病院の医療サービスを知っている」市民の回答と比較) 公的医療機関の指定のあり方について (Q2-2、N=1, 512)



3) 公的医療機関対象の見直し方法について

そこで、「公的医療機関」の指定対象の見直しの一つの方法として、県知事等が県の「保健医療計画」と整合を取りつつ、地域の必要な医療分野に貢献している医療機関を、「公的医療機関」として国に指定してもらう仕組みを導入することについて聞いた。

その結果、「非常によい考え方だと思う」が 42.0%に達し、「よい考え方だと思う」が 55.2%と、これら両者合わせて 97.2%もの回答者が、一例としての、『県知事等が県の「保健医療計画」と整合を取りつつ、地域の必要な医療分野に貢献している医療機関を、「公的医療機関」として国に指定してもらう仕組み』に賛成している。(図 3-6-5)

また、こうした「公的医療機関の指定対象の見直しの一つの方法」について、「医師会病院の外来受診経験あり」と「医師会病院の医療サービスを知っている」回答者を取り出して、クロス集計した回答と比較した場合、これらの回答程「非常によい考え方だと思う」の比率が高く、その必要性はより高いと考えられる。「医師会病院の外来受診経験あり」の市民の回答は、「非常によい考え方だと思う」「よい考え方だと思う」を合わせ 98.7%にものぼり、「よい考え方とは思えない」はわずか 1.3%に止まる。(図 3-6-6)

図 3-6-5. 公的医療機関対象の見直し方法について (Q2-3、N=1, 542)

(「公的医療機関」の指定対象の見直しの一つの方法として、県知事等が県の「保健医療計画」と整合を取りつつ、地域の必要な医療分野に貢献している医療機関を、「公的医療機関」として国に指定してもらう仕組みを導入することが考えられます。この考え方について、最もあなたのお考えに近いもの一つ○印をつけて下さい。)

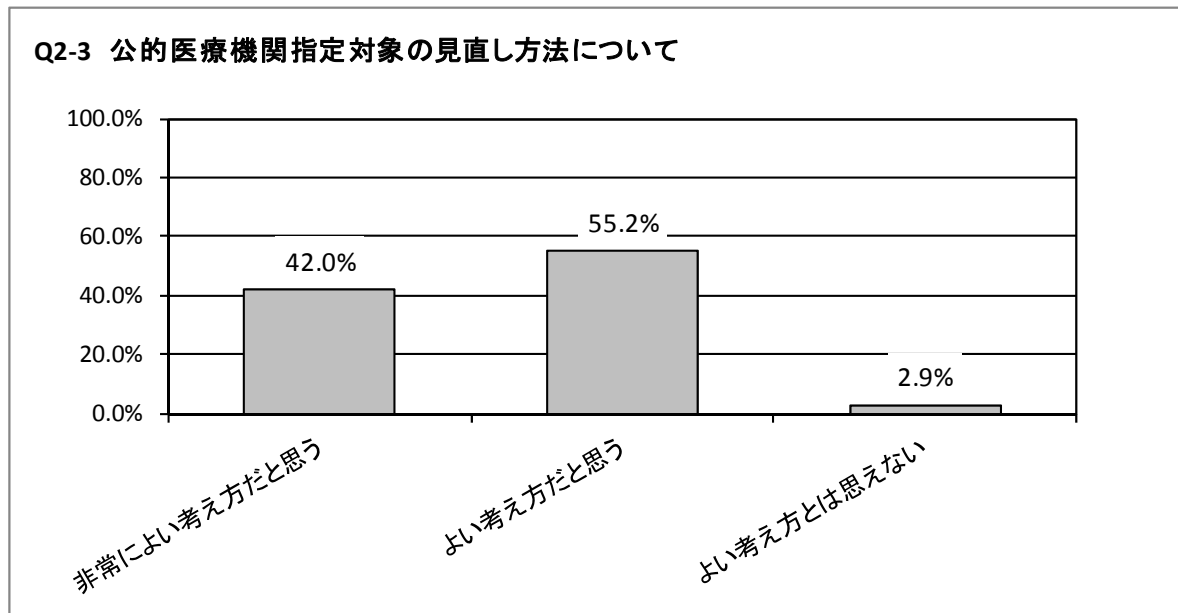
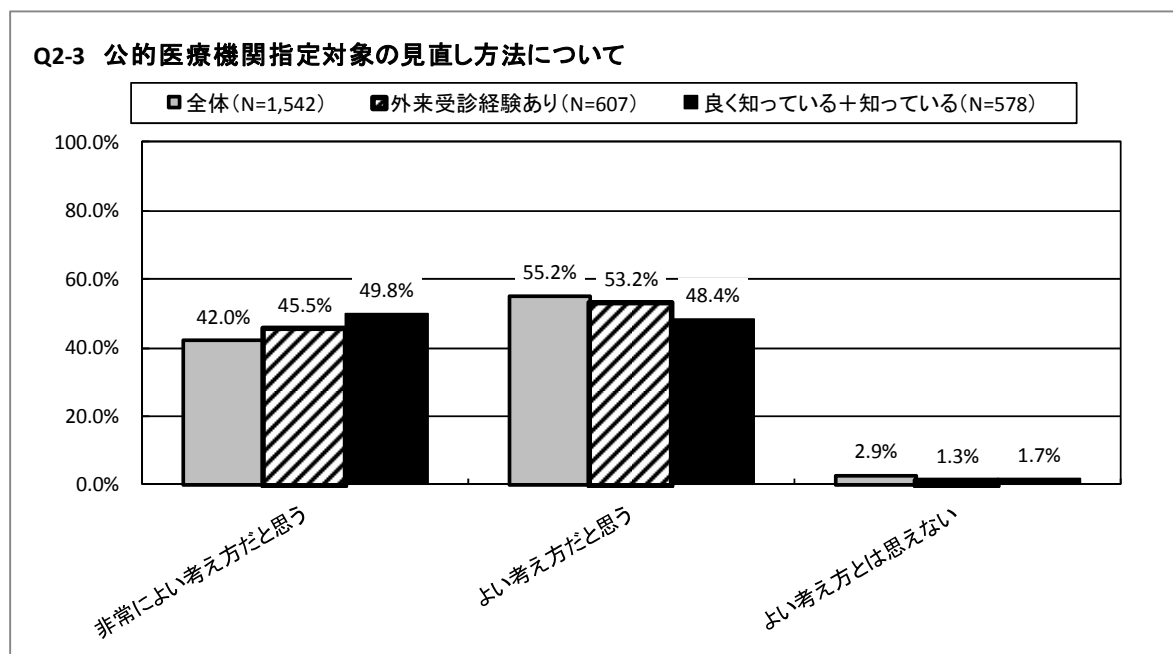


図 3-6-6. (「医師会病院の外来受診経験あり」と「医師会病院の医療サービスを知っている」市民の回答と比較)
 公的医療機関対象の見直し方法について (Q2-3、N=1,542)



(2) 国・県等(市)の行政による医師会病院等の中核病院に対する支援の必要性について
 (Q4)

1) 国、県等(市)の行政による支援の必要性について

医師会病院においては、Q4-1 であげた下記のような問題が生じており、これは医師会病院の経営に深刻な影響を与えている。

1. 医師の確保が困難な状況
2. 看護師の確保が困難な状況
3. 救急医療の運営が不採算な状況
4. 診療報酬抑制により新たな施設環境整備の財源確保が困難な状況

このため、こうした問題に対応するための、「医師会病院」への「国、県等(市)の行政による支援の必要性」について聞いた。(表 3-6-7)

この結果、「積極的に支援すべきである」という意見は全体の 63.9%、「支援すべきである」が 34.8%と、両者合わせて 98.7%が程度の差こそあれ支援すべきとしている。

これに反し、「支援すべきでない」は 1.1%に止まっている。(図 3-6-7)

また、こうした「国、県等(市)の行政による支援の必要性」について、「医師会病院の外来受診経験あり」と「医師会病院の医療サービスを知っている」回答者を取り出して、クロス集計した回答と比較した場合、これらの回答程「積極的に推進すべきである」との

回答の比率が高く、国、県等(市)の行政による医師会病院への支援の必要性はより高いと考えられる。(図 3-6-8)

図 3-6-7. 国、県等の行政による医師会病院への支援の必要性について (Q4-2、N=1, 496)

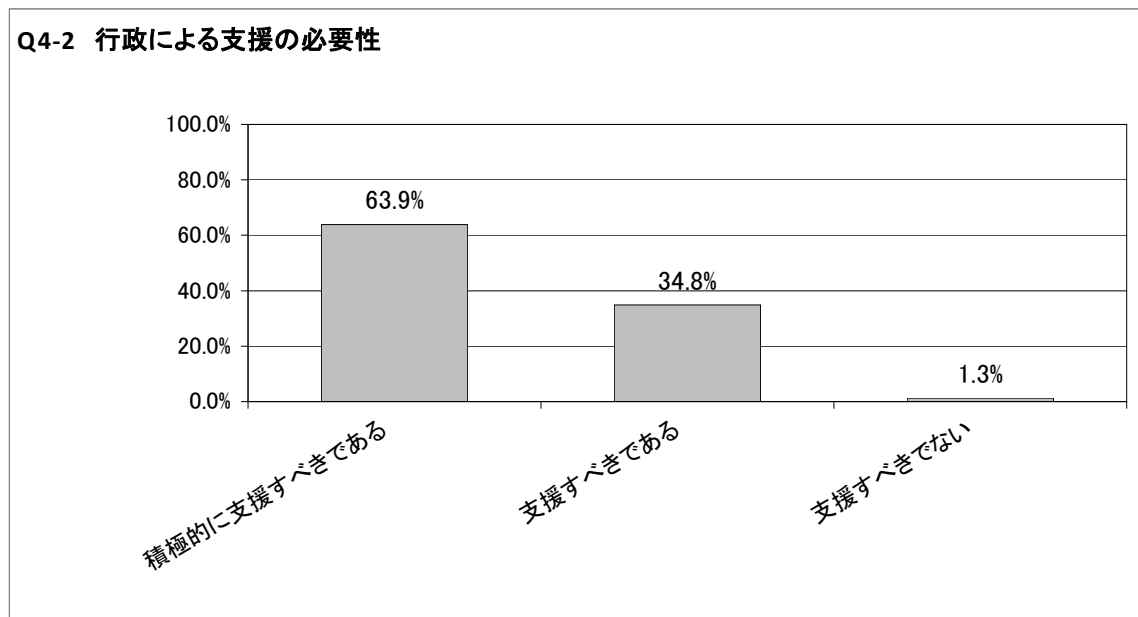
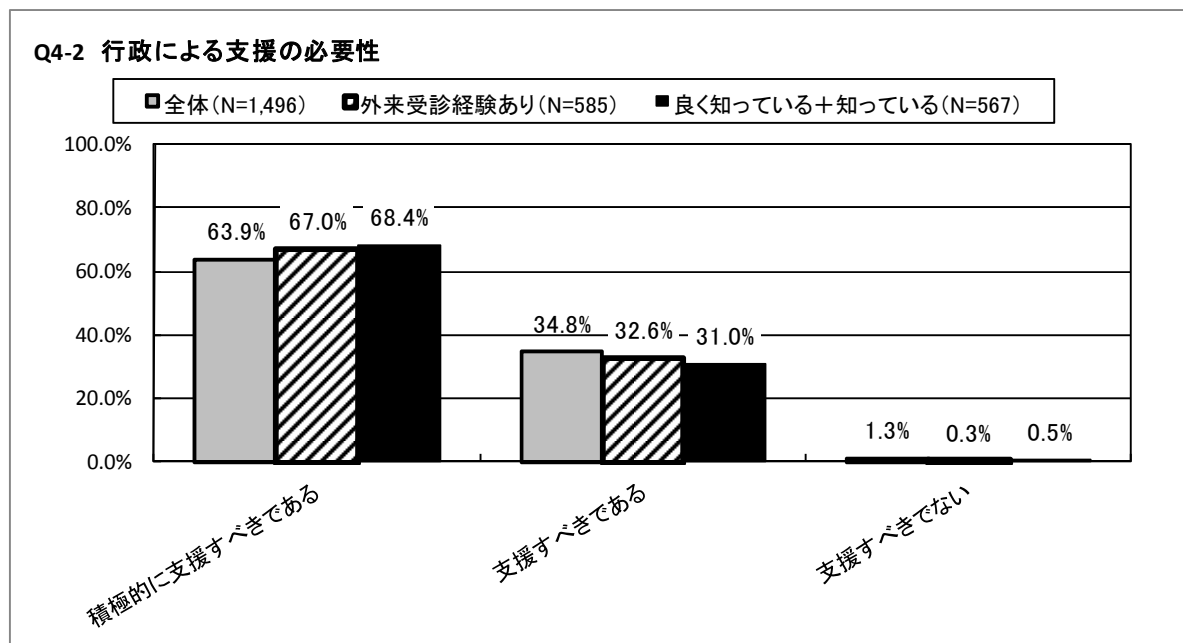


図 3-6-8. (「医師会病院の外来受診経験あり」と「医師会病院の医療サービスを知っている」市民の回答と比較)

国、県等の行政による医師会病院への支援の必要性について (Q4-2、N=1, 496)



(2) 「公的医療機関」と比較した医師会病院への行政の支援形態について

そこで、『「公的医療機関」と比較した医師会病院への行政の支援形態について』聞いたところ、全体の 50.6%が「公的医療機関の病院と全く同じ支援形態とすべきである」という意見で、また 46.3%が「公的医療機関の病院とほぼ同じ支援形態とすべきである」

と回答しており、医師会病院への行政の支援は「公的医療機関」と同じ様に行うべきという回答が96.9%も占めていた。これに反し、「公的医療機関の病院と異なる支援形態でよい」とする意見は、わずか3.1%に止まった。(図3-6-9)

また、こうした『「公的医療機関」と比較した医師会病院への行政の支援形態』について、「医師会病院の外来受診経験あり」と「医師会病院の医療サービスを知っている」回答者を取り出して、クロス集計した回答と比較した場合、これらの回答程「公的医療機関の病院と全く同じ支援形態とすべきである」との回答の比率が高く、公的医療機関の病院と全く同じ支援形態とする必要性はより高いと考えられる。(図3-6-10)

図3-6-9. 「公的医療機関」と比較した医師会病院への行政の支援形態について (Q4-2-1、N=1, 432)

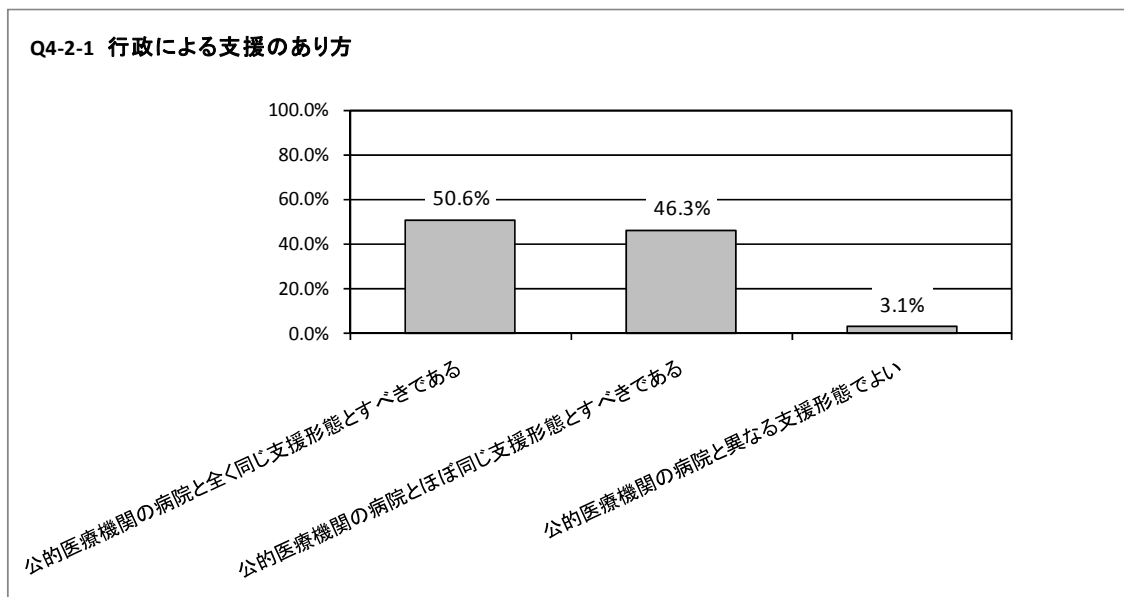
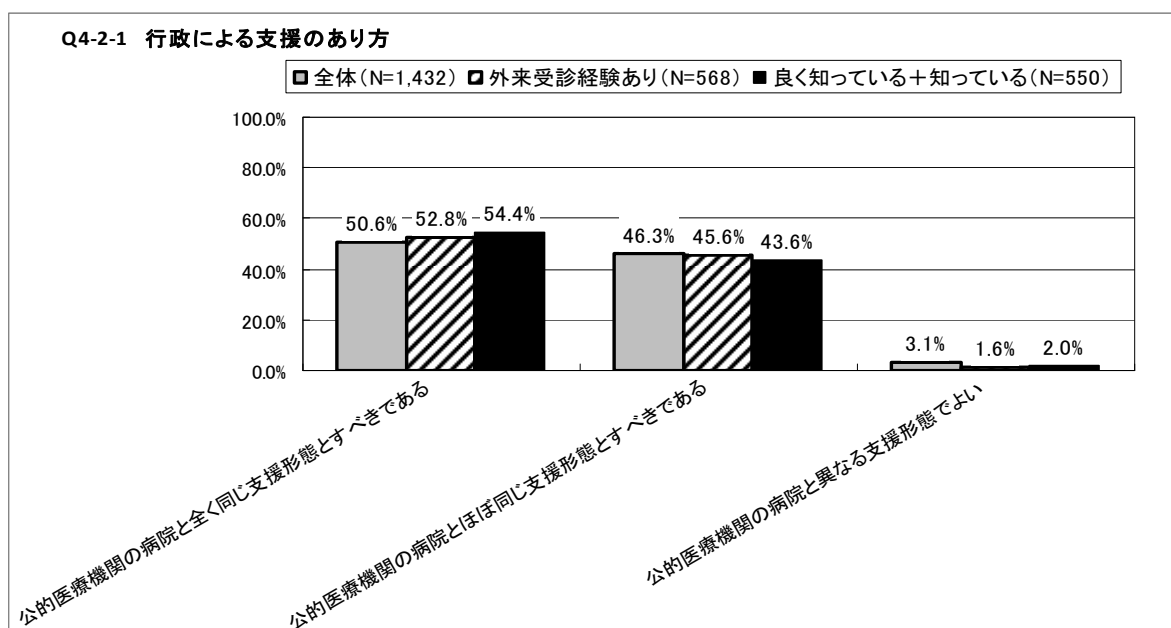


図3-6-10. (「医師会病院の外来受診経験あり」と「医師会病院の医療サービスを知っている」市民の回答と比較) 「公的医療機関」と比較した医師会病院への行政の支援形態について (Q4-2-1、N=1, 432)



(3) 医師会病院を公的医療機関に指定することについて (Q5)

1) 医師会病院による産婦人科開設希望について

地方都市である益田市固有の課題として、二つある中核病院において現在里帰り分娩が出来ない状況にあり、里帰り分娩が出来る医療環境整備が求められていると考えられる。

そこで、中核病院の一つである医師会病院に産婦人科をおくことを聞いたが、「強く希望する」という意見は全体の 66.6%、「希望する」は 29.2%と、両者合わせて 95.8%が程度の差こそあれ開設を希望していることが明らかになった。(図 3-6-11)

また、こうした「医師会病院に産婦人科をおくこと」について、「医師会病院の外来受診経験あり」と「医師会病院の医療サービスを知っている」回答者を取り出して、クロス集計した回答と比較しても、ほとんど同じ回答で、市民全体の回答の結果はかなり信頼できるものと考えられる。(図 3-6-12)

図 3-6-11. 医師会病院による産婦人科開設希望について (Q5、N=1, 149)

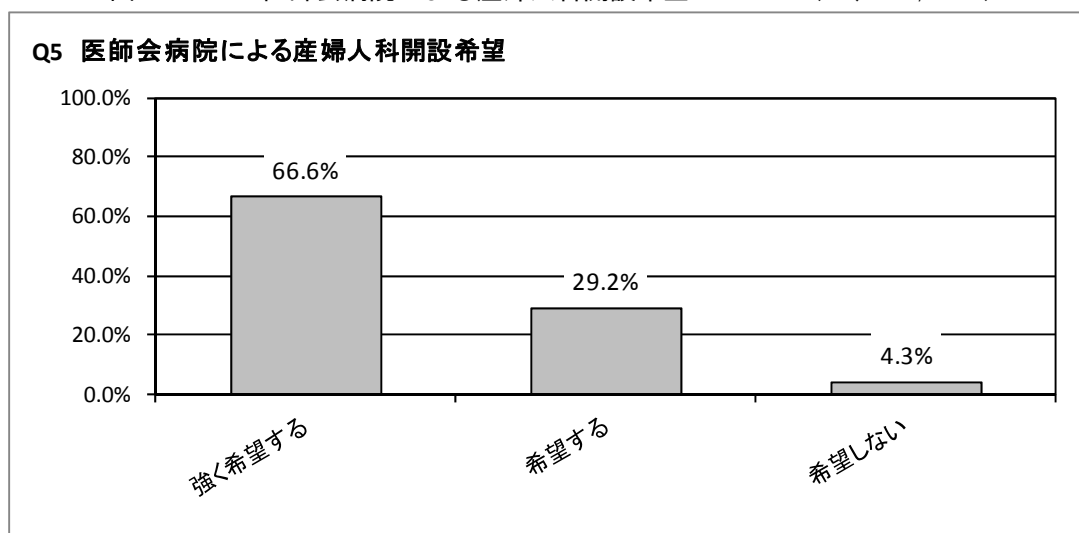
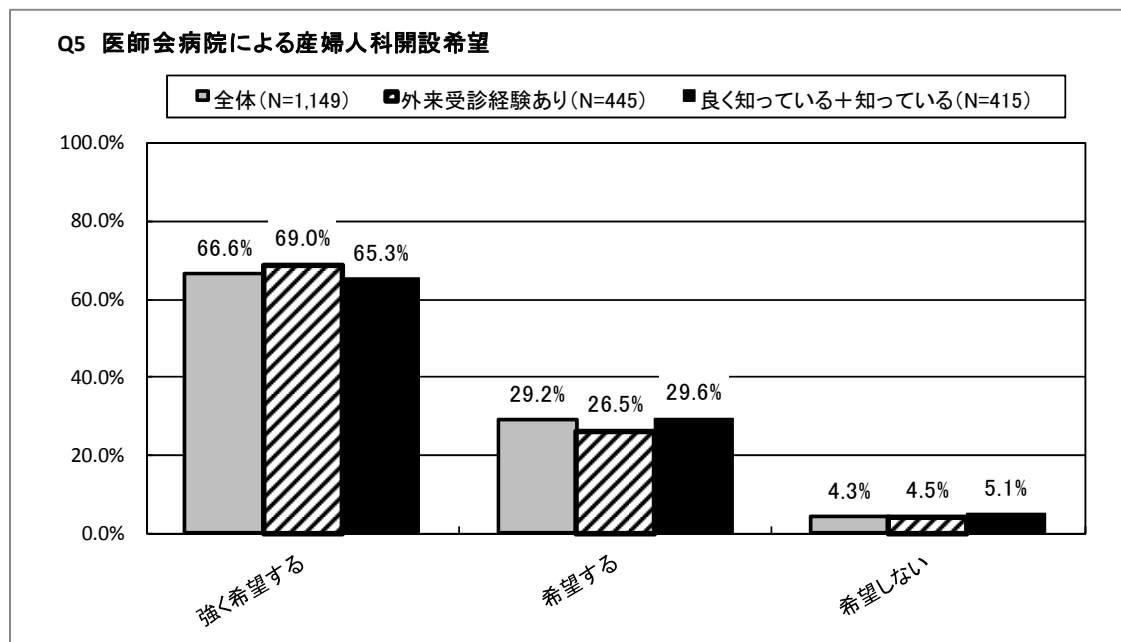


図 3-6-12. (「医師会病院の外来受診経験あり」と「医師会病院の医療サービスを知っている」市民の回答と比較)

医師会病院による産婦人科開設希望について (Q5、N=1, 149)



2) 医師会病院を公的医療機関に指定し、産婦人科医師を確保できる環境を整える考え方について

更に、「強く希望する」と「希望する」と回答した人を対象に、「医師会病院を公的医療機関に指定し産婦人科医を確保すること」について聞いたところ、「積極的に推進すべき」と回答した人は 77.2%、「推進すべき」との回答は 22.2%と、両者合わせて 99.4%の人が程度の差こそあれ「推進すべき」との意見であった。(図 3-6-13)

また、こうした「医師会病院を公的医療機関に指定し産婦人科医を確保すること」について、「医師会病院の外来受診経験あり」と「医師会病院の医療サービスを知っている」回答者を取り出して、クロス集計した回答と比較しても、ほとんど同じ回答で、市民全体の回答の結果はかなり信頼できるものと考えられる。(図 3-6-14)

図 3-6-13. 医師会病院を公的医療機関に指定し、産婦人科医師を確保できる環境を整える考え方について
(前問の Q5 で、「強く希望する」「希望する」と回答した市民のみを対象とした設問)

(Q5-1、N=1, 072)

(医師会病院は、産婦人科医師が確保できれば、産婦人科を新規に開設し、里帰り分娩に対応することができますが、公的医療機関ではないため、産婦人科医師の確保が困難な状況にあります。このような状況に対応し、医師会病院を公的医療機関に指定し、産婦人科医師を確保できる環境を整える考え方について、最もあなたのお考えに近いもの一つに○印を付けてください。)

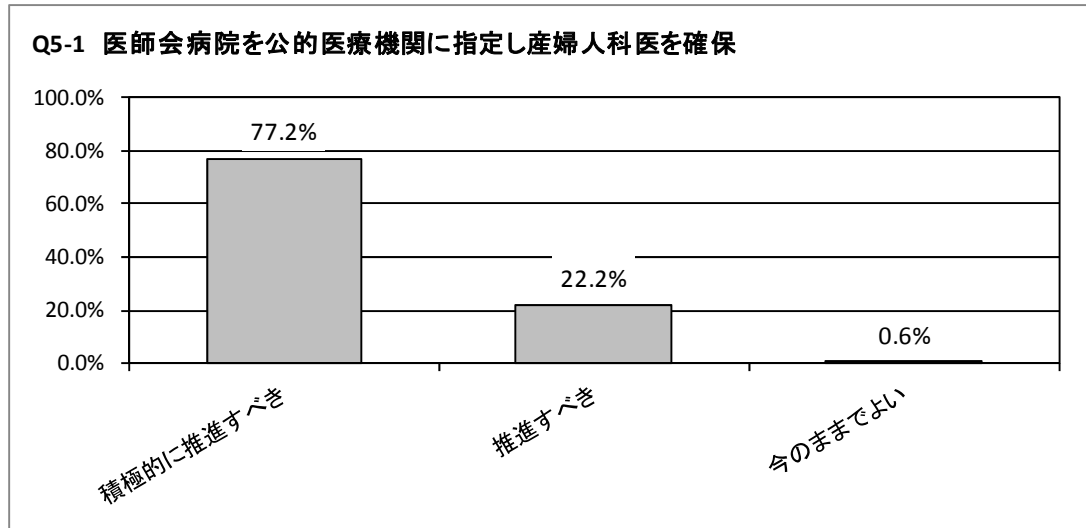
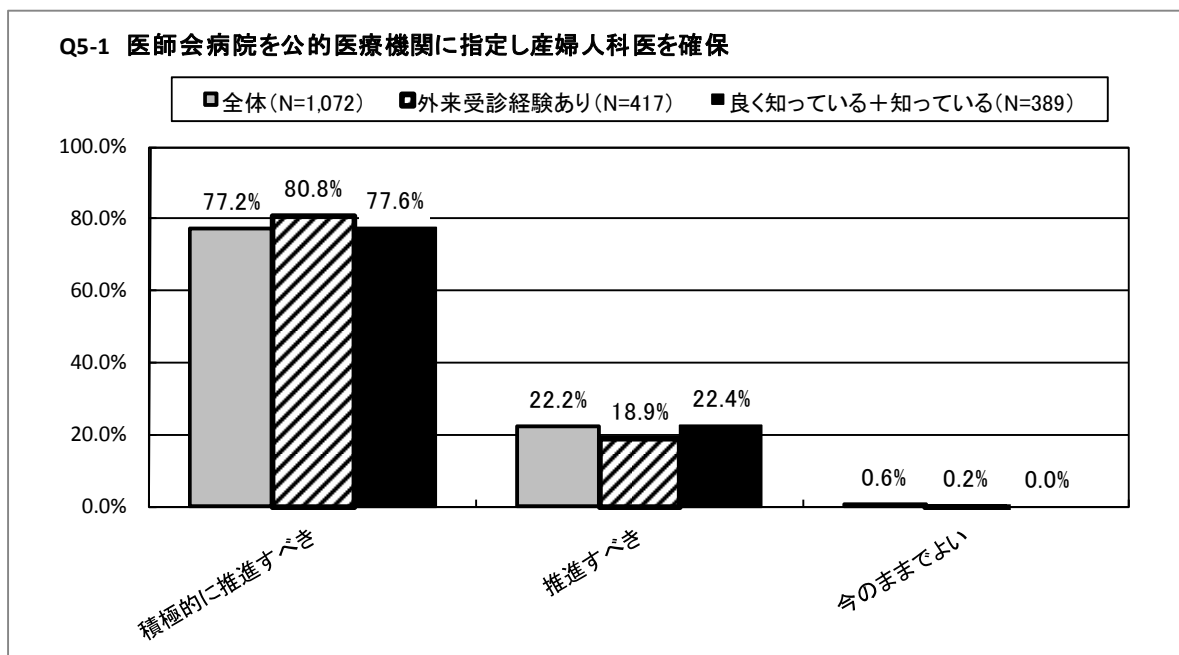


図 3-6-14. (「医師会病院の外来受診経験あり」と「医師会病院の医療サービスを知っている」市民の回答と比較)

医師会病院を公的医療機関に指定し、産婦人科医師を確保できる環境を整える考え方について

(Q5-1、N=1, 072)



第4章 まとめと今後の課題

1. 「益田市民アンケート調査」のまとめ

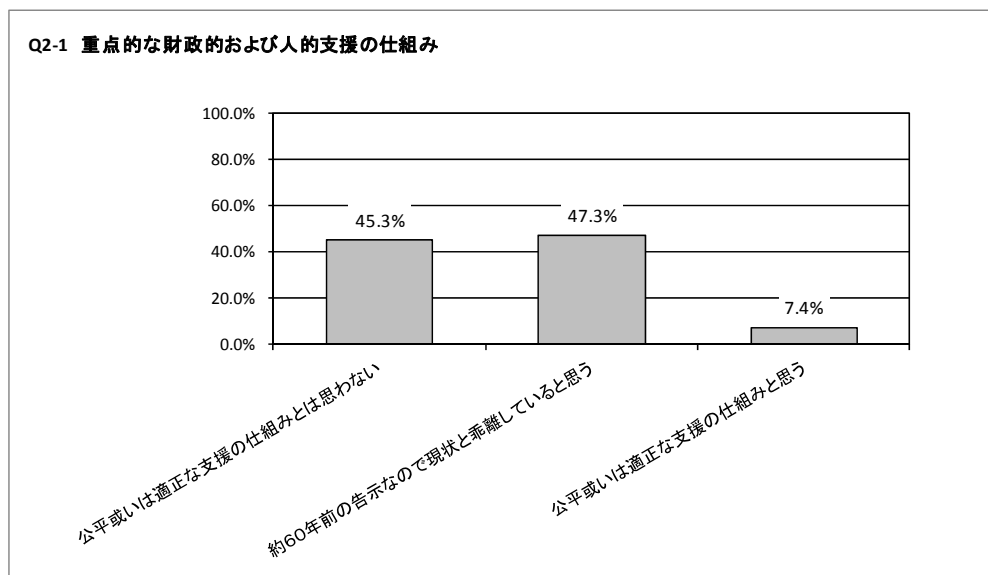
前記までの検討の結果、「益田市民アンケート調査」により益田市民の「医師会病院」と「公的医療機関」についての意向が明らかになったことから、これを「まとめ」として下記のように整理した。

- 益田市民は、制定後約60年経過した「公的医療機関」への「重点的な財政的及び人的支援の仕組み」を否定し、その指定対象は見直されるべきとの意見が市民の大勢
- 県知事等が地域に貢献している医療機関を「公的医療機関」として国に指定してもらい、「医師会病院」は「公的医療機関」と同様に支援されるべきとの意見が市民の大勢
- 「医師会病院」を「公的医療機関」に指定し、産婦人科医師を確保できる環境を整えるべきとの意見が市民の大勢

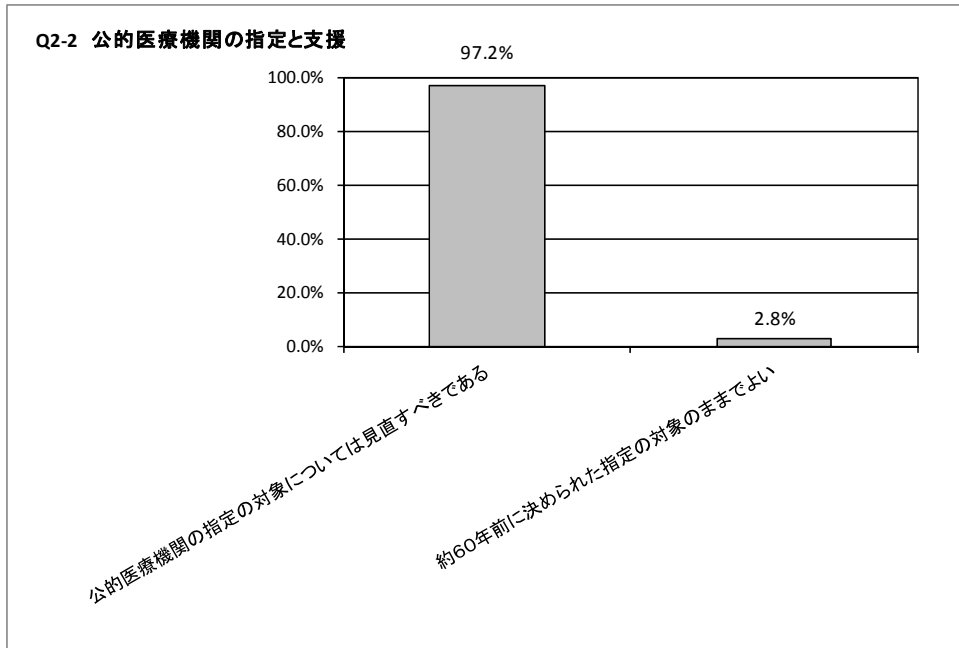
(1) 益田市民は、制定後約60年経過した「公的医療機関」への「重点的な財政的及び人的支援の仕組み」を否定し、その指定対象は見直されるべきとの意見が市民の大勢

「市民アンケート調査」の結果より、益田市民のほとんどの意向として、現状の「制定後約60年経過した『公的医療機関』への『重点的な財政的及び人的支援の仕組み』」については否定していて、これを受け「公的医療機関の指定のあり方について」についても、「公的医療機関の指定の対象については見直すべきである」としている。（(再掲)図3-6-1、3）

(再掲)図3-6-1. 現状の「公的医療機関」への「重点的な財政的及び人的(医師の派遣)支援の仕組み」に関する評価



(再掲) 図 3-6-3. 公的医療機関の指定のあり方について



(2) 県知事等が地域に貢献している医療機関を「公的医療機関」として国に指定してもらい、「医師会病院」は「公的医療機関」と同様に支援されるべきとの意見が市民の大勢

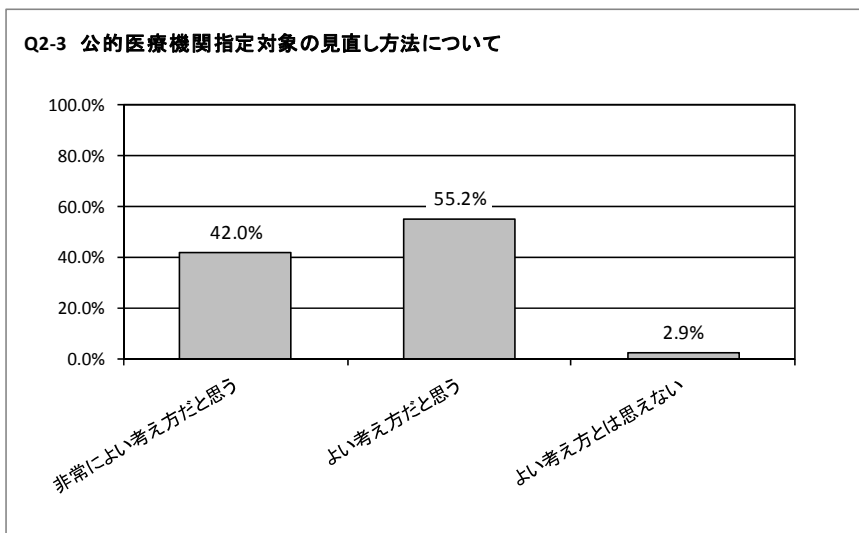
前記の結果をふまえた今後の方向性について、「県知事等が県の「保健医療計画」と整合を取りつつ、地域の必要な医療分野に貢献している医療機関を、「公的医療機関」として国に指定してもらい仕組みを導入」する方向性を示したところ、ほとんどの市民がこの方向性に賛成を示した。((再掲)図 3-6-5)

また、「医師会病院」への「国、県等(市)の行政による支援の必要性」についても、ほとんどの市民が「支援すべきである」という意見であり、また『公的医療機関』と比較した医師会病院への行政の支援形態について聞いたところ、やはりほとんどの市民が『公的医療機関の病院』と同じ支援形態とすべきである」という意見であった。((再掲)図 3-6-7、9)

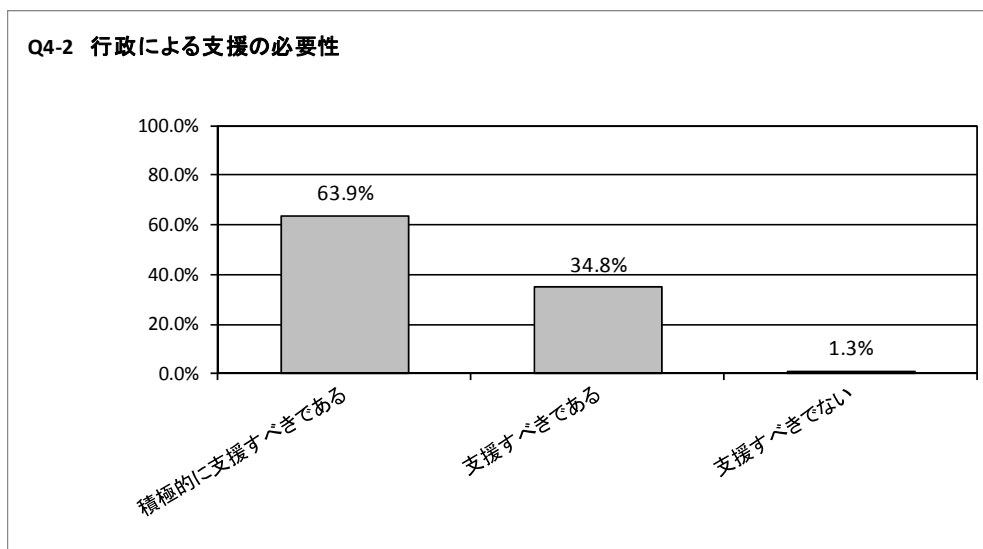
したがって、今後はこうした方向性や市民の意向をふまえ、「医師会病院」を「公的医療機関」として位置づけるための方策を推進することが重要と考える。

(再掲) 図 3-6-5. 公的医療機関対象の見直し方法について

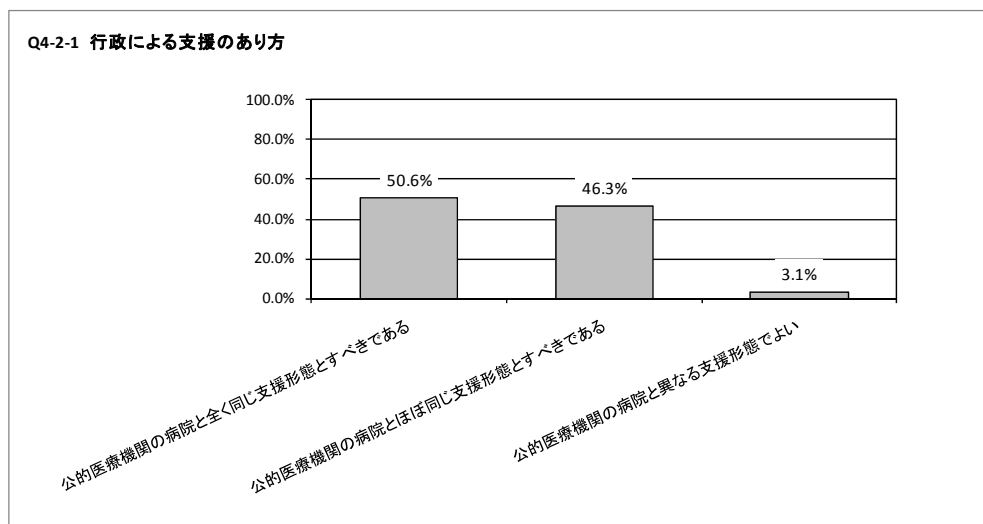
(一つの方法として、県知事等が県の「保健医療計画」と整合を取りつつ、地域の必要な医療分野に貢献している医療機関を、「公的医療機関」として国に指定してもらう仕組みを導入)



(再掲) 図 3-6-7. 国、県等の行政による医師会病院への支援の必要性について



(再掲) 図 3-6-9. 「公的医療機関」と比較した医師会病院への行政の支援形態について



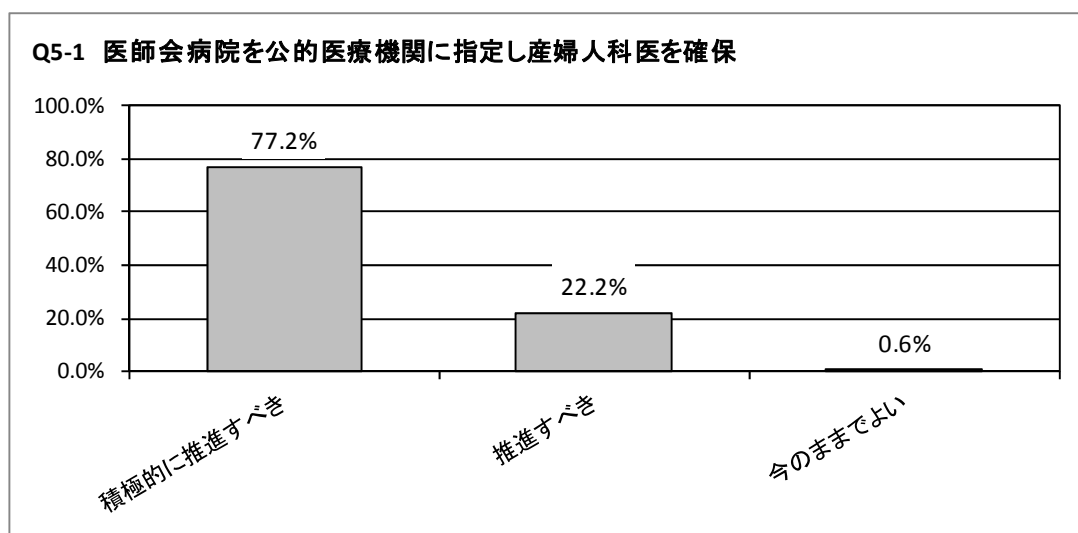
(3) 「医師会病院」を「公的医療機関」に指定し、産婦人科医師を確保できる環境を整えるべきとの意見が市民の大勢

益田市固有の課題として、二つある中核病院において現在里帰り分娩が出来ない状況にあり、里帰り分娩が出来る医療環境整備が求められている。

そこで、「医師会病院を公的医療機関に指定し、産婦人科医師を確保できる環境を整える考え方について」聞いたところ、ほとんどの市民の賛成を得た。((再掲)図 3-6-13)

「医師会病院」を「公的医療機関」とするための方策を推進するには、地域の課題に焦点をあて、そのための整備も併せて行うことによって、「公的医療機関」としての指定をより一層促進することも重要と考える。

(再掲)図 3-6-13. 医師会病院を公的医療機関に指定し、産婦人科医師を確保できる環境を整える考え方について



2. 今後の課題

- (1) 「医師会病院」を「公的医療機関」に指定してもらうことを要望している他都市医師会でも、同様の「アンケート調査」を広く実施し、多くの国民が「医師会病院」を「公的医療機関」として認める意向であることを明らかにし、これを政策的エビデンスとして活用することが課題

益田市医師会が、「医師会病院」を「公的医療機関」と位置づけることに、協力して推進する郡市医師会を募集したところ、益田市医師会を含め現在12の郡市医師会(病院としては13)がその意思表示をしている。(表1-1-1)

益田市民を対象としたアンケート調査によって明らかになったように、国民の『医師会病院』を『公的医療機関』と位置づけることに対する意向は、かなりの確度で「賛意」を得る可能性が非常に高いと考えられる。

そこで、益田市以外の11医師会の医師会病院立地自治体の住民を対象として、益田市と同様、「医師会病院」と「公的医療機関」に焦点をあてた「アンケート調査」を行うことが重要である。これによって、今回と同様の結果が得られれば、今後「医師会病院」を「公的医療機関」として位置づけることに大きく寄与する、政策的エビデンスを得ることが出来ると考えられる。

また、その際益田市と同様、地元の行政の協力を得てアンケート調査を実施することも重要である。

- (2) 「医師会病院」を「公的医療機関」に指定してもらうに際し、これまで未検討の部分を明らかにしていくことが課題

更に、「医師会病院」を「公的医療機関」に指定してもらうに際し、下記のようなこれまで未検討の部分を明らかにしていくことが必要であることから、併せて検討をする必要がある。

- 公的医療機関の法的位置づけの方法とそれに伴って生じる課題の検討
- 法的位置づけへの道筋の検討
- 税制との関係の検討
- 公益法人改革や社会福祉法人等への対応との比較検討
- 併せて対応すべき方策の検討

第 2 編
参考資料編

参考資料1 医師会病院の開設者自治体及び地域医療支援病院といった条件への該当状況(その1)

NO	A 開設者が自治体或いはこれに準ずるもの	B 地域医療支援病院	A, B いずれかに該当するもの	都道府県	医師会名	開設者	施設名
1		○	×	北海道	函館市医師会	医師会	函館市医師会病院
2		○	×	北海道	釧路市医師会	医師会	釧路市医師会病院
3	○		×	青森	むつ下北医師会	一部事務組合下北医療センター	一部事務組合下北医療センターむつリハビリテーション病院
4	○	○	×	宮城	仙台市医師会	(財)仙台市医療センター	仙台オープン病院
5	○	○	×	秋田	秋田県医師会	(財)秋田県成人病医療センター	秋田県成人病医療センター
6		○	×	秋田	能代市山本郡医師会	医師会	能代山本医師会病院
7				秋田	由利本荘医師会	医師会	由利本荘医師会病院
8				秋田	湯沢市雄勝郡医師会	医師会	湯雄医師会病院
9	○		×	山形	鶴岡地区医師会	鶴岡市	鶴岡市立湯田川温泉リハビリテーション病院
10				茨城	石岡市医師会	医師会	石岡市医師会病院
11		○	×	茨城	取手市医師会	医師会	取手北相馬保健医療センター医師会病院
12	○	○	×	茨城	つくば市医師会	(財)筑波メディカルセンター	筑波メディカルセンター病院
13				茨城	きぬ医師会	医師会	きぬ医師会病院
14				栃木	栃木県医師会	医師会	栃木県医師会温泉研究所附属塩原病院
15				栃木	下都賀郡市医師会	医師会	下都賀郡市医師会付属下都賀郡市医師会病院
16		○	×	栃木	佐野市医師会	医師会	佐野市医師会付属佐野医師会病院
17				群馬	群馬県医師会	医師会	群馬県医師会温泉研究所附属沢渡病院
18		○	×	群馬	伊勢崎佐波医師会	医師会	伊勢崎佐波医師会病院
19	○		×	群馬	吾妻郡医師会	吾妻郡広域町村圏振興整備組合	吾妻郡広域町村圏振興整備組合中之条病院
20		○	×	埼玉	大宮医師会	医師会	大宮医師会市民病院
21		○	×	埼玉	東松山医師会	医師会	東松山医師会病院
22		○	×	千葉	安房医師会	医師会	安房医師会病院
23	○		×	東京	東京都医師会	東京都	東京都リハビリテーション病院

※2007年時点の資料をもとに作成。

参考資料1 医師会病院の開設者自治体及び地域医療支援病院といった条件への該当状況(その2)

NO	A 開設者が自治体或いはこれに準ずるもの	B 地域医療支援病院	A, B いずれかに該当するもの	都道府県	医師会名	開設者	施設名
24	○	○	×	東京	東京都医師会	(財)東京都保健医療公社	東部地域病院
25	○	○	×	東京	東京都医師会	(財)東京都保健医療公社	多摩南部地域病院
26	○		×	東京	東京都医師会	(財)東京都保健医療公社	大久保病院
27	○	○	×	東京	東京都医師会	(財)東京都保健医療公社	多摩北部医療センター
28	○		×	東京	東京都医師会	(財)東京都保健医療公社	荏原病院
29				東京	板橋区医師会	医師会	板橋区医師会病院
30	○		×	神奈川	神奈川県医師会	神奈川県	神奈川県立汐見台病院
31	○		×	新潟	上越医師会	上越市	上越地域医療センター病院
32				岐阜	海津市医師会	医師会	海津市医師会病院
33				兵庫	明石市医師会	医師会	明石市医師会立明石医療センター
34				鳥取	中部医師会	医師会	鳥取県中部医師会立三朝温泉病院
35				島根	安来市医師会	医師会	安来市医師会病院
36		○	×	島根	益田市医師会	医師会	益田市医師会立益田地域医療センター医師会病院
37		○	×	岡山	赤磐医師会	医師会	赤磐医師会病院
38	○		×	広島	広島市医師会	広島市	広島市医師会運営安芸市民病院
39		○	×	広島	呉市医師会	医師会	呉市医師会病院
40		○	×	広島	三原市医師会	医師会	三原市医師会病院
41				広島	因島医師会	医師会	因島医師会病院
42				広島	三次地区医師会	医師会	三次地区医療センター
43				山口	下関市医師会	医師会	下関市医師会病院
44		○	×	山口	徳山医師会	医師会	地域医療支援病院オーブンシステム徳山医師会病院
45		○	×	山口	岩国市医師会	医師会	岩国市医療センター医師会病院
46		○	×	徳島	阿南市医師会	医師会	阿南医師会中央病院

参考資料1 医師会病院の開設者自治体及び地域医療支援病院といった条件への該当状況(その3)

NO	A 開設者が自治体或いはこれに準ずるもの	B 地域医療支援病院	A, B いずれかに該当するもの	都道府県	医師会名	開設者	施設名
47	○		×	香川	三豊・観音寺市医師会	三豊市	三豊市立西香川病院
48				愛媛	今治市医師会	医師会	今治市医師会市民病院
49		○	×	愛媛	喜多医師会	医師会	喜多医師会病院
50				愛媛	喜多医師会	医師会	喜多医師会立内山病院
51				愛媛	八幡浜医師会	医師会	八幡浜医師会立双岩病院
52				福岡	遠賀中間医師会	医師会	遠賀中間医師会病院
53				福岡	福岡市医師会	医師会	福岡市医師会成人病センター
54		○	×	福岡	糸島医師会	医師会	糸島医師会病院
55		○	×	福岡	宗像医師会	医師会	宗像医師会病院
56		○	×	福岡	甘木朝倉医師会	医師会	甘木朝倉医師会病院
57				福岡	甘木朝倉医師会	医師会	甘木朝倉医師会立朝倉病院
58				佐賀	唐津東松浦医師会	医師会	唐津東松浦医師会医療センター
59		○	×	熊本	熊本市医師会	医師会	熊本市医師会熊本地域医療センター
60				熊本	玉名郡市医師会	医師会	玉名郡市医師会立玉名地域保健医療センター
61				熊本	菊池郡市医師会	医師会	菊池郡市医師会立病院
62				熊本	八代市医師会	医師会	八代市医師会立病院
63				熊本	八代郡医師会	医師会	八代郡医師会立病院
64		○	×	熊本	天草郡市医師会	医師会	天草郡市医師会立天草地域医療センター
65				熊本	天草郡市医師会	医師会	天草郡市医師会立苓北医師会病院
66				大分	竹田市医師会	医師会	竹田医師会病院
67				大分	宇佐市医師会	医師会	宇佐高田医師会病院
68		○	×	大分	大分市医師会	医師会	大分市医師会立アルメイダ病院
69				大分	津久見市医師会	医師会	津久見市医師会立津久見中央病院

参考資料1 医師会病院の開設者自治体及び地域医療支援病院といった条件への該当状況(その4)

NO	A 開設者が自治体或いはこれに準ずるもの	B 地域医療支援病院	A, B いずれかに該当するもの	都道府県	医師会名	開設者	施設名
70		○	×	大分	臼杵市医師会	医師会	臼杵市医師会立コスモス病院
71		○	×	宮崎	宮崎市郡医師会	医師会	宮崎市郡医師会病院
72		○	×	宮崎	都城市北諸県郡医師会	医師会	都城市郡医師会病院
73				宮崎	延岡市医師会	医師会	延岡市医師会病院
74				宮崎	西都市・西児湯医師会	医師会	西都市西児湯医師会立西都救急病院
75		○	×	鹿児島	鹿児島市医師会	医師会	鹿児島市医師会病院
76		○	×	鹿児島	川内市医師会	医師会	川内市医師会立市民病院
77				鹿児島	串木野市医師会	医師会	串木野市医師会立脳神経外科センター
78				鹿児島	薩摩郡医師会	医師会	薩摩郡医師会病院
79		○	×	鹿児島	出水郡医師会	医師会	出水郡医師会立阿久根市民病院
80				鹿児島	出水郡医師会	医師会	出水郡医師会立第二病院
81	○	○	×	鹿児島	始良郡医師会	霧島市	霧島市医師会医療センター
82		○	×	鹿児島	曾於郡医師会	医師会	曾於郡医師会立病院
83				鹿児島	曾於郡医師会	医師会	曾於郡医師会立有明病院
84		○	×	鹿児島	肝属郡医師会	医師会	肝属郡医師会立病院
85	○		×	鹿児島	肝属郡医師会	垂水市	垂水市立医療センター—垂水中央病院
86				鹿児島	大島郡医師会	医師会	大島郡医師会病院
87		○	×	沖縄	北部地区医師会	医師会	北部地区医師会病院
計	18	39	50	—	—	—	—

参考資料2 医師会病院の開設者自治体及び地域医療支援病院・開放型病院といった条件への該当状況(その1)

NO	A 開設者が自治体或いはこれに準ずるもの	B 地域医療支援病院	C 開放型病院を持っているもの	A, B, C いずれかに該当するもの	都道府県	医師会名	開設者	施設名
1		○	○	×	北海道	函館市医師会	医師会	函館市医師会病院
2		○	○	×	北海道	釧路市医師会	医師会	釧路市医師会病院
3	○			×	青森	むつ下北医師会	一部事務組合下北医療センター	一部事務組合下北医療センターむつリハビリテーション病院
4	○	○	○	×	宮城	仙台市医師会	(財)仙台市医療センター	仙台オーブン病院
5	○	○	○	×	秋田	秋田県医師会	(財)秋田県成人病医療センター	秋田県成人病医療センター
6		○	○	×	秋田	能代市山本郡医師会	医師会	能代山本医師会病院
7			○	×	秋田	由利本荘医師会	医師会	由利本荘医師会病院
8					秋田	湯沢市雄勝郡医師会	医師会	湯雄医師会病院
9	○			×	山形	鶴岡地区医師会	鶴岡市	鶴岡市立湯田川温泉リハビリテーション病院
10			○	×	茨城	石岡市医師会	医師会	石岡市医師会病院
11		○	○	×	茨城	取手市医師会	医師会	取手北相馬保健医療センター医師会病院
12	○	○	○	×	茨城	つくば市医師会	(財)筑波メディカルセンター	筑波メディカルセンター病院
13			○	×	茨城	きぬ医師会	医師会	きぬ医師会病院
14			○	×	栃木	栃木県医師会	医師会	栃木県医師会温泉研究所付属塩原病院
15			○	×	栃木	下都賀郡市医師会	医師会	下都賀郡市医師会付属下都賀郡市医師会病院
16		○	○	×	栃木	佐野市医師会	医師会	佐野市医師会付属佐野医師会病院
17			○	×	群馬	群馬県医師会	医師会	群馬県医師会温泉研究所附属沢渡病院
18		○	○	×	群馬	伊勢崎佐波医師会	医師会	伊勢崎佐波医師会病院
19	○			×	群馬	吾妻郡医師会	吾妻郡広域町村圏振興整備組合	吾妻郡広域町村圏振興整備組合中之条病院
20		○	○	×	埼玉	大宮医師会	医師会	大宮医師会市民病院
21		○	○	×	埼玉	東松山医師会	医師会	東松山医師会病院
22		○	○	×	千葉	安房医師会	医師会	安房医師会病院
23	○			×	東京	東京都医師会	東京都	東京都リハビリテーション病院

※2007年時点の資料をもとに作成。

参考資料2 医師会病院の開設者自治体及び地域医療支援病院・開放型病院保有といった条件への該当状況(その2)

NO	A 開設者が自治体或いはこれに準ずるもの	B 地域医療支援病院	C 開放型病院を持っているもの	A, B, C いずれかに該当するもの	都道府県	医師会名	開設者	施設名
24	○	○	○	×	東京	東京都医師会	(財)東京都保健医療公社	東部地域病院
25	○	○	○	×	東京	東京都医師会	(財)東京都保健医療公社	多摩南部地域病院
26	○	○	○	×	東京	東京都医師会	(財)東京都保健医療公社	大久保病院
27	○	○	○	×	東京	東京都医師会	(財)東京都保健医療公社	多摩北部医療センター
28	○	○	○	×	東京	東京都医師会	(財)東京都保健医療公社	荏原病院
29	○	○	○	×	東京	板橋区医師会	医師会	板橋区医師会病院
30	○	○	○	×	神奈川	神奈川県医師会	神奈川県	神奈川県立汐見台病院
31	○	○	○	×	新潟	上越医師会	上越市	上越地域医療センター病院
32	○	○	○	×	岐阜	海津市医師会	医師会	海津市医師会病院
33	○	○	○	×	兵庫	明石市医師会	医師会	明石市医師会立明石医療センター
34	○	○	○	×	鳥取	中部医師会	医師会	鳥取県中部医師会立三朝温泉病院
35	○	○	○	×	島根	安来市医師会	医師会	安来市医師会病院
36	○	○	○	×	島根	益田市医師会	医師会	益田市医師会立益田地域医療センター医師会病院
37	○	○	○	×	岡山	赤磐医師会	医師会	赤磐医師会病院
38	○	○	○	×	広島	広島市医師会	広島市	広島市医師会運営安芸市民病院
39	○	○	○	×	広島	呉市医師会	医師会	呉市医師会病院
40	○	○	○	×	広島	三原市医師会	医師会	三原市医師会病院
41	○	○	○	×	広島	因島医師会	医師会	因島医師会病院
42	○	○	○	×	広島	三次地区医師会	医師会	三次地区医療センター
43	○	○	○	×	山口	下関市医師会	医師会	下関市医師会病院
44	○	○	○	×	山口	徳山医師会	医師会	地域医療支援病院オーブンシステム徳山医師会病院
45	○	○	○	×	山口	岩国市医師会	医師会	岩国市医療センター医師会病院
46	○	○	○	×	徳島	阿南市医師会	医師会	阿南医師会中央病院

参考資料2 医師会病院の開設者自治体及び地域医療支援病院・開放型病院保有といった条件への該当状況(その3)

NO	A 開設者が自治体或いはこれに準ずるもの	B 地域医療支援病院	C 開放型病院を持っているもの	A, B, C いずれかに該当するもの	都道府県	医師会名	開設者	施設名
47	○			×	香川	三豊・観音寺市医師会	三豊市	三豊市立西香川病院
48			○	×	愛媛	今治市医師会	医師会	今治市医師会市民病院
49		○	○	×	愛媛	喜多医師会	医師会	喜多医師会病院
50			○	×	愛媛	喜多医師会	医師会	喜多医師会立内山病院
51			○	×	愛媛	八幡浜医師会	医師会	八幡浜医師会立双岩病院
52			○	×	福岡	遠賀中間医師会	医師会	遠賀中間医師会病院
53			○	×	福岡	福岡市医師会	医師会	福岡市医師会成人病センター
54		○	○	×	福岡	糸島医師会	医師会	糸島医師会病院
55		○	○	×	福岡	宗像医師会	医師会	宗像医師会病院
56		○	○	×	福岡	甘木朝倉医師会	医師会	甘木朝倉医師会病院
57			○	×	福岡	甘木朝倉医師会	医師会	甘木朝倉医師会立朝倉病院
58			○	×	佐賀	唐津東松浦医師会	医師会	唐津東松浦医師会医療センター
59		○	○	×	熊本	熊本市医師会	医師会	熊本市医師会熊本地域医療センター
60			○	×	熊本	玉名郡市医師会	医師会	玉名郡市医師会立玉名地域保健医療センター
61			○	×	熊本	菊池郡市医師会	医師会	菊池郡市医師会立病院
62					熊本	八代市医師会	医師会	八代市医師会立病院
63			○	×	熊本	八代郡医師会	医師会	八代郡医師会立病院
64		○	○	×	熊本	天草郡市医師会	医師会	天草郡市医師会立天草地域医療センター
65			○	×	熊本	天草郡市医師会	医師会	天草郡市医師会立苓北医師会病院
66			○	×	大分	竹田市医師会	医師会	竹田医師会病院
67			○	×	大分	宇佐市医師会	医師会	宇佐高田医師会病院
68		○	○	×	大分	大分市医師会	医師会	大分市医師会立アルメダ病院
69			○	×	大分	津久見市医師会	医師会	津久見市医師会立津久見中央病院

参考資料2 医師会病院の開設者自治体及び地域医療支援病院・開放型病院保有といった条件への該当状況(その4)

NO	A 開設者が自治体或いはこれに準ずるもの	B 地域医療支援病院	C 開放型病院を持っているもの	A, B, C いずれかに該当するもの	都道府県	医師会名	開設者	施設名
70		○	○	×	大分	臼杵市医師会	医師会	臼杵市医師会立コスモス病院
71		○	○	×	宮崎	宮崎市郡医師会	医師会	宮崎市郡医師会病院
72		○	○	×	宮崎	都城市北諸県郡医師会	医師会	都城市郡医師会病院
73			○	×	宮崎	延岡市医師会	医師会	延岡市医師会病院
74			○	×	宮崎	西都市・西児湯医師会	医師会	西都市西児湯医師会立西都救急病院
75		○	○	×	鹿児島	鹿児島市医師会	医師会	鹿児島市医師会病院
76		○	○	×	鹿児島	川内市医師会	医師会	川内市医師会立市民病院
77			○	×	鹿児島	串木野市医師会	医師会	串木野市医師会立脳神経外科センター
78			○	×	鹿児島	薩摩郡医師会	医師会	薩摩郡医師会病院
79		○	○	×	鹿児島	出水郡医師会	医師会	出水郡医師会立阿久根市民病院
80			○	×	鹿児島	出水郡医師会	医師会	出水郡医師会立第二病院
81	○	○	○	×	鹿児島	始良郡医師会	霧島市	霧島市医師会医療センター
82		○	○	×	鹿児島	曾於郡医師会	医師会	曾於郡医師会立病院
83			○	×	鹿児島	曾於郡医師会	医師会	曾於郡医師会立有明病院
84		○	○	×	鹿児島	肝属郡医師会	医師会	肝属郡医師会立病院
85	○		○	×	鹿児島	肝属郡医師会	垂水市	垂水市立医療センター垂水中央病院
86			○	×	鹿児島	大島郡医師会	医師会	大島郡医師会病院
87		○	○	×	沖縄	北部地区医師会	医師会	北部地区医師会病院
計	18	39	78	84	—	—	—	—

参考資料3 医師会病院の開設者自治体及び地域医療支援病院・主要へき地指定といった条件への該当状況(その1)

NO	A 開設者が自治体 またはこれに準ずるもの	B 地域医療支援病院	C 所在地自治体の主要へき地指定への該当状況			A, B, C いずれかに該当するもの	都道府県	医師会名	開設者	施設名
			過疎地域	離島振興対策実施地域	振興山村の地域					
1		○			○	×	北海道	函館市医師会	医師会	函館市医師会病院
2		○	○		○	×	北海道	釧路市医師会	医師会	釧路市医師会病院
3	○				○	×	青森	むつ下北医師会	一部事務組合下北医療センター	一部事務組合下北医療センターむつリハビリテーション病院
4	○	○			○	×	宮城	仙台市医師会	(財)仙台市医療センター	仙台オープン病院
5	○	○			○	×	秋田	秋田県医師会	(財)秋田県成人病医療センター	秋田県成人病医療センター
6		○			○	×	秋田	能代市山本郡医師会	医師会	能代山本医師会病院
7		○	○		○	×	秋田	由利本荘医師会	医師会	由利本荘医師会病院
8		○	○		○	×	秋田	湯沢市雄勝郡医師会	医師会	湯雄医師会病院
9	○	○	○		○	×	山形	鶴岡地区医師会	鶴岡市	鶴岡市立湯田川温泉リハビリテーション病院
10							茨城	石岡市医師会	医師会	石岡市医師会病院
11		○				×	茨城	取手市医師会	医師会	取手北相馬保健医療センター医師会病院
12	○	○				×	茨城	つくば市医師会	(財)筑波メディカルセンター	筑波メディカルセンター病院
13							茨城	さぬ医師会	医師会	さぬ医師会病院
14					○	×	栃木	栃木県医師会	医師会	栃木県医師会温泉研究所付属塩原病院
15							栃木	下都賀郡市医師会	医師会	下都賀郡市医師会付属下都賀郡市医師会病院
16		○			○	×	栃木	佐野市医師会	医師会	佐野市医師会付属佐野医師会病院
17					○	×	群馬	群馬県医師会	医師会	群馬県医師会温泉研究所附属沢渡病院
18		○				×	群馬	伊勢崎佐波医師会	医師会	伊勢崎佐波医師会病院
19	○				○	×	群馬	吾妻郡医師会	吾妻郡広域町村圏振興整備組合	吾妻郡広域町村圏振興整備組合中之条病院
20		○				×	埼玉	大宮医師会	医師会	大宮医師会市民病院
21		○				×	埼玉	東松山医師会	医師会	東松山医師会病院
22		○				×	千葉	安房医師会	医師会	安房医師会病院
23	○					×	東京	東京都医師会	東京都	東京都リハビリテーション病院

※2007年時点の資料をもとに作成。

参考資料3 医師会病院の開設者自治体及び地域医療支援病院・主要へき地指定といった条件への該当状況(その2)

NO	A 開設者が自治体 或いはこれに準ずるもの	B 地域医療支援病院	C 所在地自治体の主要へき地指定への該当状況			A, B, C いずれかに該当するもの	都道府県	医師会名	開設者	施設名
			過疎地域	離島振興対策実施地域	振興山村の地域					
24	○	○				×	東京	東京都医師会	(財)東京都保健医療公社	東部地域病院
25	○	○				×	東京	東京都医師会	(財)東京都保健医療公社	多摩南部地域病院
26	○					×	東京	東京都医師会	(財)東京都保健医療公社	大久保病院
27	○	○				×	東京	東京都医師会	(財)東京都保健医療公社	多摩北部医療センター
28	○					×	東京	東京都医師会	(財)東京都保健医療公社	荏原病院
29							東京	板橋区医師会	医師会	板橋区医師会病院
30	○					×	神奈川	神奈川県医師会	神奈川県	神奈川県立汐見台病院
31	○		○		○	×	新潟	上越医師会	上越市	上越地域医療センター病院
32							岐阜	海津市医師会	医師会	海津市医師会病院
33							兵庫	明石市医師会	医師会	明石市医師会立明石医療センター
34					○	×	鳥取	中部医師会	医師会	鳥取県中部医師会立三朝温泉病院
35			○		○	×	島根	安来市医師会	医師会	安来市医師会病院
36		○	○		○	×	島根	益田市医師会	医師会	益田市医師会立益田地域医療センター医師会病院
37		○			○	×	岡山	赤磐医師会	医師会	赤磐医師会病院
38	○				○	×	広島	広島市医師会	広島市	広島市医師会運営安芸市民病院
39		○				×	広島	呉市医師会	医師会	呉市医師会病院
40		○			○	×	広島	三原市医師会	医師会	三原市医師会病院
41							広島	因島医師会	医師会	因島医師会病院
42					○	×	広島	三次地区医師会	医師会	三次地区医療センター
43					○	×	山口	下関市医師会	医師会	下関市医師会病院
44		○			○	×	山口	徳山医師会	医師会	地域医療支援病院オーブンステム徳山医師会病院
45		○	○		○	×	山口	岩国市医師会	医師会	岩国市医療センター医師会病院
46		○				×	徳島	阿南市医師会	医師会	阿南医師会中央病院

参考資料3 医師会病院の開設者自治体及び地域医療支援病院・主要へき地指定といった条件への該当状況(その3)

NO	A 開設者が自治体或いはこれに準ずるもの	B 地域医療支援病院	C 所在地自治体の主要へき地指定への該当状況			A, B, C いずれかに該当するもの	都道府県	医師会名	開設者	施設名
			過疎地域	離島振興対策実施地域	振興山村の地域					
47	○				×	香川	三豊・観音寺市医師会	三豊市	三豊市立西香川病院	
48				○	×	愛媛	今治市医師会	医師会	今治市医師会市民病院	
49		○		○	×	愛媛	喜多医師会	医師会	喜多医師会病院	
50			○	○	×	愛媛	喜多医師会	医師会	喜多医師会立内山病院	
51			○		×	愛媛	八幡浜医師会	医師会	八幡浜医師会立双岩病院	
52						福岡	遠賀中間医師会	医師会	遠賀中間医師会病院	
53				○	×	福岡	福岡市医師会	医師会	福岡市医師会成人病センター	
54		○			×	福岡	糸島医師会	医師会	糸島医師会病院	
55		○			×	福岡	宗像医師会	医師会	宗像医師会病院	
56		○		○	×	福岡	甘木朝倉医師会	医師会	甘木朝倉医師会病院	
57				○	×	福岡	甘木朝倉医師会	医師会	甘木朝倉医師会立朝倉病院	
58				○	×	佐賀	唐津東松浦医師会	医師会	唐津東松浦医師会医療センター	
59		○			×	熊本	熊本市医師会	医師会	熊本市医師会熊本地域医療センター	
60						熊本	玉名郡市医師会	医師会	玉名郡市医師会立玉名地域保健医療センター	
61				○	×	熊本	菊池郡市医師会	医師会	菊池郡市医師会立病院	
62			○	○	×	熊本	八代市医師会	医師会	八代市医師会立病院	
63						熊本	八代郡医師会	医師会	八代郡医師会立病院	
64		○		○	×	熊本	天草郡市医師会	医師会	天草郡市医師会立天草地域医療センター	
65						熊本	天草郡市医師会	医師会	天草郡市医師会立苓北医師会病院	
66			○	○	×	大分	竹田市医師会	医師会	竹田医師会病院	
67			○	○	×	大分	宇佐市医師会	医師会	宇佐高田医師会病院	
68		○		○	×	大分	大分市医師会	医師会	大分市医師会立アルメダ病院	
69			○		×	大分	津久見市医師会	医師会	津久見市医師会立津久見中央病院	

参考資料3 医師会病院の開設者自治体及び地域医療支援病院・主要へき地指定といった条件への該当状況(その4)

NO	A 開設者が自治体或いはこれに準ずるもの	B 地域医療支援病院	C 所在地自治体の主要へき地指定への該当状況			A、B、C いずれかに該当するもの	都道府県	医師会名	開設者	施設名
			過疎地域	離島振興対策実施地域	振興山村の地域					
70		○			○	×	大分	臼杵市医師会	医師会	臼杵市医師会立コスモス病院
71		○				×	宮崎	宮崎市郡医師会	医師会	宮崎市郡医師会病院
72		○			○	×	宮崎	都城市北諸郡医師会	医師会	都城市郡医師会病院
73			○		○	×	宮崎	延岡市医師会	医師会	延岡市医師会病院
74					○	×	宮崎	西都市・西児湯医師会	医師会	西都市西児湯医師会立西都救急病院
75		○				×	鹿児島	鹿児島市医師会	医師会	鹿児島市医師会病院
76		○				×	鹿児島	川内市医師会	医師会	川内市医師会立市民病院
77							鹿児島	串木野市医師会	医師会	串木野市医師会立脳神経外科センター
78			○			×	鹿児島	薩摩郡医師会	医師会	薩摩郡医師会病院
79		○	○			×	鹿児島	出水郡医師会	医師会	出水郡医師会立阿久根市民病院
80					○	×	鹿児島	出水郡医師会	医師会	出水郡医師会立第二病院
81	○	○			○	×	鹿児島	始良郡医師会	霧島市	霧島市医師会医療センター
82		○	○			×	鹿児島	曾於郡医師会	医師会	曾於郡医師会立病院
83			○			×	鹿児島	曾於郡医師会	医師会	曾於郡医師会立有明病院
84		○	○		○	×	鹿児島	肝属郡医師会	医師会	肝属郡医師会立病院
85	○		○			×	鹿児島	肝属郡医師会	垂水市	垂水市立医療センター垂水中央病院
86			○			×	鹿児島	大島郡医師会	医師会	大島郡医師会病院
87		○				×	沖縄	北部地区医師会	医師会	北部地区医師会病院
計	18	39	23	0	44	75	—	—	—	—

参考資料 4 医療法（抄）（昭和二十三年七月三十日法律第二百五号）

最終改正：平成一八年一二月八日法律第一〇六号

第一章 総則

第四条 国、都道府県、市町村、第四十二条第二項に規定する特別医療法人その他厚生労働大臣の定める者の開設する病院であつて、地域における医療の確保のために必要な支援に関する次に掲げる要件に該当するものは、その所在地の都道府県知事の承認を得て地域医療支援病院と称することができる。

一 他の病院又は診療所から紹介された患者に対し医療を提供し、かつ、当該病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具を、当該病院に勤務しない医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の診療、研究又は研修のために利用させるための体制が整備されていること。

二 救急医療を提供する能力を有すること。

三 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力を有すること。

四 厚生労働省令で定める数以上の患者を入院させるための施設を有すること。

五 第二十一条第一項第二号から第八号まで及び第十号から第十二号まで並びに第二十二条第一号及び第四号から第九号までに規定する施設を有すること。

六 その施設の構造設備が第二十一条第一項及び第二十二条の規定に基づく厚生労働省令で定める要件に適合するものであること。

2 都道府県知事は、前項の承認をするに当たっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。

3 地域医療支援病院でないものは、これに地域医療支援病院又はこれに紛らわしい名称を付けてはならない。

第二章 病院、診療所及び助産所

第十六条の二 地域医療支援病院の管理者は、厚生労働省令の定めるところにより、次に掲げる事項を行わなければならない。

一 当該病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具を、当該病院に勤務しない医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の診療、研究又は研修のために利用させること。

二 救急医療を提供すること。

三 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせること。

四 第二十二条第二号及び第三号に掲げる諸記録を体系的に管理すること。

- 五 当該地域医療支援病院に患者を紹介しようとする医師その他厚生労働省令で定める者から第二十二條第二号又は第三号に掲げる諸記録の閲覧を求められたときは、正当の理由がある場合を除き、当該諸記録のうち患者の秘密を害するおそれのないものとして厚生労働省令で定めるものを閲覧させること。
- 六 他の病院又は診療所から紹介された患者に対し、医療を提供すること。
- 七 その他厚生労働省令で定める事項

第二十一條 病院は、厚生労働省令の定めるところにより、次に掲げる人員及び施設を有し、かつ、記録を備えて置かなければならない。

- 一 当該病院の有する病床の種別に応じ、厚生労働省令で定める員数の医師、歯科医師、看護師その他の従業者
- 二 各科専門の診察室
- 三 手術室
- 四 処置室
- 五 臨床検査施設
- 六 エックス線装置
- 七 調剤所
- 八 給食施設
- 九 診療に関する諸記録
- 十 診療科名中に産婦人科又は産科を有する病院にあつては、分べん室及び新生児の入浴施設
- 十一 療養病床を有する病院にあつては、機能訓練室
- 十二 その他厚生労働省令で定める施設

2 療養病床を有する診療所は、厚生労働省令の定めるところにより、次に掲げる人員及び施設を有しなければならない。

- 一 厚生労働省令で定める員数の医師、歯科医師、看護師及び看護の補助その他の業務の従業者
- 二 機能訓練室
- 三 その他厚生労働省令で定める施設

第二十二條 地域医療支援病院は、前條第一項（第九号を除く。）に定めるもののほか、厚生労働省令の定めるところにより、次に掲げる施設を有し、かつ、記録を備えて置かなければならない。

- 一 集中治療室
- 二 診療に関する諸記録
- 三 病院の管理及び運営に関する諸記録

- 四 化学、細菌及び病理の検査施設
- 五 病理解剖室
- 六 研究室
- 七 講義室
- 八 図書室
- 九 その他厚生労働省令で定める施設

第三章 公的医療機関

第三十一条 この章において、「公的医療機関」とは、都道府県、市町村その他厚生労働大臣の定める者の開設する病院又は診療所をいう。

第三十五条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、公的医療機関の開設者又は管理者に対して、次の事項を命ずることができる。

一 当該病院又は診療所の医療業務に差支ない限り、その建物の全部又は一部、設備、器械及び器具を当該公的医療機関に勤務しない医師又は歯科医師の診療又は研究のために利用させること。

二 医師法第十一条第二号 若しくは歯科医師法第十一条第二号 の規定による実地修練又は医師法第十六条の二第一項 若しくは歯科医師法第十六条の二第一項 の規定による臨床研修を行わせるのに必要な条件を整備すること。

2 前項各号に掲げる事項の外、厚生労働大臣又は都道府県知事は、公的医療機関の開設者に対して、その運営に関して必要な指示をすることができる。

参考資料5 医療法第三十一条の規定による公的医療機関の開設者（昭和二十六年八月二十二日 厚告一六七）

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十一条に規定する公的医療機関の開設者を次のように定める。

- 一 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項に規定する地方公共団体の組合
- 二 国民健康保険法（昭和三十二年法律第九十二号）第八十三条に規定する国民健康保険団体連合会及び国民健康保険法施行法（昭和三十二年法律第九十三号）第二条の規定により国民健康保険法の施行後も引き続き国民健康保険を行う普通国民健康保険組合
- 三 日本赤十字社
- 四 社会福祉法人恩賜財団済生会
- 五 全国厚生農業協同組合連合会の会員である厚生（医療）農業協同組合連合会
- 六 社会福祉法人北海道社会事業協会

参考資料6 医師法（抄）（昭和二十三年七月三十日法律第二百一号）

最終改正：平成一八年六月二一日法律第八十四号

第三章 試験

第十一条 医師国家試験は、左の各号の一に該当する者でなければ、これを受けることができない。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（以下単に「大学」という。）において、医学の正規の課程を修めて卒業した者
- 二 医師国家試験予備試験に合格した者で、合格した後一年以上の診療及び公衆衛生に関する実地修練を経たもの
- 三 外国の医学校を卒業し、又は外国で医師免許を得た者で、厚生労働大臣が前二号に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有し、且つ、相当と認定したもの

第十二条 医師国家試験予備試験は、外国の医学校を卒業し、又は外国で医師免許を得た者のうち、前条第三号に該当しない者であつて、厚生労働大臣が相当と認定したものでなければ、これを受けることができない。

第三章の二 臨床研修

第十六条の二 診療に従事しようとする医師は、二年以上、医学を履修する課程を置く大学に附属する病院又は厚生労働大臣の指定する病院において、臨床研修を受けなければならない。

- 2 厚生労働大臣は、前項の規定により指定した病院が臨床研修を行うについて不相当であると認めるに至つたときは、その指定を取り消すことができる。
- 3 厚生労働大臣は、第一項の指定又は前項の指定の取消しをしようとするときは、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 第一項の規定の適用については、外国の病院で、厚生労働大臣が相当と認めたものは、同項の厚生労働大臣の指定する病院とみなす。

第十六条の四 厚生労働大臣は、第十六条の二第一項の規定による臨床研修を修了した者について、その申請により、臨床研修を修了した旨を医籍に登録する。

- 2 厚生労働大臣は、前項の登録をしたときは、臨床研修修了登録証を交付する。

参考資料 7 医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令(平成一四年一二月一一日 厚労令一五八)

(臨床研修病院の指定)

第三条 法第十六条の二第一項の指定は、次に掲げる区分に応じて行うものとする。

- 一 単独型臨床研修病院 単独で又は研修協力施設（臨床研修病院（法第十六条の二第一項の指定を受けた病院をいう。以下同じ。）と共同して臨床研修を行う施設であって、臨床研修病院及び医学を履修する過程を置く大学に附属する病院（第十九条において「大学病院」という。）以外のものをいう。以下同じ。）と共同して臨床研修を行う病院
- 二 管理型臨床研修病院 他の病院と共同して臨床研修を行う病院（前号に該当するものを除く。）であって、当該臨床研修の管理を行うもの
- 三 協力型臨床研修病院 他の病院と共同して臨床研修を行う病院（第一号に該当するものを除く。）であって、前号に該当しないもの

(指定の基準)

第六条 厚生労働大臣は、第四条第一項の申請があつた場合において、当該病院が次の各号に適合していると認めるときでなければ、単独型臨床研修病院の指定をしてはならない。ただし、研修協力施設と共同して臨床研修を行おうとする場合にあっては、第三号から第七号まで、第九号、第十二号及び第十五号に掲げる事項については、これらの号に係る当該研修協力施設の状況を併せて考慮するものとする。

- 一 第二条に規定する臨床研修の基本理念にのっとりた研修プログラムを有していること。
- 二 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第十九条第一項第一号に規定する員数の医師を有していること。
- 三 臨床研修を行うために必要な診療科を置いていること。
- 四 救急医療を提供していること。
- 五 臨床研修を行うために必要な症例があること。
- 六 臨床病理検討会を適切に開催していること。
- 七 臨床研修の実施に関し必要な施設及び設備を有していること。
- 八 患者の病歴に関する情報を適切に管理していること。
- 九 医療に関する安全管理のための体制を確保していること。
- 十 研修管理委員会を設置していること。
- 十一 プログラム責任者を適切に配置していること。
- 十二 適切な指導体制を有していること。
- 十三 受け入れる研修医の数が、臨床研修を行うために適切であること。

十四 研修医の募集及採用の方法が臨床研修の実施のために適切なものであること。

十五 研修医に対する適切な処遇を確保していること。

2 厚生労働大臣は、前条第一項の申請があった場合において、当該病院が次の各号に適合していると認めるときでなければ、管理型臨床研修病院の指定をしてはならない。ただし、第一号において引用する前項第三号から第六号まで及び第十一号に掲げる事項については、これらの号に係る協力型臨床研修病院として共同して臨床研修を行うこととなる病院の状況を併せて考慮するものとし、これに加えて、研修協力施設と共同して臨床研修を行おうとする場合にあっては、第一号において引用する前項第三号から第七号まで、第九号、第十二号及び第十五号に掲げる事項については、これらの号に係る当該研修協力施設の状況を併せて考慮するものとする。

一 前項各号に適合していること。

二 協力型臨床研修病院として共同して臨床研修を行うこととなる病院との間で緊密な連携体制を確保していること。

三 協力型臨床研修病院として共同して臨床研修を行うこととなる病院が次項各号に適合していること。

参考資料 8 特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて（保医発第 0306003 号平成 18 年 3 月 6 日）

第 8 開放型病院共同指導料

1 開放型病院共同指導料に関する施設基準

(1) 当該病院の施設・設備の開放について、開放利用に関わる地域の医師会等との合意（契約等）があり、かつ、病院の運営規定等にこれが明示されていること。

(2) 次のア又はイに該当していること。

ア 当該 2 次医療圏の当該病院の開設者と直接関係のない（雇用関係にない）20 以上の診療所の医師若しくは歯科医師が登録しているか、又は当該地域の医師若しくは歯科医師の 5 割以上が登録していること。

イ 当該 2 次医療圏の一つの診療科を主として標榜する、当該病院の開設者と関係のない（雇用関係のない）10 以上の診療所の医師若しくは歯科医師が登録していること、又は当該地域の当該診療科の医師若しくは歯科医師の 5 割以上が登録していること。この場合には、当該診療科の医師が常時勤務していること。（なお、医師が 24 時間、365 日勤務することが必要であり、医師の宅直は認めない。）

(3) 開放病床は概ね 5 床以上あること。

(4) 次の項目に関する届出前 30 日間の実績を有すること。

ア 実績期間中に当該病院の開設者と直接関係のない複数の診療所の医師又は歯科医師が、開放病床を利用した実績がある。

イ これらの医師又は歯科医師が当該病院の医師と共同指導を行った実績がある。

ウ 次の計算式により計算した実績期間中の開放病床の利用率が 2 割以上である。ただし、地域医療支援病院においてはこの限りではない。

$$\text{開放病床利用率} = \frac{\text{(30 日間の地域の主治医の紹介による延入院患者数)}}{\text{(開放病床} \times \text{30 日間)}}$$

(5) 地域医療支援病院にあつては、上記（1）から（4）までを満たしているものとして取り扱う。

第3編
益田市民を対象とした
アンケート調査票

益 福 健 号 外
平成 2 3 年 5 月 3 1 日

益田市民の皆様

益田市長 福 原 慎 太 郎
(公 印 省 略)
(健康増進課地域医療対策室)

益田市医師会からのアンケート調査について（依頼）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より、益田市の保健・医療・福祉行政に対しまして、格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、益田市医師会から、医師会病院の地域での評価や位置付けを調査するため、市民の皆様にアンケートを実施したいとの申し出がありました。

については、益田市にお住まいの20歳から80歳までの男女3,000名を無作為に抽出した結果、あなたにアンケート票を送付させていただくことになりました。

なお、個人情報となりますので、この回答につきましては、調査の目的以外には使用しません。調査の趣旨をご理解いただき、ご協力賜りますようお願いいたします。

また、この調査について、ご不明な点がございましたら、益田市医師会事務局へお問い合わせください。

益田市民の皆様へ

益田市における中核病院に関する市民アンケート ご協力をお願い

社団法人 日本医師会
社団法人 島根県医師会
社団法人 益田市医師会

東日本大震災における被災者の皆様、及びその関係者の方々に対しまして、心よりお見舞い申し上げます。益田市医師会、島根県医師会としましても、震災直後から、日本赤十字を上回る数の日本医師会災害医療チーム（JMAT）の一員を派遣し、災害医療活動支援を行っております。

この度の大地震により、医療の重要性が再認識され、今後の益田地域における病院のあり方を考えるときであります。

こうした状況の中、益田市医師会が運営している益田地域医療センター医師会病院をはじめ、全国の医師会病院においては、持続的かつ安定的に医療サービスを提供するため、医師会病院を医療法第31条の「公的医療機関」に指定されることが求められています。

そこで、益田市のご協力のもと、日本医師会・島根県医師会・益田市医師会の三医師会共同で、益田市民の皆様を対象に本アンケートを実施し、住民の皆様からみた医師会病院の地域での評価や位置付けを調査させて頂くこととなりました。

本アンケート調査の対象者は、益田市にお住まいの20歳から80歳までの男女3,000人をランダムに抽出し、アンケート票を郵送させて頂いております。

何卒、本アンケートの主旨に、ご理解ご協力を賜わり、同封致しましたアンケート票にご記入の上、返送用封筒を用いて、6月27日（月）までにご返送くださいますようお願いいたします。

ご回答頂いた内容につきましては、回答者の秘密情報を守り、統計処理する以外には一切使用いたしません。

なお、ご不明な点等がございましたら、下記のご連絡先へお問い合わせ頂きますようお願いいたします。

「問い合わせ先」

益田市医師会事務局 市民アンケート担当係（担当：島田・田中・桐田）
本調査専用電話：0856-31-0545（受付時間：平日9：00～17：00）

以上

「送付資料」

本ご案内状 ……1通
アンケート票 ……1部
返信用封筒 ……1部

「回答票返送先」

〒699-3676 益田市遠田町1917-2
益田市医師会事務局 益田市民アンケート係宛

【益田市における中核病院に関する市民アンケート票】

益田市の「中核病院」とは、「益田地域医療センター医師会病院」と「益田赤十字病院」をいいます。

以下の設問について、該当する番号に○印をつけるとともに、記入欄がある場合、枠の中に回答をご記入ください。

以下、「益田地域医療センター医師会病院」を「医師会病院」といいます。

F1. あなた「ご自身」についてお聞きします。

F1-1 あなたの年齢についてご記入下さい。

歳

F1-2 あなたの性別について該当するものに○印をつけて下さい。

1. 男性
2. 女性

F1-3 あなたの現在の主たる就業形態等について、該当するものに一つだけ○印をつけて下さい。

1. 農林漁業
2. 建設業
3. 製造業
4. 商業・サービス業
5. 公務員
6. 家事専従者
7. 学生
8. 現在就業していない
9. その他(下の枠内に具体的にお書き下さい。)

--

F1-4 あなたの現在の職業で、下記に該当する場合は、その項目に○印をつけて下さい。

1. 医療関係職
2. 介護関係職
3. 医薬品関係職
4. 医療機器関係職
5. 保健関係職
6. その他病院に関係する職種

F2. あなたの世帯(あなたが同居しているご家族をいい、住民票に同一世帯として記載されている方)についてお聞きします。

F2-1 あなたの世帯は全部で何人ですか？ご自身を含めお答え下さい。

人 (あなたを含めて)

F2-2 あなたの世帯には、あなたを含めて、65歳以上の方はいらっしゃいますか。

1. いる

2. いない

F2-2-1 その内、あなたを含めて、75歳以上の方はいらっしゃいますか。

1. いる

2. いない

F2-3 あなたの世帯には、小児(15歳以下のお子さん)の方はいらっしゃいますか。

1. いる

2. いない

F2-3-1 その内、乳幼児(6歳以下のお子さん)の方はいらっしゃいますか。

1. いる

2. いない

F3. 益田市医師会が「益田地域医療センター医師会病院」を運営していることをご存知かをお聞きします。

F3-1 あなたは、益田市医師会が「益田地域医療センター医師会病院」を運営していることを知っていましたか。

1. 知っていた

2. 知らなかった

F4. 以下の設問では、あなたの受診の状況やこれまでの受診歴についてお聞きします。

F4-1 あなたは、あなたの健康状態や病状を常日頃からよく知っていて、体調が悪い時に何時もかかる医師(こうした医師を「かかりつけ医」と呼んでいます)を持っていますか。

1 いる

2 いない

F4-1-1 その「かかりつけ医」の受診頻度(複数のかかりつけ医がいる場合はすべての受診回数を合計する)はどの程度ですか。
下記の内、該当するものに○印をつけて下さい。

1. 週1回以上受診する
2. 月1～3回程度受診する
3. 2～3カ月に1回程度受診する
4. 半年に1回程度受診する
5. 一年に1回程度受診する

F4-1-2 あなたの病状等に応じて、その「かかりつけ医」から益田市医師会が設立・運営している、「益田地域医療センター医師会病院」を紹介してもらったことはありますか。
下記の内、該当するものに○印をつけて下さい。

1. ある

2. ない

F4-1-3 あなたの病状等に応じて、その「かかりつけ医」から益田赤十字病院を紹介してもらったことはありますか。
下記の内、該当するものに○印をつけて下さい。

1. ある

2. ない

次ページへ

F4-2 あなたは、医師会病院を、外来で受診したことがありますか。

1. ある
2. ない

F4-3 あなたは、医師会病院に、入院したことがありますか。

1. ある
2. ない

F4-4 あなたの世帯のどなたかは、医師会病院に、入院したことがありますか。

1. ある
2. ない

F4-5 「あなた」或いは「あなたのご家族の方」は、益田市医師会が設立・運営(運営受託を含む)している、下記施設等を利用したことがありますか。利用したことがある施設に、全て○印をつけて下さい。(複数回答)

1. 益田市立介護老人保健施設くにさき苑(介護保険認定者の介護やリハビリテーションの支援を行う施設)
2. 益田市医師会訪問看護ステーション(在宅療養を支援するサービス)
3. 益田市医師会ホームヘルプ事業所(在宅介護を支援するサービス)
4. 益田市医師会居宅介護支援事業所(介護保険対象者の居宅サービスの利用相談とサービス計画の作成)
5. 益田市立在宅介護支援センターくにさき苑(市民への医療・介護・福祉の総合窓口)
6. 保健予防センター(ドック・企業健診・学校健診の実施)
7. 益田地域産業保健センター(50人未満の事業所職員の健康管理)
8. 益田圏域地域リハ支援センター(益田圏域のリハビリの指導援助)
9. 益田市国民健康保健診療施設美都診療所(美都地区の医療サービス)

Q1. 益田市民として、必要な医療提供の分野と、医師会病院の医療提供の分野についてお聞きします。

Q1-1 益田市民として、市内の中核病院(医師会病院や益田赤十字病院)における医療提供の分野としては、どのようなことが必要とお考えですか。

必要と考えられる医療提供の分野の項目に全て○印をつけて下さい。(複数回答)

1. 夜間や休日の診療や救急医療の提供(夜間救急医療・休日診療)
2. 高齢者等が長期入院治療するための入院施設の提供(療養型病棟等)
3. 介護老人保健施設(病状安定期にあり、入院治療の必要はないが、リハビリや看護・介護を必要とする要介護者のための施設)の提供
4. 脳卒中等の回復期・維持期のリハビリテーション機能の提供(回復期リハビリテーション病棟と通所リハビリテーション・訪問リハビリテーション等)
5. 胃がん、大腸がん等の国内に多いがん治療や専門的ながん治療(手術、放射線療法及び化学療法を効果的に組み合わせる治療)
6. 糖尿病の予防・診断・治療に関する医療の提供面
7. 小児専門医療および高度な周産期医療の提供(重症の患者を小児内科や小児外科、新生児科等専門医師が治療や、危険度の高い妊婦や新生児・乳児などを24時間体制で専門的な治療等)
8. 地域の診療所と病院が連携した医療の提供(患者紹介等)
9. 無医地区やへき地への医療の提供(市内の無医地区への巡回診療)
10. 往診や訪問看護サービス等在宅医療の提供
11. 在宅介護支援サービスの提供(訪問介護・訪問リハビリテーション)
12. 一般市民や市内の産業で働く人の保健予防面
13. 災害時における医療面での対応面(救護班の派遣)
14. その他(下の枠内に具体的にお書き下さい。)

Q1-2 Q1-1でお聞きした、益田市民として中核病院に求める医療の分野に対し、医師会病院がどのような医療サービスを提供しているかについてお聞きします。
あなたは、医師会病院における医療活動について、どの程度ご存じですか。
該当する項目に一つ○印をつけて下さい。

- | | | |
|------------|--------|------------------|
| 1. よく知っている | —————→ | (SQ1-2-1へお進み下さい) |
| 2. 知っている | —————→ | (SQ1-2-1へお進み下さい) |
| 3. 知らない | —————→ | (Q1-3へお進み下さい) |

SQ1-2-1 Q1-1でお聞きした、益田市民として中核病院に求める医療提供の分野に対し、医師会病院はどのような面で寄与しているとお考えですか。
寄与していると考える分野に、全て○印をつけて下さい。(複数回答)

1. 夜間や休日の診療や救急医療の提供面(夜間救急医療・休日診療)
2. 高齢者等が長期入院治療するための入院施設の提供面(療養型病棟等)
3. 介護老人保健施設(病状安定期にあり、入院治療の必要はないが、リハビリや看護・介護を必要とする要介護者のための施設)の提供面
4. 脳卒中等の回復期・維持期のリハビリテーション機能の提供面
(回復期リハビリテーション病棟と通所リハビリテーション・訪問リハビリテーション等)
5. 胃がん、大腸がん等の国内に多いがん治療や専門的ながん治療(手術、放射線療法及び化学療法を効果的に組み合わせる治療)を行う医療の提供
6. 糖尿病の予防・診断・治療に関する医療の提供面
7. 地域の診療所と病院が連携した医療の提供面(患者紹介等)
8. 無医地区やへき地への医療の提供面(無医地区への巡回診療)
9. 往診や訪問看護サービス等在宅医療の提供面
10. 在宅介護支援サービスの提供面(訪問介護・訪問リハビリテーション)
11. 一般市民や市内の産業で働く人の保健予防面
12. 災害時における医療面での対応面(救護班の派遣)
13. その他(下の枠内に具体的にお書き下さい。)

Q1-3 益田市医師会に所属する医師の診療所を中心とする医療機関と、医師会病院は医療連携に積極的に取り組む医療提供体制を、大きな特徴としています。こうしたことをどう評価しますか。(開業医の診療所が外来部門で、医師会病院が入院施設)
該当する項目に一つ○印をつけて下さい。

1. 非常によい取り組みだと思う
2. よい取り組みだと思う
3. よい取り組みとは思えない

Q2. 現在、国や地方自治体が重点的に財政的および人的(医師の派遣)支援をしている病院としては、地方自治体が設置した公立病院とともに、戦前に設立された日本赤十字社や厚生農業協同組合連合会等が設置した「公的医療機関」があります。
こうした「公的医療機関」は、約60年前の終戦後間もない昭和28年に、国の告示(厚生労働大臣が定めたもの)によって指定されたまま、現在までほとんど変わっていません。
そこで現状における「公的医療機関の指定と支援のあり方」についてお聞きします。

Q2-1 現在、医師会病院のように、約60年前の国の告示で「公的医療機関」に指定されていないにもかかわらず、地域住民のニーズに対応した活動をしている病院は、国や地方自治体の重点的な支援を受けられない状況にあります。
こうした現状の「公的医療機関」への「重点的な財政的および人的(医師の派遣)支援の仕組み」について、最もあなたのお考えに近いものに一つ○印をつけて下さい。

1. 公平或いは適正な支援の仕組みとは思わない
2. 約60年前の告示(厚生労働大臣が定めたもの)なので、現状と乖離していると思う
3. 公平或いは適正な支援の仕組みと思う

Q2-2 前問のような財政的および人的支援の仕組みの背景となっている、「公的医療機関の指定と支援のあり方」について、最もあなたのお考えに近いものに一つ○印をつけて下さい。

1. 「公的医療機関」の指定の対象については見直すべきである
2. 約60年前に決められた指定の対象のままでよい

Q2-3 県内における病院等医療機関の整備や、各医療機関の役割分担のあり方等は、県の「保健医療計画」によって定める仕組みとなっております。
そこで、「公的医療機関」の指定対象の見直しの一つの方法として、県知事等が県の「保健医療計画」と整合を取りつつ、地域の必要な医療分野に貢献している医療機関を、「公的医療機関」として国に指定してもらい仕組みを導入することが考えられます。
この考え方について、最もあなたのお考えに近いものに一つ○印をつけて下さい。

1. 非常によい考え方だと思う
2. よい考え方だと思う
3. よい考え方とは思えない

Q3-1. 医師会病院では公的医療機関が行うべき活動のほとんどすべてを行っています。この中で、医師会病院及び益田市医師会の活動としてご存じの項目全てに○印をつけてください。(複数回答)

1. 夜間や休日の診療や救急医療の提供面(夜間救急医療・休日診療)
2. 高齢者等が長期入院するための入院施設の提供面(療養型病棟＝ふたば棟)
3. 介護老人保健施設の提供面(益田市立介護老人保健施設くにさき苑)
4. 脳卒中等の回復期・維持期のリハビリテーション機能の提供面(回復期リハビリテーション病棟)
5. 胃がん、大腸がん等の国内に多いがんの治療を行う医療の提供面
6. 糖尿病の予防・診断・治療に関する医療の提供面
7. 一般市民や市内の産業で働く人の保健予防面(保健予防センター・産業保健センター)
8. 島根県民のための看護師の育成面(島根県立石見高等看護学院)
9. 診療所等市内医療機関が利用できる、共同利用病床や設備・機械器具等の提供面(オープンシステム開放型病棟)
10. 災害時における医療面での対応(災害医療チームへの医師の派遣や被災者への医療の提供)
11. 無医地区やへき地への巡回診療面(へき地巡回診療)
12. その他ご存じのことを具体的にお書き下さい

Q3-2. 医師会病院では、診療所と連携した中核病院(入院などにより高度な医療を提供する医療機関)として、身近な医療から高度な医療まで、益田市民に対して、切れ目のない医療サービスの提供を行っていますが、このことについて、どう評価しますか。

1. 高く評価できる
2. 評価できる
3. 評価できない
4. その他

Q4. 市民からみた、国・県等の行政による医師会病院等の中核病院に対する支援の必要性についてお聞きします。

Q4-1 Q3でみたように、医師会病院では公的医療機関が行うべき活動を実際に行っていますが、現在、医師会病院の運営に際しては、下記のような様々な問題が生じています。

こうした問題について、ご存じの項目全てに○印をつけて下さい。(複数回答)

1. 医師の確保が困難な状況
2. 看護師の確保が困難な状況
3. 救急医療の運営が不採算な状況
4. 診療報酬抑制により新たな施設環境整備の財源確保が困難な状況
5. その他()

Q4-2 Q4-1に示したような、医師会病院の様々な問題へ対応するため、国、県等の行政による支援の必要性について、どのようにお考えですか。

該当する項目に一つ○印をつけて下さい。

1. 積極的に支援すべきである → (SQ4-2-1へお進み下さい)
2. 支援すべきである → (SQ4-2-1へお進み下さい)
3. 支援すべきでない → (Q5へお進み下さい)

SQ4-2-1 現在、「公的医療機関」ではない医師会病院は、国、県等の行政から支援を受ける際、赤十字病院等の「公的医療機関」の病院と異なった不利な扱い(補助金の支給額・医師派遣の優先順等)を受けている状況にあります。

こうした国・県等の行政による支援のあり方について、下記の内、該当するものに○印をつけて下さい。(回答後Q5にお進み下さい)

1. 公的医療機関の病院と全く同じ支援形態とすべきである
2. 公的医療機関の病院とほぼ同じ支援形態とすべきである
3. 公的医療機関の病院と異なる支援形態でよい

Q5. 益田市には益田赤十字病院に産婦人科がありますが、里帰り分娩ができません。医師会病院に産婦人科を開くことを希望されますか。最もあなたのお考えに近いものに○印を付けてください。

1. 強く希望する —————▶ (Q5-1へお進み下さい)
2. 希望する —————▶ (Q5-1へお進み下さい)
3. 希望しない —————▶ (Q6へお進み下さい)

Q5-1 医師会病院は、産婦人科医師が確保できれば、産婦人科を新規に開設し、里帰り分娩に対応することができますが、公的医療機関ではないため、産婦人科医師の確保が困難な状況にあります。このような状況に対応し、医師会病院を公的医療機関に指定し、産婦人科医師を確保できる環境を整える考え方について、最もあなたのお考えに近いものに○印を付けてください。

1. 積極的に推進すべき
2. 推進すべき
3. 今のままでよい

Q6. 本「益田市における中核病院に関する市民アンケート」に関連して、ご意見、ご要望事項がありましたら、ご自由に記入してください。

—以上で設問は全て終了です。大変ありがとうございました。—